

小松市の環境

令和7年度



～ 木場潟から望む白山～

小 松 市

目次

第1章 小松市の環境 ----- 1

1. 社会環境 -----	1
(1) 人口の推移 -----	1
(2) 土地利用 -----	1
(3) 産業構造 -----	1
2. 自然環境 -----	2
(1) 地形・川・潟 -----	2
(2) 気温・降水量 -----	2
(3) 自然環境保全地域 -----	3
(4) 県立自然公園「大日山」 -----	4
3. 小松市の主な取組み -----	5
(1) エコロジーパークこまつプロジェクト -----	5
(2) 小松市指定ごみ袋の導入 -----	6
(3) スマートリサイクル等の循環型社会の推進 -----	7
(4) 食品ロスの削減による更なるごみの減量化 -----	11
(5) 水郷木場潟を未来につなぐ取組み -----	11
(6) 小松市の水辺 -----	12
(7) こまつ環境エコフェスティバル (We enjoy EC0!! エンジョイエコまつり) -----	21
(8) わがまち美化ピカ隊 -----	21
(9) 特定外来生物の防除 -----	22
(10) SDGs 未来都市こまつ -----	25
(11) 一般財団法人こまつ里山SDGs俱楽部 -----	26

第2章 大気環境 ----- 27

1. 大気環境の概況 -----	27
(1) 概況 -----	27
2. 大気汚染に対する対策 -----	31
(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策 -----	31
(2) 緊急時の対策 -----	31

第3章 水環境 ----- 33

1. 水環境の概況 -----	33
(1) 概況 -----	33
(2) 小松市生活排水処理基本計画 -----	41
2. 木場潟・柴山潟の概況 -----	43
(1) 概況 -----	43

(2) 生活排水対策推進計画 -----	44
(3) 令和6年度対策事業 -----	44
3. 水質浄化への対策 -----	46
(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策 -----	46

第4章 公害苦情 ----- 48

1. 公害苦情 -----	48
(1) 概況 -----	48
2. 公害苦情への対策 -----	49
(1) 小松市公害防止協定・環境保全協定 -----	49
(2) 小松市環境保全施設整備資金融資制度 -----	49
(3) 野焼きの禁止 -----	50

第5章 騒音・振動・悪臭 ----- 51

1. 騒音・振動・悪臭 -----	51
(1) 概況 -----	51
2. 騒音・振動・悪臭に対する対策 -----	53
(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策 -----	53

第6章 ダイオキシン類 ----- 54

1. ダイオキシン類の概況 -----	54
(1) 概況 -----	54
2. ダイオキシン類に対する対策 -----	57
(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策 -----	57

第7章 一般廃棄物 ----- 58

1. 一般廃棄物の概況と課題 -----	58
(1) 概況 -----	58
(2) 課題 -----	62
2. 一般廃棄物への対策 -----	63
(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策 -----	63
(2) ごみ減量ビジョン -----	64
(3) 令和6年度 環境事業・ごみ減量化促進事業 -----	64
(4) 一般廃棄物の経緯及び実施事業 -----	66
(5) 一般廃棄物処理手数料 -----	76
(6) 一般廃棄物收集運搬許可業者及び再生資源業者 -----	76

第8章 産業廃棄物 ----- 79

1. 産業廃棄物の概況 -----	79
-------------------	----

（1） 概況 -----	79
2. 産業廃棄物に対する対策 -----	82
（1） 第3次こまつ環境プランにおける施策 -----	82
第9章 地球温暖化対策 -----	83
1. 地球温暖化の概況 -----	83
（1） 地球温暖化の仕組み -----	83
（2） 地球温暖化の現況 -----	83
（3） 地球温暖化対策の動向 -----	85
2. 小松市の地球温暖化対策の現状 -----	89
（1） 小松市における地球温暖化の現状 -----	89
（2） 小松市における地球温暖化対策 -----	89
第10章 こまつ環境プラン -----	95
1. 計画の背景・目的 -----	95
2. 基本方針 -----	96
（1） 主要テーマとチャレンジ目標 -----	96
3. 施策の体系 -----	98
4. 数値目標 -----	101
第11章 こまつ環境パートナーシップ -----	103
1. 概要 -----	103
（1） 設立 -----	103
（2） 会則 -----	104
2. 取組み状況 -----	106
（1） プロジェクト事業 -----	106
（2） その他の事業 -----	107
参考 -----	109
（1） 市民等の参加による環境保全活動 -----	109
（2） 環境行政組織体制（令和7年1月1日現在） -----	112
（3） 環境関連法令、条例等 -----	113
（4） 公害関係法令及び条例に基づく届出受理事務 -----	141
（5） 小松市環境審議会 -----	145
環境関係用語集 -----	147

第1章 小松市の環境

1. 社会環境

(1) 人口の推移

本市の人口は、近年は減少傾向です。

表1 人口及び世帯数 (R7.1.1 現在)

人口	105,484 人
男	51,958 人
女	53,526 人
世帯数	46,018 世帯
人口密度	284 人/km ²

(2) 土地利用

土地利用の割合をみると、本市の南東は標高 2,702m の白山の麓に位置し、山岳地帯が広がっているため、山林地が 70.0% と最も多い割合を占めています。

また、農用地は 10.4%，市街化区域は 6.1% となっています。

(3) 産業構造

本市の産業は、機械・繊維産業を中心に発展し、近年は電気機械、電子部品産業等の新分野の伸展もみられます。

令和 2 年現在、大分類別就業人口の割合をみると、第 1 次産業の割合は低く、第 2 次産業では建設業 (6.66%) や製造業 (30.73%)、第 3 次産業では卸売・小売業 (13.74%) や医療、福祉 (11.74%) の割合が高くなっています。

第 3 次産業については、大規模小売店の進出、高度情報化の進展や近年の事業所数増加などから、増加傾向となっています。

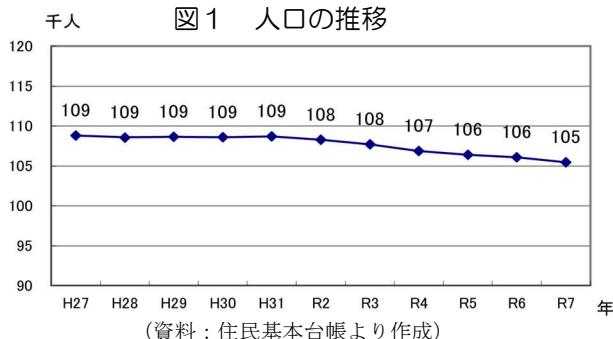


表2 土地利用の割合

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
市街化区域	2,259	6.1
(住居系)	1310	3.5
(商業系)	159	0.4
(工業系)	790	2.1
農用地	3,860	10.4
山林地	25,970	70.0
その他	5,016	13.5
合計	37,105	100.0

(資料：小松の都市計画 2020 (まちデザイン課調べ)、小松市統計書、小松市農業委員会)

表3 大分類別就業人口の割合

大分類	人 数	割合(%)
農業	972	1.78
林業	48	0.09
漁業	15	0.02
鉱業	6	0.01
建設業	3,646	6.66
製造業	16,816	30.73
電気・ガス・熱供給・水道業	216	0.39
情報通信業	640	1.17
運輸業	2,009	3.67
卸売・小売業	7,523	13.74
金融・保険業	803	1.47
不動産業	563	1.03
学術研究、専門・技術業	1,311	2.40
飲食店・宿泊業	2,683	4.90
生活関連、娯楽業	1,854	3.39
教育、学習支援業	2,693	4.92
医療、福祉	6,423	11.74
複合サービス事業	588	1.07
サービス業(他に分類されないもの)	2,439	4.46
公務(他に分類されないもの)	2,566	4.69
分類不能の産業	914	1.67
総 数	54,728	100.00

(資料 令和 2 年国勢調査)

2. 自然環境

(1) 地形・川・潟

本市は、東から能美山地、能美・江沼丘陵、市街地の平野部、そして日本海と起伏に富んだ地形を有しています。また、一級河川である梯川（河川延長 42km、流域面積 271.2km²）は、西の安宅の海に注いでいます。

一級河川梯川水系の木場潟（面積 114ha、平均水深 2.2m）は、県内で唯一水郷景観の面影が残る湖として知られています。

図2 小松市の地形

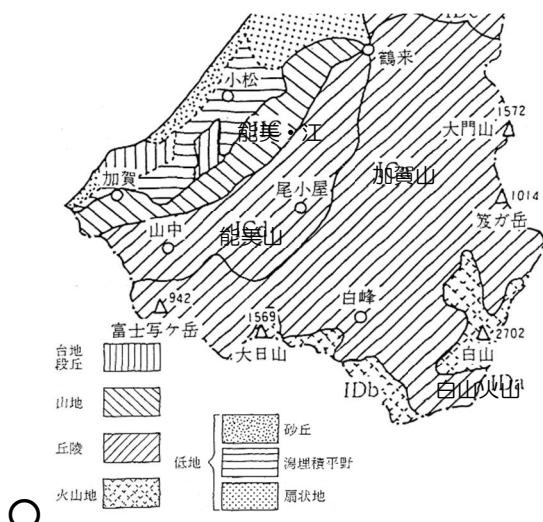
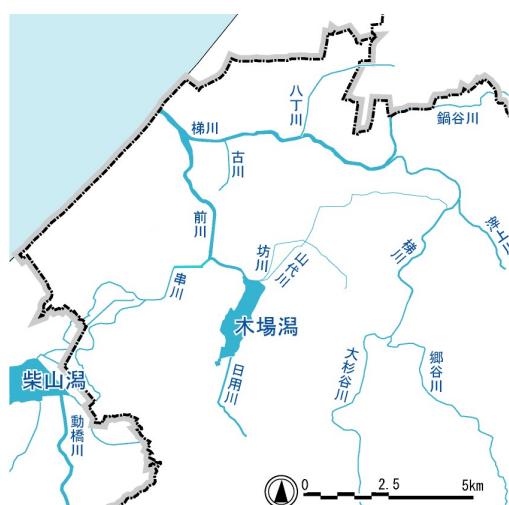


図3 小松市の水系



(2) 気温・降水量

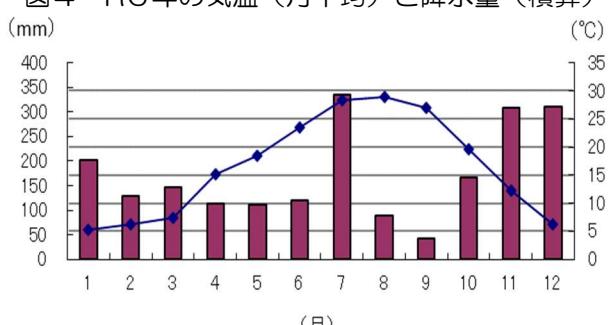
本市では、消防本部で気温、降水量を測定しています。本市は、冬季の降水量が多い典型的な日本海側の気候です。

（資料：小松市統計書）

表4 気象の概況

項目 年	気温 (°C)			平均 湿度 (%)	降水量 (mm)	平均 風速 (m/s)	最多 風向	天気日数(日)			
	平均	最高	最低					晴	曇	雨	雪
H30	15.4	40.6	-6.3	83.2	2,141	2.7	北北東	191	76	71	27
R1	15.6	38.7	-1.7	82.3	1,268	2.6	南南東	129	152	71	13
R2	15.8	40.8	-3.3	83.4	1,848	2.8	南南東	176	101	79	10
R3	15.6	37.4	-4.6	83.5	1,795	2.8	北北東	R3より統計廃止			
R4	15.6	39.0	-1.6	83.3	1,709	2.6	南南東	R3より統計廃止			
R5	16.5	41.0	-4.2	82.3	1,597	2.7	南南東	R3より統計廃止			
R6	16.5	38.0	-1.2	84.5	2,076	2.6	北北東	R3より統計廃止			

図4 R6年の気温（月平均）と降水量（積算）



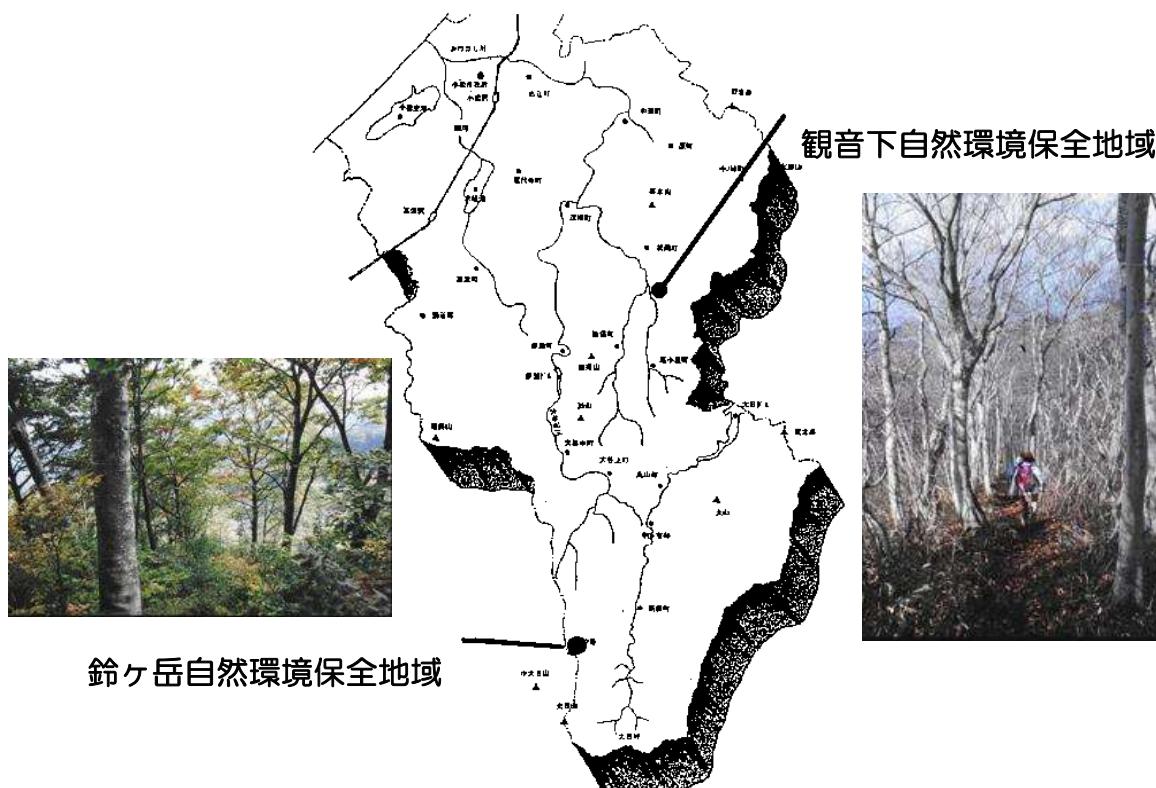
（資料：小松市統計書）

(3) 自然環境保全地域

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第118条(平成16年3月23日石川県条例第16号)の規定により、本市では下記の2地域が指定されています。

表5 自然環境保全地域

	観音下自然環境保全地域	鈴ヶ岳自然環境保全地域
指定理由	本地域は、標高70メートルから150メートルまでにわたる斜面に発達したスダジイ林で、樹高15メートル前後のスダジイが優占し、一部にアカマツが混生する。本県内のスダジイ林は一般に標高60メートル位まであり、特異な分布といえる。また、ツクバネガシの北限に近い自生地となっている。	本地域は、多様性に富んだ優れた自然林から成り、斜面から尾根沿いには胸高直径1メートルを超えるブナ林が見られる。また、沢沿いにはサワグルミ、ケヤマハンノキ、ホオノキ等の渓谷林が見られる。動物相も豊かで、生態系の安定した地域となっている。
区域	小松市観音下町後背の斜面 面積：2.0ha 土地：民有林	大日山の北方3～4kmに位置し、梯川支流大杉谷川の源流の区域です。 面積：34.8ha 土地：民有林



(4) 県立自然公園「大日山」

小松市は、西は日本海に面し、東は靈峰「白山」のふもとに迫る『水と緑に恵まれたまち』です。

石川県で唯一自然のまま残された「木場潟」や、勧進帳で有名な安宅の関跡の「松林」、県の自然環境保全地域に指定されている鈴ヶ岳の「ブナ林」、そして、多種多様な動植物を育む県内でも有数の貴重な地域として「大日山」が県立自然公園に指定されています。

なかでも、小松市の最高峰である大日山（標高 1,368m）は、近年登山道の整備が進んだこともあり、登山爱好者ばかりでなく中高年から小中学生を含む家族連れまで、幅広い年齢層の人たちに親しまれるようになりました。山林での自然観察や野外学習等の自然体験学習のフィールドの拠点施設として、また、緊急避難のための施設を望む声が多かったため、平成14年には「大日山自然学舎(カタクリ小屋)」を頂上付近のブナ平に建設しました。



大日山山頂

3. 小松市の主な取組み

(1) エコロジーパークこまつプロジェクト

平成 27 年度から老朽化した環境美化センター焼却施設にかわる新たな焼却施設の建設を開始し、平成 30 年 7 月 1 日に竣工いたしました。新しい焼却施設「クリーンセンター」は、廃棄物の焼却処理に加え焼却熱を利用した発電を行い、地球環境に配慮した施設となっています。

事業は設計(Design)・建設(Build)・運営(Operate)を一体として発注する DBO 方式により行い、民間事業者のノウハウやアイデアを活かした良質で最適なサービスの提供、機能性の向上を図るとともに、運営・維持管理性を考慮した設計・建設を行うことや運営費の平準化などにより費用及び事務の負担軽減を図っています。

また、クリーンセンターに加え、既存施設であるリサイクルセンター、最終処分場を合わせたエリア全体を「エコロジーパークこまつ」とし、エネルギー供給、スマートシティの推進拠点として、地球環境への負荷軽減を図るとともに、子どもたちへの環境学習の実践の場としての活用を通じて、循環型社会の形成、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

【クリーンセンターの概要】

○建設

事業期間：平成 27 年 6 月 25 日～平成 30 年 6 月 30 日

建設費：7,992,000,000 円

国庫補助：循環型社会形成推進交付金（環境省）

3,000,528,000 円

施設規模：一般ごみ焼却能力 110 t / 日 (55 t / 24 時間 × 2 炉)

鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上 5 階建て（最高高さ 55m）

建築面積 2,940 m²、延面積床 6,362 m²

発電能力：1,990 kW

設計・施工：川崎重工業株式会社



○運営

委託期間：平成 30 年 7 月 1 日～20 年間

金額：8,024,400,000 円（消費税 8 % 税込）

活用：防衛省 特定防衛施設周辺整備調整交付金（9 条交付金）

運営事業者：グリーンパーク小松株式会社（SPC：特別目的会社）

運営体制：25 人（運転班は 4 班により 24 時間運転）

（2）小松市指定ごみ袋の導入

エコロジーパークこまつ・クリーンセンターの始動に先立ち、家庭から出る可燃ごみの中にはまだまだリサイクルできるものが多く含まれていることから、ごみ減量化やリサイクルを進めるために、一人ひとりがごみ減量化に取り組めるよう、平成 28 年 10 月から家庭から出る可燃ごみを対象に「ごみダイエット袋（指定袋）」を導入し、一人当たり一定量を無償配布しました。

そして今後より一層のごみ減量化やリサイクルを図るため、令和 5 年 4 月からは名称を「小松市指定ごみ袋」へ切替え、それまで実施していた無償配布を取りやめ、無償配布に要していた経費を他のごみ減量化施策等の実施に充てることによって一層のごみ減量化の推進を図っています。（それまでのごみダイエット袋は令和 5 年 4 月以降も引き続き使用可能としています。）

表 6-1 小松市指定ごみ袋の規格等

サイズ	容量	1 パック の枚数	販売価格 (1 パック・税込)
L サイズ	45L	10 枚	210 円
LM サイズ	30L	10 枚	190 円
M サイズ	20L	10 枚	150 円
S サイズ	12L	15 枚	150 円

（令和 5 年 4 月 1 日より）



LM, M, S サイズ



L サイズ

○取扱店：84 店舗（令和 7 年 3 月 31 日現在）

【指定ごみ袋の特別支給】

ごみの減量が難しいとされるのが「紙おむつ」です。やさしい福祉施策の一環として、令和5年4月より、指定ごみ袋Mサイズを2パック（年1回）支給しています。

1. 小松市介護用品助成券受給者の方

※ 要介護3以上の認定を受けている在宅要介護者の方

（窓口：長寿介護課、小松駅前行政サービスセンター、南支所）

2. 小松市日常生活用具給付事業（紙おむつ）受給者の方

（窓口：ふれあい福祉課）

3. 出生届を出される方

（窓口：子育て支援課、小松駅前行政サービスセンター、南支所）

4. 1歳6ヶ月児健診を受診される方

（窓口：すこやかセンター）

5. 「赤ちゃん紙おむつ定期便」利用者の内選択される方

（窓口：子育て支援課）

6. 住民税が非課税の世帯

（窓口：環境推進課）

（3）スマートリサイクル等の循環型社会の推進

小松市では令和12年度までに可燃ごみを平成20年度比33%削減、リサイクル率を30%とすることを目標にごみ減量化事業を実施しています。

平成28年10月からの指定袋制の導入により、令和6年度の可燃ごみの平成20年度比削減率は23.6%，リサイクル率は20.3%となり、さらなる減量・リサイクルに向けて取り組んでいます。

図5 可燃ごみ排出量と平成20年対比削減率（重量比）の推移

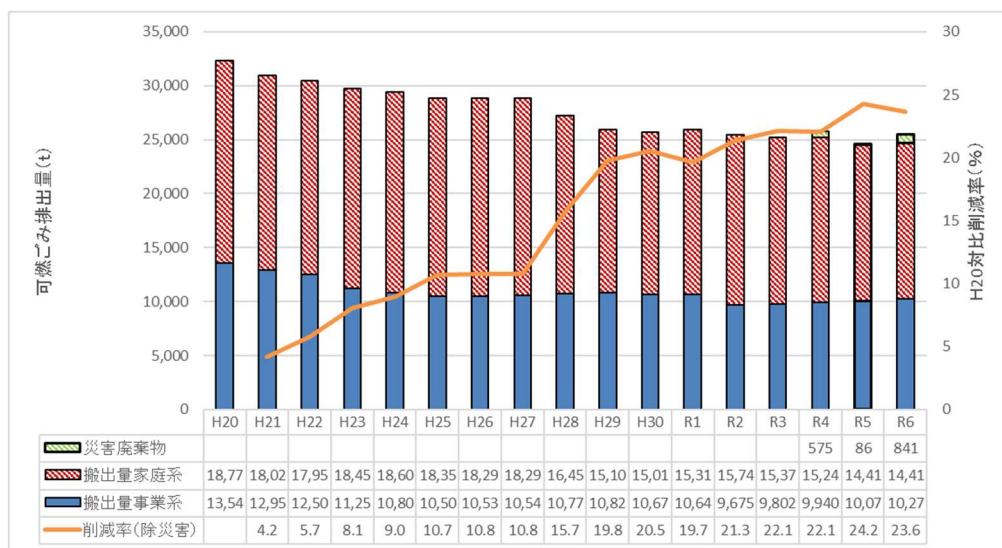
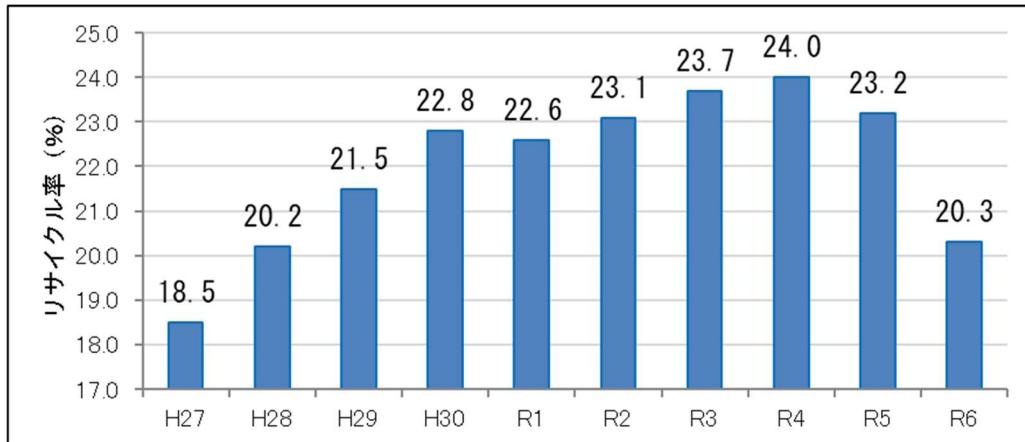


図6 リサイクル率の推移（除災害）



<主な取り組み>

① “3バック”運動

毎年実施しているごみ質調査の結果より、可燃ごみの中に紙ごみ、容器包装プラスチック類、生ごみが多く含まれていることから、「紙」にバック・「肩」にバッグ・「土」にバックの“3バック運動”を実施しています。



(i) 紙にバック…紙の再資源化を促進するため、紙ごみの分別を啓発し、市内5か所に古紙の拠点回収所を設置しています。

(ii) 肩にバッグ…マイバッグ持参と環境にやさしいエコショッピング等を啓発するため、市内スーパーの店頭等でPR活動を行っています。

(iii) 土にバック…生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみの水切りの啓発や生ごみ処理機等のレンタルや購入金額の補助制度を行っています。

② 分別区分の変更と大型ごみの有償個別収集開始

平成22年10月より月1回収集していた「もやすごみ」を廃止し、新しく「破碎ごみ」の区分を新設しました。また年2回収集していた「大型ごみ」は、リユースを促進するため、品目を指定し希望者からの申込制による有償個別収集を開始しています。



③ 市内町内会での説明会実施

上記分別変更や指定袋の無償配布廃止にともなう説明会と合わせ、小松市のごみの現状と減量化方法を、市内の町内会にて説明しています。

④ 学校施設等での生ごみ堆肥化の促進

小中学校や保育所から出る給食からの生ごみの堆肥化を推進するため、学校施設等での生ごみ処理機やコンポストの利用を推進しています。

⑤ “雑誌類”リサイクル袋の配布 (H24.6月)

一般ごみに多く含まれるリサイクル可能な紙ごみの分別用に, “雑誌類”リサイクル袋を全世帯に配布し, 啓発活動を実施しました。

⑥ 使用済小型電子機器等 (パソコン, 携帯電話除く) のリサイクルの開始 (H25.10月～)

エコロジーパークこまつに持ち込まれる使用済み小型電子機器等について, 処理業者を通じてリサイクルを実施しています。

⑦ 事業者への立ち入り指導実施

大規模排出事業者に対し, 分別方法やごみ減量方法等について戸別訪問し指導を実施しています。

⑧ 古着古布の拠点回収試行開始 (H26.11月～)

⑨ 市内リサイクル拠点の案内マップHP公開 (H26.12月～)

市民のリサイクルを広げるマップをHPに公開しています。

⑩ 公民連携によるリユース推進の取組み (R4.5月～)

スマートフォンを利用して自宅の不用品を査定, 手軽にリユースができる仕組みを, 民間事業者と連携し整備しました。

⑪ 令和4年8月4日豪雨災害に係る災害廃棄物の処理 (R4.8月～R5.3月)

令和4年8月3日から4日にかけて発生した記録的な集中豪雨により梯川や鍋谷川が氾濫し, 中ノ峠町や中海町をはじめとする梯川流域の広範囲において水害が発生しました。

被災した1,272世帯の住家などから大量の災害廃棄物が発生したため, 環境省, 石川県, 一般社団法人石川県産業資源循環協会などの関係機関と連携し, 8月7日に仮置場（こまつドーム駐車場）を開設し, 災害廃棄物の受入れと処分を実施しました。また, 被災地周辺には町内会が独自に災害廃棄物受入場所を計8箇所設置しました。9月12日にはエコロジーパークこまつへと受入れ拠点を切り替え, 翌年2月21日の最終持ち込みまでに計1,717トンの災害廃棄物を処理しました。また, 災害査定に伴う災害報告書の作成にあたっては環境省の災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）を活用し, 災害廃棄物処理の技能と経験を有する長野県佐久市職員の派遣を受けました。



【災害廃棄物処理の概要】

- 仮置場 8月7日～9月11日 こまつドーム第2駐車場, 第3駐車場
9月12日～3月31日 エコロジーパークこまつ内
- 受入場所 白江町, 古府町2箇所, 河田町, 鵜川町, 中海町, 中ノ峠町, 遊泉寺町
- 委託先 一般社団法人石川県産業資源循環協会（仮置場設置・運営, 災害廃棄物の運搬・処分）
一般廃棄物収集運搬許可業8社（受入場所から仮置場までの運搬）
小松能美建設業協会協会員7社（受入場所から仮置場までの運搬）
- 最終事業費 136,622千円
- 国庫補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省） 66,757千円
- 災害廃棄物重量 1,717t

図7 災害廃棄物種類別重量（単位：t）

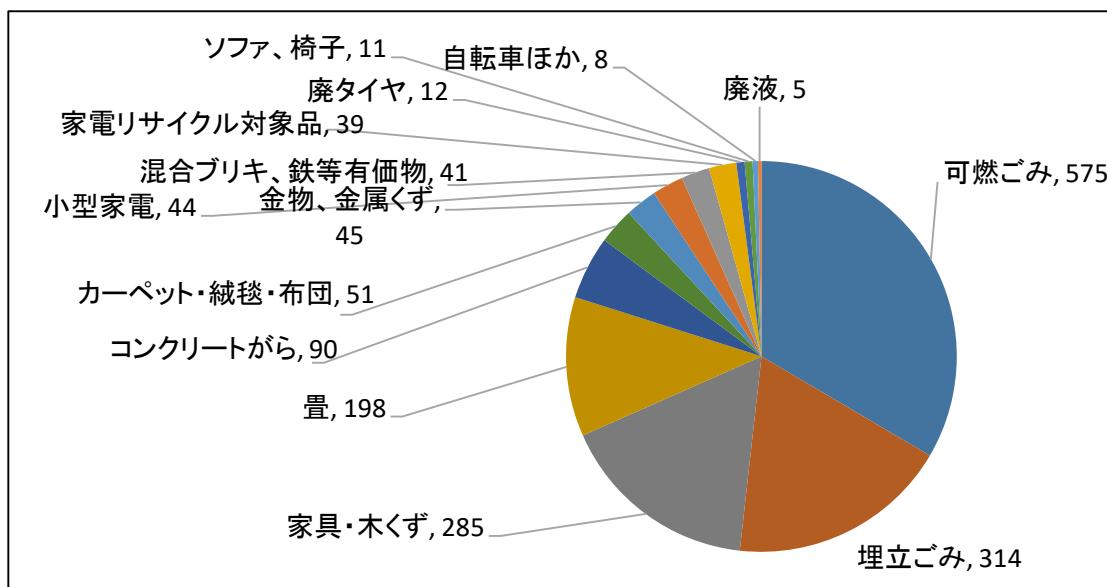


図8 その他重量によらない災害廃棄物

再資源化（石川県産業資源循環協会へ処理委託）		家電リサイクル法対象品目		
スプレー缶	1,265本	水銀含有物 (蛍光管等)	エアコン	35台
マットレス	112枚		テレビ	431台
フロン回収	44台	アルミホイール 付タイヤ	洗濯機	245台
消火器	297本		冷蔵庫	472台
大型消火器	1本			

※令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物処理に関しては、全ての処理が完了した時点（令和8年度版）で記載します。

(4) 食品ロスの削減による更なるごみの減量化

日本では年間 464 万トン（消費者庁「令和5年度食品ロス量推計値」）もの「食品ロス」が発生しています。

本市では、幼少期からの食育の一環として、また、飲食店においての食品ロス削減に着目し、「こまつの恵みに感謝！食べきり運動」と題し展開しています。

更に、市民団体では、公共施設やイベント時に「フードドライブ」を実施し、提供された食品については福祉施設等へ配布を行っています。



(5) 水郷木場潟を未来につなぐ取り組み

① 全国植樹祭について

平成 27 年 5 月 17 日に、木場潟公園を主会場として、第 66 回全国植樹祭が開催されました。全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、毎年春季に国土緑化推進機構と開催地都道府県の共催により行う国土緑化運動の中心的な行事です。昭和 25 年に第 1 回大会が開催され、石川県での開催は、昭和 58 年に河北郡津幡町の石川県森林公園で第 34 回大会を開催して以来、32 年ぶり 2 回目でした。

全国植樹祭の開催に向け、先人が残した豊かな自然を活かして、花と緑あふれる美しいまちを市民総ぐるみで創る「フローラルこまつ」や、道路・公園等の公共空間を町内会、企業、その他のグループ等が清掃してきれいにする「わがまち美化ピカ隊」等、市民共創の取り組みが活発化しました。

木場潟においても、フローラルこまつの取り組みはもちろん、例年 3 月に実施されている木場潟クリーン作戦を 4 月にも実施する等、県内外からのお客さまを万全の体制でお迎えするための環境が整備されました。

② 木場潟の自然環境・水辺文化に関する総合調査について

全国植樹祭の開催に向け、平成 25 年 11 月に、各分野に精通した小松市を主とする県内の有識者や関連する各種団体から構成される「木場潟資源調査企画推進委員会」が発足しました。総合調査では、過去に実施された木場潟に関するさまざまな調査結果や資料をとりまとめるとともに、最新の状況を確認するためのフィールドワークも実施されました。

報告書では、木場潟をめぐる豊かな歴史、特に水辺文化と農業の歩みが簡潔にまとめられており、それらを振りかえることで、未来像を考えています。木場潟の過去から現状への変

化とその要因、そしてあるべき近未来を予測し、今後必要な取り組みを明らかにすることが報告書作成の狙いあり、木場潟の水質改善、動植物の生物多様性と生態系の保全を推し進めるための将来ビジョンと基本プランが策定されました。

(6) 小松市の水辺

小松市は、奥山・里山から里湖・里海に至るまで変化に富んだ魅力ある自然環境を有しております、靈峰白山を源流とする「水」が河川や水路、農業用水路など幾筋にも張り巡らされており、あらゆる動植物に潤いをもたらしております。

私たちは、日常生活において必須の物質である「水」に感謝し、豊かな自然環境を農林水産業、新産業、教育、文化などに活かして交流拡大に繋げるとともに、後世に引き継ぐことを目指します。

現在、SDGs 未来都市こまつ水郷アクションプランに基づき、こまつ環境パートナーシップに所属する市民団体や流域の学校組織、行政等が連携して水辺を守る活動を継続しています。

・SDGs未来都市こまつ水郷アクションプラン（2020.8改定）



基本理念

もくじ

● 基本理念	11
● SDGs未来都市こまつ水郷ビジョン	10
● こまつ水郷パートナーシップ加盟団体の活動	9
● 小松市水郷エリアマップ	8
● 行動計画の4つの目標	7
● 政策の取組み展開	6
1. 豊かな自然や豊富な水を守る	5
2. 潤いある水辺空間を創る	4
3. 憎らしき自然環境水郷景観を活かす	3
4. 自然環境について学ぶ	2
● 目標指標	1



市民の輪で木場潟から靈峰白山を臨む



夕焼けに染まる靈峰白山と梯川

水に感謝し、水と共に生きる環境を次世代に引き継ごう

～野鳥・昆虫と多様な魚類に選ばれる水郷のまちへ～

小松市は、奥山・里山から里湖・里海に至るまで変化に富んだ魅力ある自然環境を有し、靈峰白山をシンボルとする「水」が河川や水路、農業用水路など幾筋にも張り巡らされており、あらゆる動植物に潤いをもたらしています。

私たちは、日常生活において必須の物質である「水」に感謝し、豊かな自然環境を農林水産業、新産業、教育、文化などに活かして交流拡大に繋げることで、SDGsの理念達成に向けて後世に引き継ぐことを目指します。

1

こまつ水郷パートナーシップとは・・・

市民・企業・民間団体・教育機関・行政が連携・協力し、河川・湖沼の保全及び交流人口拡大のための地域資源を利活用したビジョンの策定をする。また、健全な水環境の確保や水辺景観づくり、地域における健康増進活動に寄与し、地域の水と緑の空間を次世代に引き継ぐことを目的とした組織。

こまつ水郷パートナーシップ加盟団体

活動内容

○源流域

・おおかわの会



周辺児童と稚魚を卵から育成・放流し、また、魚の遡上を促す魚道を設置するなど、河川の環境保全に取り組んでいます。

・大杉谷川漁業協同組合



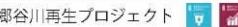
周辺児童と稚魚を放流し、水資源資源の維持・確保するとともに、生態系調査などの環境教育にも取り組んでいます。

・大杉谷川をよみがえらせる会



周辺住民と連携し、両岸の草刈りなどの河川の景観改善や魚の生息調査などの水環境保全に取り組んでいます。

・魚よみがえれ郷谷川再生プロジェクト



魚の復活のための調査・実験を行うとともに、郷谷川流域の活性化に取り組んでいます。

・新丸漁業協同組合



外来魚の駆除や倒木処理など、水環境保全に努め、子どもたちと釣りや放流体験などの環境教育にも取り組んでいます。

○梯川流域

・梯川協議会



梯川沿いの町内・学校・企業が一体となってごみ拾いを行い、「水辺で乾杯」などのイベント開催で親水空間の創出に取り組んでいます。

・九龍橋川を美しくする会



九龍橋川沿いに色とりどりの花の植栽などを行い、河川の景観向上に取り組んでいます。

・小松東部土地改良区



用水沿いの住民・周辺の学生と清掃ボランティアを実施し、水環境保全に取り組んでいます。



3



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

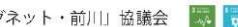
2030年における
世界が達成した
「持続可能な開発目標」です

こまつ水郷パートナーシップ加盟団体

活動内容

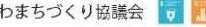
○前川流域

・「ウォーキングネット・前川」協議会



前川沿いの歩行空間を活かし、ウォーキングによって健康づくりに取り組んでいます。

・今江・まえがわまちづくり協議会



イベントの一環として、前川で乗船体験を実施し、流域の活性化に取り組んでいます。

・前川リバーパーク推進協議会



前川沿いの清掃や児童とともに生物・水質調査などを実施し、流域の環境保全、環境学習に取り組んでいます。

・加賀三湖土地改良区



区域内の農家・住民と清掃活動や周辺児童との校外学習を行い、景観維持や水質保全に取り組んでいます。

・木場潟を美しくする会



木場潟周辺のごみ拾いや廃食油の回収などの水質改善、外来種の駆除などの環境の保全に取り組んでいます。

・木場潟再生プロジェクト



ヨシ刈りや水草の育成、児童への環境学習を通じ、木場潟の水質浄化や生態系の復活に取り組んでいます。

・木場小学校星の城プロジェクト



児童の育成や里山の生態系の保全を行い、自然環境に恵まれたまちづくりに取り組んでいます。

・(公財)木場潟公園協会



木場潟に関係する団体と連携し、木場潟公園の維持、賑わいの創出、水質改善などに取り組んでいます。

○全流域

・小松ウォーキング協会



市内の河川沿いを活用し、ウォーキングを通じて健康促進に取り組んでいます。

・小松市農業協同組合



減農業による農業活動の促進や、子どもたちと一緒に農作業や収穫体験を通じて環境教育に取り組んでいます。

・チームリアルこまつ



地域資源を活用し、流域周辺の地域活性化に取り組んでいます。



各団体に応じた目標数値を設定していく。(清掃活動や環境学習、イベントの参加者数など)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

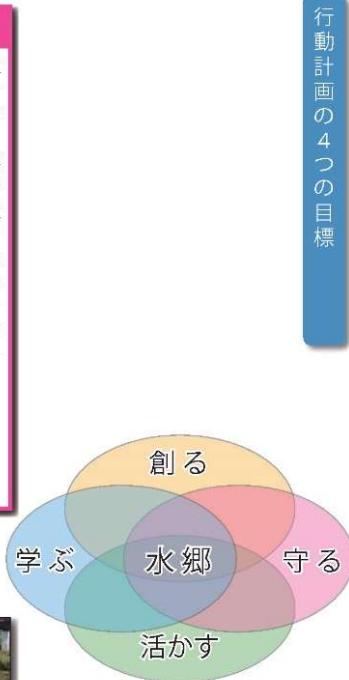
2030年における
世界が達成した
「持続可能な開発目標」です

4



SDGs 未来都市こまつ 水郷アクションプラン

行動計画の4つの目標



1 豊かな自然や豊富な水を守る

家族がここちよく暮らせるまちを目指します。
さまざまな生物に選ばれる自然豊かなまちを目指します。

2 潤いある水辺空間を創る

豊かな自然や美しい景観、多様な動植物と触れあえるまちを目指します。
歴史ある中心市街地にきらめく水で風情を高め潤いのあるまちを目指します。

3 魅力ある自然環境・水郷景観を活かす

壮大な自然をアミューズメントパークに見立てたおもしろいまちを目指します。

清らかな水で育まれた農林水産物などを活かし活力あるまちを目指します。

4 自然環境について学ぶ

身近な問題から地球規模の環境問題まで幅広く学び、持続可能なまちを目指します。



行動計画の4つの目標

1 豊かな自然や豊富な水を守る

現状の把握

- ◇水質・生態系の改善に向けた取組み
- ◇水質・生態系調査などのデータ体制を充実させることで、市民に対して積極的に情報発信を行います。



水質汚濁負荷の低減

- ◇第二次木場潟生活排水対策推進計画（平成24年3月）に基づき、下水道や合併処理浄化槽、家庭で出来る生活排水対策の普及推進、水質浄化啓発シンポジウムの開催など、ハード・ソフトの両面から浄化対策を強化します。



減農薬・減化学肥料による環境負荷の低減にむけ、環境保全型農業を推進します。

- ◇減農薬・減化学肥料による環境負荷の低減にむけ、環境保全型農業を推進します。
- ◇市民や環境保全団体（協賛団体）の協力を得ながら、清掃活動や水生植物（アサザ・ガブタ等）を活用した水質浄化活動を推進します。



③まちの防災機能の向上

- ◇国・県との協力のもと、河川の治水対策に努め、安全安心なまちを維持します。



7

- ◇高等教育機関や関係機関の協力のもと、水質浄化対策に取り組みます。

生態系の保全に向けた活動

- ◇水田の冬期灌水による水質負荷低減や生態系の保全、水鳥・昆虫等の生息環境の保全に努めます。



2 潤いある水辺空間を創る

①多様な動植物と触れあえる水辺空間の創造

- ◇水や生き物と触れあえる親しみやすい水辺づくりを推進します。



- ◇四季の花や桜並木の保全に取り組み、心和む癒しの散策コースを整備します。



- ◇小学校の環境学習の一環として魚類の生息調査などを行います。

活動団体への支援

- ◇市民や環境保全団体が自主的に取り組む環境保全活動（河川清掃、森林整備、ヨシ刈りなど）を支援します。



- ◇環境教育に携わる市民や協賛団体間の連携を図る仕組みを確立します。

イベント実施に向けた支援

- ◇水辺環境の美化活動等を市民に広く周知し、ボランティア参加者数の増加を図ります。



②ボランティア活動の推進

- ◇国・県との協力のもと、河川の治水対策に努め、安全安心なまちを維持します。



7

- となる中流部の河床形態、下流部の高水域草地環境や感潮域水際などに配慮します。

前川沿い

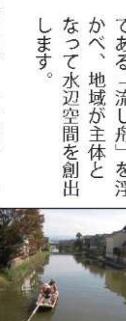
- ◇白山眺望や江戸時代の舟運の面影を残す町並み景観の保全に努めます。



- ◇前川の原風景のひとつである「流し舟」を浮かべ、地域が主体となって水辺空間を創出します。

九竜橋川沿い

- ◇前川グランドデザインの4ゾーン（利活用・共生・交流・まちなみ）の特色を生かした取り組みを、地元団体・県・市が連携し推進します。



③市街地での憩いや安らぎの場の提供

- ◇市内中心部の親水空間を活用し、憩いや安らぎの場を創出します。

九竜橋川沿い

- ◇橋梁ライトアップやブランクーターナー花植え、沿線民家の修景により、きらめく水に彩りを添え、おもてなしの場を演出します。



- ◇稚魚放流や漁場の整備に取り組み、渓流釣りファンに選ばれる自然豊かな魅力ある漁場環境を維持します。



- ◇イワナやサシンショウウオ等が生息する渓流環境やウグイ・アユ等の産卵場等

8

◇魅力ある自然環境や豊かな水を活かし、首都圏や外国人旅行客を対象としたオリジナルスローソングリズム（釣り教室、野鳥観察会、農業体験、フォトコンテスト、カヌー、レガッタなど）を展開します。



◇アジアのスイスともいわれる白山眺望のもと、県内唯一の水郷公園として整備され、散策や憩いの場として利用されカヌーの聖地として世界のトップ選手が集う景勝地「木場潟」を国内外に広く発信します。



◇魅力ある自然環境や豊かな水を活かし、前川沿い市街地に近接した護岸に桜並木や花壇を整備し、市民の協力のもと四季折々の花で彩りを添えます。



◇市街地に近接した護岸に桜並木や花壇を整備し、市民の協力のもと四季折々の花で彩りを添えます。



3 魅力ある自然環境・水郷景観を活かす

① 地域資源を活かした交流の拡大

交流人口の拡大

◇木場潟が交流拠点として整備され、ボート・カヌー競技などの様々な水上スポーツ・レジャーの環境を充実させることで、ウォーキングや水辺散策、白山眺望スポットなどの市民の新たな憩いの場を演出します。

「小松市梯川ボートハウス」が交流拠点として整備され、ボート・カヌー競技などの様々な水上スポーツ・レジャーの環境を充実させることで、ウォーキングや水辺散策、白山眺望スポットなどの市民の新たな憩いの場を演出します。



② 環境王国こまつによるイメージアップ

こまつ独自のブランド創出

◇雲峰白山の麓に湧き出る水の恵みで育まれた農林水産物と、次産業化による付加価値アップで「水郷のまちこまつ」のイメージを広くアピールします。



③ 市民の健康増進の推進

白山眺望を楽しみながら健康増進

◇自然豊かな水郷の魅力を堪能しながら健康づくりに取り組める歩行ネットワークを活用し、ウォーキングやサイクリング大会などを通じた健康づくりを推進します。



4 自然環境について学ぶ

① 環境教育・普及啓発の推進

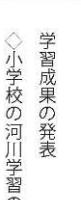
アドバイザー等の派遣

◇講演会、研修会などの環境保全活動に対し、産官連携による大学や研究機関からアドバイザーを派遣するなど、環境教育を推進する体制を整えます。



② 理科好きな青少年の育成

◇木場潟キッズクラブ活動、木場潟キッズクラブの活動や学校での講習を通じた環境教育活動を支援します。



学習成果の発表

◇小学校の河川学習の成果を木場潟環境フォーラムなどで発表する機会を設けます。



◇こまつ環境パートナーによる環境出前講座や、「いしかわ自然学校水辺のまなび舎」など、水環境に関する学習会を積極的に実施します。



◇環境教育の指導者を養成します。



◇生息調査や自然観察会の実施

◇魚類の生息調査やホタルの観察会などを行い、環境について考えることで、自然保護の重要性を再確認します。



既存施設の活用

◇木場潟の「水と緑のふれあいパーク」や「梯川手づくり学習館」の施設を活用し、水質浄化のメカニズムや多様な生態系、水力発電などの自然エネルギーの活用などを学ぶ機会を設けます。



◇木場潟の水質改善に向け、高等教育機関や関係機関などと連携して対策に取り組むなど、研究機関との連携を深めます。



◇木場潟の「水と緑のふれあいパーク」や「梯川手づくり学習館」の施設を活用し、水質浄化のメカニズムや多様な生態系、水力発電などの自然エネルギーの活用などを学ぶ機会を設けます。

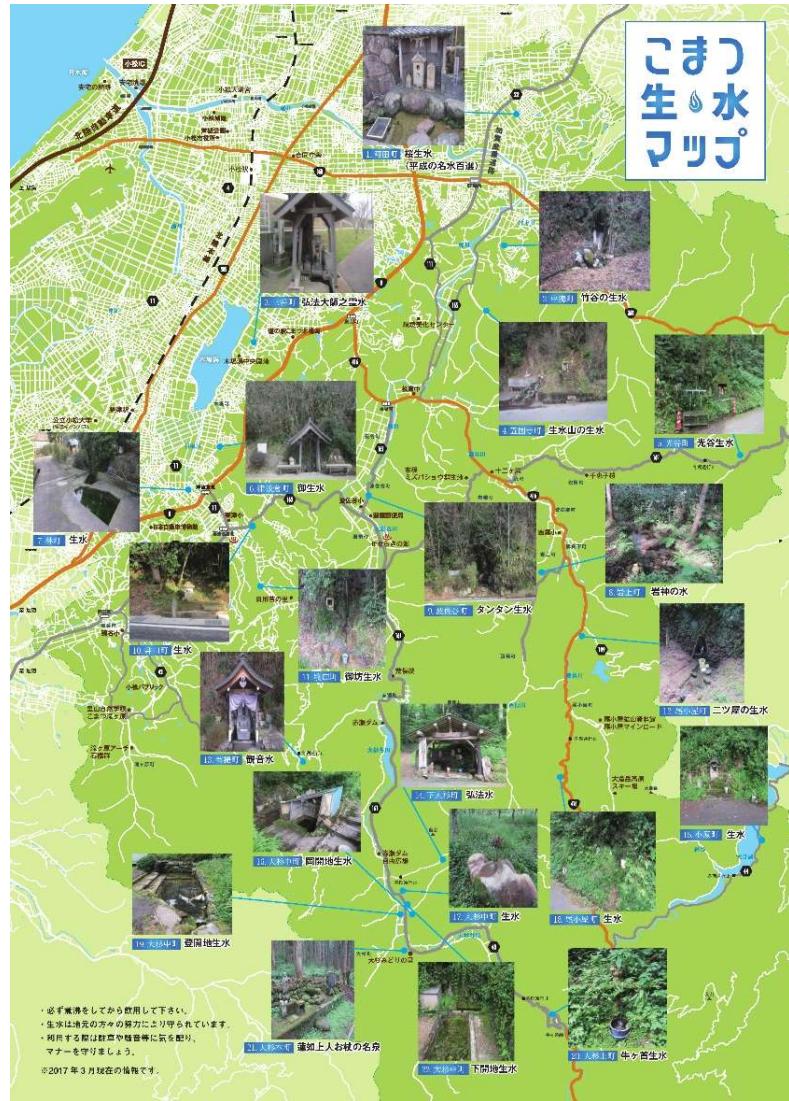




・こまつ水郷マップ (2014.11 発行)



・こまつ生水マップ (2018.1 発行)



(7) こまつ環境エコフェスティバル (We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり)

環境保全の取り組みは、市民一人ひとりの意識と日々の生活におけるエコ活動が重要です。一人ひとりの取り組みは小さくとも、その取り組みが波及することにより、小松市全体にとってとても大きな効果をもたらします。

本市とこまつ環境パートナーシップでは、「We enjoy ECO!!」を呼びかけ、エコに親しみ、関心を持っていただくための環境意識の啓発を図るため、毎年「エンジョイエコまつり」を開催しています。

このイベントでは、こまつ環境パートナーシップ（水郷・木場潟グループ、里山グループ、環境グループ）、企業、団体等が「環境」について出展し、子どもも大人も楽しめるイベントとして開催しています。



(8) わがまち美化ピカ隊

環境行政の観点から「第66回全国植樹祭」の成功の一助となるべく、グッドマナーこまつの取り組みの一つであった「わがまち美化ピカ隊」の拡大を推進しました。

「わがまち美化ピカ隊」とはボランティア清掃の登録制度となっており、小松市が管理する道路、公園、緑地その他の公共施設の清掃活動を市民の皆様にご協力していただき、小松のまちを一緒に美しくしていくという取り組みです。令和7年3月31日現在、301団体が登録・活動しています。わがまち美化ピカ隊活動団体に対する支援として、美化ピカマナー袋や草刈り機の燃料を支給しています。



(9) 特定外来生物の防除

①外来種問題の発生と取組み

外来種は、本来生息していない種が人為的に持ち込まれることで、その地域の自然の安定性や人間生活が乱されるという問題があります。

このような状況を受けて、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が公布され、同17年6月から施行されています。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放つことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除」*が実施できることになりました。

* 防除とは、特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の防止措置のことといいます。

②防除実施計画の策定

小松市では、平成19年度頃からアライグマの生息が頻繁に確認されていましたが、国内では天敵がいない上に増殖力が強く、その後も生息域が広がり生息頭数も増加していると推測されます。それに伴い、雑食性で水生生物から樹上生物まで幅広い食性を有していることから、農業被害や家屋侵入被害、在来の生態系への被害、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症の媒介も危惧されていました。

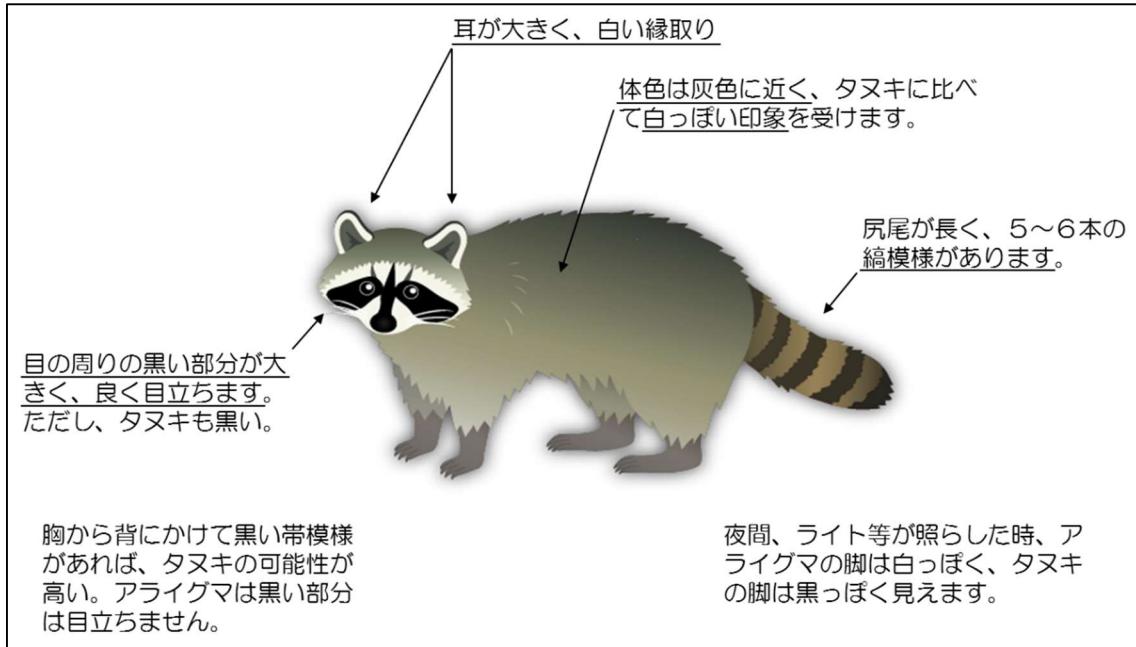
そこで、平成23年4月に「小松市アライグマ防除実施計画」(H23～R2)を策定し、令和3年3月に令和13年3月まで期間を更新しました。小松市全域からの「完全排除」を目標とし、防除に努めています。

③アライグマとは

1) 定着の経緯

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりました。

2) 特徴（外見）



石川県アライグマ防除マニュアル 引用

3) 食べ物

雑食性で、果実や木の実、昆虫、小動物、鳥の雛・卵、魚、甲殻類等を餌としていることが確認され、水辺から樹上までの広い生活圏を持つため食性も多様です。

4) 繁殖と寿命

- ・年1回繁殖を行い、3~6頭の子どもを出産します。また、子どもの死亡率が比較的低いため、短期間に急増する傾向があります。
- ・寿命は野生では約5年、飼育下では約10年生きると言われております。最長では野生で16年、飼育下で21年生きた記録があります。

5) 被害

・農業被害

果物や畑作物の食害や鶏舎などの家畜の飼料への食害等が多数報告されています。

・生活環境被害

家屋の屋根裏への侵入による糞尿被害や神社等の文化財の損壊被害が発生しています。

また、感染すると治療法がないアライグマ回虫や狂犬病、ジステンパー等の人やペットに感染も懸念されています。

・生態系被害

鳥類の卵やヒナ、サンショウウオ等、希少な野生動物の捕食の可能性もあり生態系被害が危惧されています。またタヌキやイタチなどの生態が似通っているため生息数の増加に伴いタヌキの生息数の減少が予想されます。

④小松市の取組み

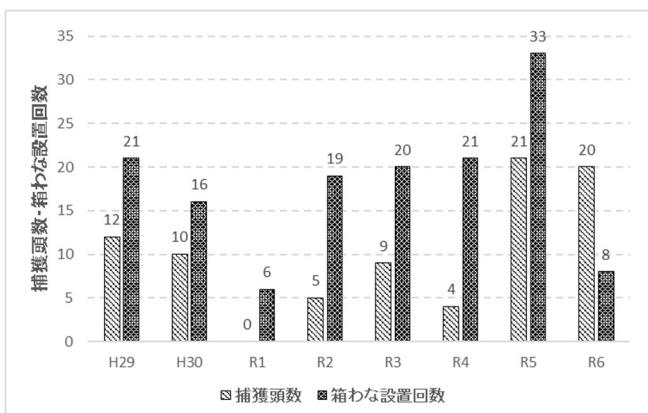
1) 防除捕獲

小松市では平成19年度頃から頻繁に確認されてから、行政・住民などと一体となり、アライグマの捕獲に努めています。

2) 防除講習会の実施

小松市では年1回、市民対象にアライグマの生態や捕獲わなについての講習会を石川県と合同で行っています。

図9 アライグマ捕獲頭数・罠設置回数



《特定外来生物について》

特定外来生物については下記のウェブサイトから閲覧できます。

環境省HP <https://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>
 TOP > 「環境省について」 >> 「環境省の組織案内」
 >>> 「自然環境局」 >>> 「日本の外来種対策」

石川県HP <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/gairaishu/index.html>

TOP > 「連絡先一覧：組織から探す」 >> 「生活環境部」
 >>> 「自然環境課」 >>> 「石川県の外来種問題」

(10) SDGs 未来都市こまつ

1) SDGs とは



SDGs（エスディージーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された2030年までの達成を目指す世界共通の目標です。

「誰一人取り残さない」という理念の下、貧困や飢餓の撲滅、環境保全、気候変動への対応、男女平等の実現など17の目標を掲げて、途上国や先進国を問わず世界中の多様な取り組みを推進しています。

小松市は、これまで取り組んできたまちづくりが評価され、令和元年7月に「SDGs未来都市」に選定されました。

2) SDGs宣言

事業所や団体などがSDGsへの取り組み方針を定め、それぞれの持続可能な開発目標の実現・達成に向けた具体的な行動計画を宣言することを「SDGs宣言」といいます。

市では令和2年4月1日より、市内の事業所や団体などのSDGs活動を推進するために、SDGs宣言を行うことを支援しています。

令和7年3月31日までに129の事業所が宣言しています。



(11) 一般財団法人こまつ里山SDGs俱楽部

里山を中心とした地域の持つ数々の資源を有効に活用することで、地域活性化を図りつつSDGsを推進し、経済・社会・環境分野でバランスの取れた持続可能な循環型地域社会を実現することを目的に、令和2年10月1日に「一般財団法人こまつ里山SDGs俱楽部」が設立されました。

小松市の里山は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」の認定をはじめ、里山地域に広がる珠玉と石の文化が文化庁の「日本遺産」に、伝統的な食文化が「SAVOR JAPAN（農泊・食文化海外発信地域）」に認定されており、小松空港やJR小松駅、北陸自動車道小松ICからの交通アクセスもよく、国内外から来訪者を受け入れる国際都市としてのポテンシャルが高い地域です。しかしながら、里山地域においては、少子高齢化の進展により人の関わりが減少し、森林の荒廃による里山本来の機能低下や、木材の有効活用、農地においては、収益性の向上や特産品の開発などの課題を抱えており、今後は、関係機関とのパートナーシップのもと、里山が直面する様々な課題の克服に向けた調査・研究や提案に精力的に取り組んでいきます。

第2章 大気環境

1. 大気環境の概況

(1) 概況

石川県内では、昭和46年から大気汚染防止法の規定に基づき、自動測定機による大気汚染常時監視を行っています。小松市においては、小松市園町地内にて、石川県が測定を行っています。

令和6年度における石川県の大気汚染状況は、全国的に見て中位から低位のレベルにあります。小松市的一般環境大気測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質¹⁾及び微小粒子状物質²⁾については、環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダント³⁾は、全国的な傾向と同様に、県内全ての測定局で環境基準を達成できていませんでしたが、「光化学オキシダント注意報」などの発令には至っていません。

なお、大気汚染防止法に基づく規制対象工場・事業所については、石川県が法令に基づく届出の審査を実施しており、施設の維持管理の徹底及びばい煙排出状況について指導を実施しています。

1) 環境基準

環境基本法第16条の規定により「大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められています。

大気汚染の状況を環境基準により評価する場合、環境省は、「短期的評価」と「長期的評価」の2通りの方法が示されています。

表1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/ m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/ m ³ 以下であること。

(令和6年度 石川県環境大気調査報告書)

1) 浮遊粒子状物質：化石燃料の燃焼などで生ずる浮遊粉じんのうち、粒径10 μm以下のもののことである。

2) 微小粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質であって、「粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子」と定義されている。

3) 光化学オキシダント：一次汚染物質である自動車や工場等から排出される窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線による光化学反応で二次的に生成されるオゾン等の酸化性の汚染物質のことである。

表2 環境基準に対する評価方法

評価種別	評価方法				
短期的評価 (二酸化窒素・微小粒子状物質を除く)	測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。				
長期的評価	二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高いほうから数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。 ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連續した場合は、このような取扱いは行わない。			
	二酸化窒素	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低いほうから数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。			
	微小粒子状物質	長期基準（1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）、短期基準（1日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価する。			

(令和6年度 石川県環境大気調査報告書)

※長期的評価では、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については年間の測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間の有効測定日数が250日以上の測定局を「有効測定局」とし、有効測定局を対象として環境基準の評価を行うこととなっている。(光化学オキシダントを除く。)

2) 測定・調査結果

表3 大気汚染物質別経年変化

測定地点	用途地域	測定項目		R02	R03	R04	R05	R06
園町地内	準工	二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均の年間2%除外値	達成状況	○	○	○	○
			値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		二酸化窒素 (NO ₂)	日平均の年間98%値	達成状況	○	○	○	○
			値(ppm)	0.011	0.009	0.008	0.008	0.008
		光化学オキシダント (O _x)	履間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	達成状況	●	●	●	●
				日数	26	27	43	36
				時間	141	116	314	188
		浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均の年間2%除外値	達成状況	○	○	○	○
				値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.029	0.019	0.020	0.021
		微小粒子状物質 (PM2.5)	達成状況		○	○	○	○
			年平均値	達成状況	○	○	○	○
				値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	8.5	6.3	7.0	7.0
			1日平均値の年間98%値	達成状況	○	○	○	○
				値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	25.6	15.7	16.7	16.4

(令和6年度 石川県環境大気調査報告書)

- ※記号は下記のとおりである。(ただし、光化学オキシダントは測定時間による区別はしない)
- ：環境基準達成 (測定時間 6,000 時間以上、微小粒子状物質については年間の有効測定日数が 250 日以上)
 ●：環境基準非達成 ()

3) 有害大気汚染物質調査結果

発ガン性等、人の健康に悪影響を及ぼす可能性のあるベンゼン等の有害大気汚染物質について石川県が環境モニタリングを行っています。

表4 有害大気汚染物質の調査地点

調査地点	所在地	用途地域	区分	実施機関
小松測定局	小松市園町木 82	準工業地域	一般環境	石川県

表5 有害大気汚染物質調査結果（環境基準設定物質）

環境基準設定物質名	一般環境			沿道環境		環境基準 (年平均値)
	小松測定局	七尾測定局	駿西測定局	野々市測定局	山科測定局	
ベンゼン (μg/m³)	0.44	0.42	0.45	0.58	0.40	3以下
トリクロロエチレン (μg/m³)	0.027	0.028	0.035	0.025	0.025	130以下
テトラクロロエチレン (μg/m³)	0.022	0.021	0.020	0.022	0.021	200以下
ジクロロメタン (μg/m³)	1.5	0.74	0.80	0.82	0.62	150以下

(令和6年度 石川県環境大気調査報告書)

表6 有害大気汚染物質調査結果（指針値⁴⁾設定物質）

指針値設定物質名	一般環境			沿道環境		固定発生源周辺 いしかわ子ども 交流センター小松館	環境基準 (年平均値)
	小松測定局	七尾測定局	駿西測定局	野々市測定局	山科測定局		
アクリロニトリル (μg/m³)	0.022	0.022	—	0.022	—	—	2以下
アセトアルデヒド (μg/m³)	1.4	1.6	4.3	1.2	2.2	—	120以下
塩化ビニルモノマー (μg/m³)	0.012	0.012	—	0.012	—	—	10以下
塩化メチル (μg/m³)	1.1	1.2	—	1.2	—	—	94以下
クロロホルム (μg/m³)	0.078	0.052	—	0.055	—	—	18以下
1,2-ジクロロエタン (μg/m³)	0.088	0.080	—	0.087	—	—	1.6以下
水銀及びその化合物 (ng/m³)	2.1	2.0	1.8	2.4	2.1	—	40以下
ニッケル化合物 (ng/m³)	1.0	1.5	0.91	1.4	0.86	—	25以下
ヒ素及びその化合物 (ng/m³)	0.70	1.4	0.67	0.78	1.2	—	6以下
1,3-ブタジエン (μg/m³)	0.013	0.013	—	0.015	—	—	2.5以下
マンガン及びその化合物 (ng/m³)	10	16.0	4.9	7.2	4.4	26	140以下

(令和6年度 石川県環境大気調査報告書)

4) 指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された環境目標値であり、大気調査の評価にあたっての指標や事業者による排出抑制の指標として機能する値である。

表7 有害大気汚染物質調査結果（基準が設定されていない有害大気汚染物質）

	一般環境			沿道環境		令和5年度全国結果	
	小松測定局	七尾測定局	駿西測定局	野々市測定局	山科測定局	平均値	範囲
クロム及びその化合物 (ng/m ³)	1.1	1.3	1.4	2.4	1.2	4.0	0.059 ~ 30
六価クロム化合物 (ng/m ³)	—	—	0.028	—	0.006	—	— ~ —
酸化ヒチレン (μg/m ³)	0.030	0.031	0.055	0.033	0.052	0.075	0.015 ~ 1.9
トルエン (μg/m ³)	2.2	0.90	—	3.1	—	5.3	0.34 ~ 36
ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	0.0041	0.0081	0.008	0.0068	0.008	0.019	0.00080 ~ 0.40
ベンゾ(a)ピレン (ng/m ³)	0.011	0.020	0.036	0.019	0.030	0.13	0.0070 ~ 1.3
ホルムアルデヒド (μg/m ³)	1.4	1.7	2.2	1.7	1.4	2.5	0.27 ~ 7.3

(令和6年度 石川県環境大気調査報告書)

《石川県の大気環境の状況について》

石川県の大気環境の状況は下記のウェブサイトから閲覧できます。

石川県 HP

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/annai/taiki/index.html>

TOP > 「くらし・環境」>> 「環境・リサイクル」

>>> 「生活環境・公害・有害物質」

>>>> 「環境の状況、環境政策」>>>> 「大気環境」

小松市 HP

<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1021/oshirase/3075.html>

TOP > 「各課からさがす」

>> 「環境推進課」>>> 「環境推進課からのお知らせ」

>>>> 「微小粒子状物質(PM2.5)の状況」

《環境関連法令について》

環境関連法令のしおりは下記のウェブサイトから閲覧できます。

石川県 HP <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>

TOP > 「組織から探す」

>> 「生活環境部」>>> 「環境政策課」

>>>> 「申請・届出案内・しおり」

2. 大気汚染に対する対策

(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策

【美しく快適な生活環境（第3次こまつ環境プラン第4章(テーマ5)）】

（施策1）安全・快適な地域の生活環境を保全

【取組①】車からの環境負荷軽減や生活排水対策の推進

エコドライブに努め環境負荷を軽減し、生活排水に関する情報発信や啓発活動を行い、水質の改善を図ります。

＜役割分担＞

●市民の役割

- ・エコドライブの徹底や電動車（xEV）の選択を検討します。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通や自転車の利用に努めます。
- ・防虫剤や洗剤などに含まれる有害化学物質に対して関心を持ちます。

●事業者の役割

- ・物流・配送の効率化を図り、自動車利用の低減に努めます。
- ・エコドライブの徹底や電動車（xEV）の選択を検討します。
- ・有害化学物質の使用抑制や適正な廃棄物処理を行います。

●市の役割

- ・エコドライブや低公害車の普及・啓発を進めます。
- ・公用車の導入の際は、電動車（xEV）を選びます。
- ・国、県等と連携して、有害化学物質の使用抑制や適正管理の指導を行います。
- ・自転車が走りやすい環境づくりを行い、自転車等の利用促進に努めます。

(2) 緊急時の対策

光化学オキシダント濃度が高くなると、目への刺激、のどの痛み、胸苦しさを典型的な症状とする健康被害を引き起こす可能性があります。また、近年は、光化学オキシダント濃度の上昇要因の一つとして、大陸からの越境大気汚染が指摘されています。

石川県では、大気汚染防止法第23条の緊急時の措置規定により、石川県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和49年9月27日 石川県告示第622号）を策定し、緊急時の発令基準を定める等、緊急時の措置等必要な事項を規定し、これまでに計4回の注意報等を発令しています。令和6年度は、注意報等を発令する状況には至りませんでした。

表9 石川県光化学オキシダント緊急時対策発令基準

区分	発令基準	解除基準
予報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値が気象条件から見て、注意報の状態になるおそれがあると認められるとき。	
注意報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.12ppm以上になり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められるとき。	発令地域内のすべての測定局において、左欄に掲げる各区分別の基準値を下回り、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
警報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.24ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。	
重大警報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.40ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。	

(令和6年度 石川県環境大気調査報告書)

表10 光化学オキシダント注意報等の発令状況

発令年月日	発令内容	被害等の状況
昭和54年7月7日	注意報(金沢地域)、予報(小松地域)	被害届出なし
平成14年5月22日	予報(七尾地域)	被害届出なし
平成16年6月5日	予報(七尾地域)	被害届出なし
平成19年5月9日	予報(中能登区域)	被害届出なし

(令和6年度 石川県環境大気調査報告書)

コラム



【化学物質名のあれこれ (ジクロロ・・・・, トリクロロ・・・・, テトラクロロ・・・・)】
 はじめの『ジ』、『トリ』、『テトラ』は、それぞれ、『2』、『3』、『4』という数を表し、
 『クロロ』とは『塩素』という意味。「ジクロロメタン」は「メタンの水素原子2個が
 塩素原子2個に置き換わったもの」、「テトラクロロエチレン」は「エチレンの水素原
 子4個が塩素原子4個に置き換わったもの」ということになります。
 塩素の数によってその性質は、大きく異なります。

第3章 水環境

1. 水環境の概況

(1) 概況

小松市を流域に含む公共用水域には、梯川、郷谷川、前川の3河川と木場潟があります。

石川県は、公共用水域の水質測定計画に基づき、梯川・郷谷川・光谷川・前川・日用川・古川の6河川18地点、木場潟1地点及び加賀沿岸海域2地点の計21地点において定期的に水質測定を行っています。また、小松市では、小河川17地点、木場潟流域排水路22地点の合計39地点の水質測定を行っており、環境基準の達成状況及び水質汚濁（川、湖沼、海などの公共用水域が、工場、事業所及び家庭などからの排出水に含まれる汚濁物質によって、その水が汚れることがあります。）の状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取りながら公共用水域の水質改善に努めています。

令和6年度の石川県水質測定値によると、人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）についてはすべての水域で環境基準を達成しており、生活環境の保全に関する項目（BOD、CODなど9項目）については、梯川上・下流、郷谷川では環境基準を達成しているものの、閉鎖性水域である木場潟及び木場潟の下流にある前川等では未達成となっています。

1) 環境基準

環境基本法第16条の規定により「水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められています。

水質汚濁の状況を環境基準により評価する場合、水域は「河川」と「海域」に区分され、さらに河川は、「河川」と「湖沼」に区分されます。

【生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）】

(1) 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml以 下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	

D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲る もの	6.0以上8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L以 下	2mg/L 以上	—	第1の2の(2) により水域類型 ごとに指定する 水域
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないと のこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格K0102-112 に定める方法 又はガラス電 極を用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	規格K0102- 118に定め る方法	公共用 水 域公示付 表8に掲げ る方法	規格K0102- 121.2、 21.3、21.4 及び21.5に 定める方法 又は隔膜電 極若しくは 光学式セン サを用いる水 質自動監視 測定装置によ りこれと同程 度の計測結 果の得られる 方法	規格K0102- 5.6.2(5.6. 5.7は除く) に定める方 法	
備考							
1	基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。						
2	農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。						
3	水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。						
4	水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。						
5	いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然観環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。						
6	水産1級、2級及び3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。						
7	大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位 Colony Forming Unit) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(令和7年5月石川県 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定のしおり)

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が 1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	第1の2の(2) により水域類型 ごとに指定す る水域
A	水道2, 3級 水産2級及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れること	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格K0102-112に 定める方法又は ガラス電極を用 いる水質自動監 視測定装置によ りこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	規格K0102- 117.2に定 める方法	公共用水域 告示付表8 に定める方 法	規格K0102- 121.2, 21.3, 21.4及び21.5 に定める方法 又は隔膜電極 若しくは光式 センサを用い る水質自動測 定装置によ りこれと同程度 の計測結果の 得られる方法	規格0102- 55.6.2(5.6.2 .7は除く。)に 定める方法	
備考							
1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							
2 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。							
3 水道3級を利用目的としている測定点(水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。							
4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。							
5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位 Colony Forming Unit) /100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注)

1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全

- 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2, 3級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 :サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級 :コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 :国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(令和7年5月石川県 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定のしおり)

2) 測定・調査結果

①河川 (BOD)

表1

(単位: mg/L)

環境基準類型 指定水域名	指定 年度	測定地点名	類 型	達成 期間	基 準 値	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
						75% 値	判 定								
梯川上流	S48	能美大橋	A	イ	2.0	0.9	○	0.8	○	0.9	○	1.1	○	0.7	○
梯川下流	S48	石田橋	B	□	3.0	0.7	○	0.7	○	1.0	○	0.9	○	0.8	○
郷谷川	S48	沢大橋	A	イ	2.0	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○
前川	S48	浮柳新橋	B	□	3.0	4.9	×	5.0	×	5.6	×	4.7	×	4.0	×

(出典: 令和6年度石川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告)

【備考】

○ : 環境基準に適合

× : 環境基準に不適合

75%値 : 年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べ $0.75 \times n$

(nは日間平均値のデータ数) のデータ値をもって75%値とする。

(0.75 × n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

達成期間: 「イ」直ちに達成

「□」5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」5年を超える期間で可及的すみやかに達成

②湖沼

表2-1 COD

(単位: mg/L)

環境基準類型 指定水域名	指定 年度	測定地点名	類 型	達成 期間	基 準 値	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
						75% 値	判 定								
木場潟	S48	木場潟中央	A	ハ	3.0	7.3	×	7.7	×	7.5	×	7.6	×	7.6	×

(出典: 令和6年度石川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書)

表2-2 全窒素及び全リン

環境基準類型 指定水域名	項目	指定 年度	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
						年平均値	判 定								
木場潟	全窒素	H3	IV	二	0.6	0.59	○	0.63	×	0.76	×	0.80	×	0.74	×
	全リン				0.05	0.066	×	0.077	×	0.074	×	0.080	×	0.070	×

(出典：令和6年度石川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書)

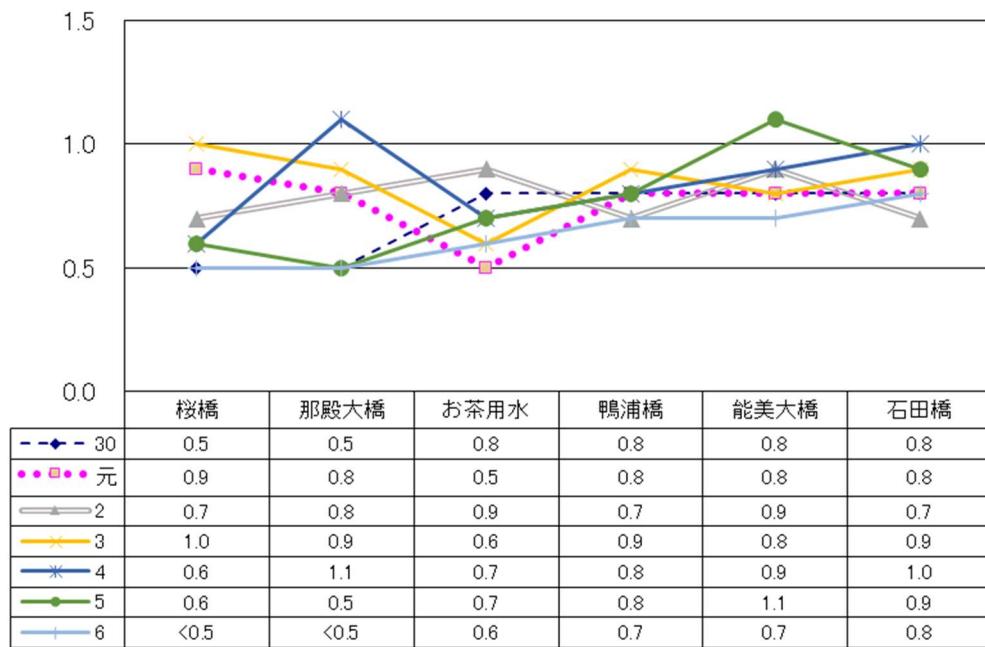
③表3 河川水質状況の経年変化 (BOD, 75%値, 単位: mg/L)

採水 実施 機関	河川名	採水 地点名	調査 回数 /年	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
交 通 省	梯川	鴨浦橋	4	0.7	0.9	0.8	0.8	0.7
		能美大橋	12	0.9	0.8	0.9	1.1	0.7
		石田橋	12	0.7	0.7	1.0	0.9	0.8
石 川 県	梯川	お茶用水取入口	12	0.9	0.6	0.7	0.7	0.6
	郷谷川	沢大橋	12	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		御幸橋	12	3.6	3.7	4.0	3.8	3.6
	前川	浮柳新橋	12	4.9	5.0	5.6	4.7	4.0
小 松 市	大杉谷川	桜橋	4	0.7	1.0	0.6	0.6	<0.5
		那殿大橋	4	0.8	0.9	1.1	0.5	<0.5
	波佐谷用水	落とし口	4	0.6	0.9	<0.5	<0.5	0.6
	西俣川	宮前橋	4	0.6	0.8	<0.5	0.6	<0.5
	津上川	津上橋	4	0.8	1.0	0.5	0.6	0.6
	鍋谷川	下浦橋	4	1.0	1.3	0.6	0.8	0.7
		小野町橋	4	1.1	1.6	0.6	1.0	0.5
	八丁川	八丁川橋	4	1.0	1.6	0.7	1.0	0.8
	西川排水路	小松天満宮近く	4	2.4	2.2	1.2	1.6	2.5
	九龍橋川	市農協 だいいち支店横	4	1.0	1.4	0.9	1.0	1.7
	八日市排水路	コマツウェイ総合 研修センター横	4	2.3	2.6	1.8	1.8	2.8
	九龍橋川	北陸本線 高架下	4	2.2	2.2	1.5	1.8	2.0
	古川	古川アーチ橋	4	2.5	2.1	2.2	1.8	1.8
	粟津川	粟津橋	4	1.9	1.6	1.3	1.0	1.1
	串川	御太子橋	4	2.0	4.7	3.1	2.9	2.1
	石橋川	石川橋	4	3.3	2.3	3.5	1.4	2.4
	馬渡川	馬渡橋	4	2.2	2.4	1.9	3.0	1.7

(出典：国県分 令和6年度石川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書)

④水系別水質変化グラフ (BOD, 75%値, 単位:mg/L)

a 梯川水系 (大杉谷川)



1 梯川水系 (大杉)

b 梯川水系 (西俣)

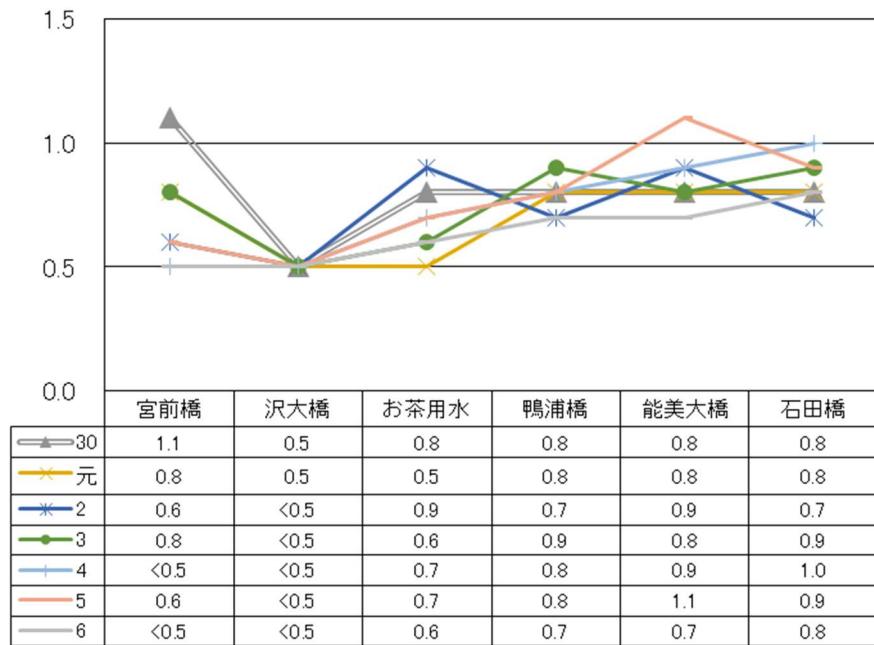


図2 梯川水系 (西俣)

c 前川水系

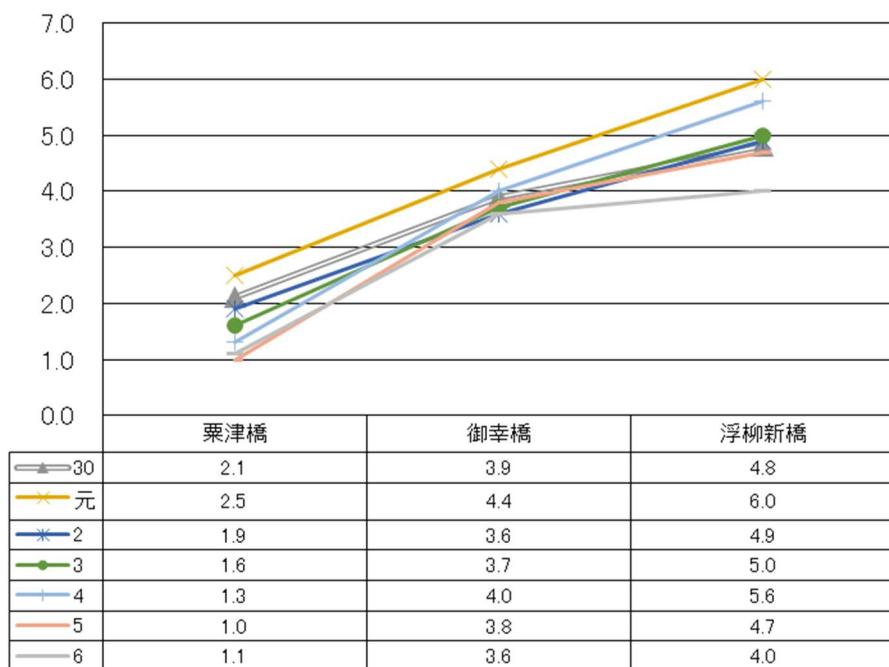


図3 前川水系

d 九龍橋川水系

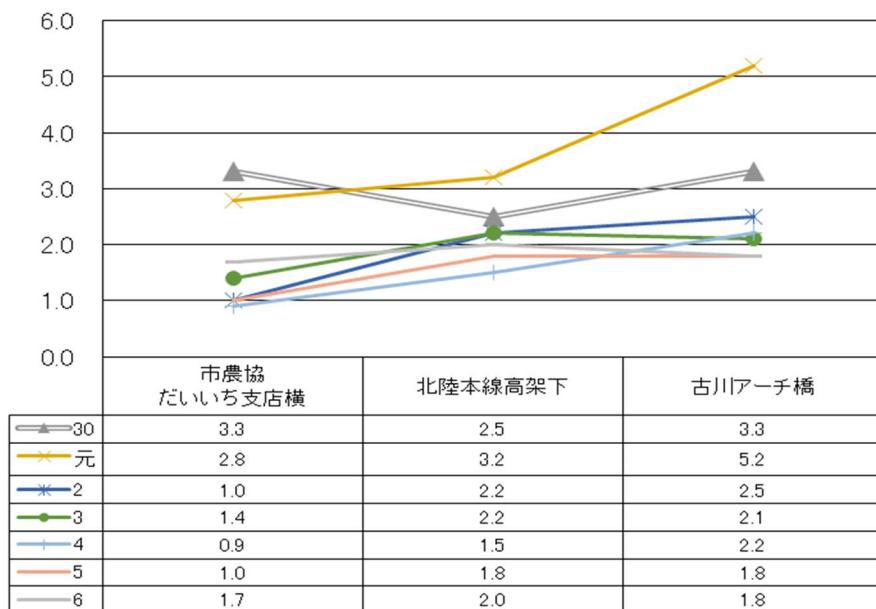


図4 九龍橋川水系

⑤水質測定地点位置図



(2) 小松市生活排水処理基本計画

1) 基本方針

木場潟や市内の河川の水質汚濁は、工場等からの影響は減少してきているものの、生活排水の流入による影響が課題となっています。

のことから、市民に対して生活排水対策の普及啓発を行うとともに、生活排水処理の目標について適正な処理による水質の改善にとどまらず、清流を蘇生し、市民が水に親しみ、憩いの場となるような河川を目指します。

2) 生活排水の処理主体

表4 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)下水道	流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	石川県
	公共下水道		小松市
(2)コミュニティプラント		し尿及び生活雑排水	小松市（H25 終了）
(3)合併処理浄化槽			個人等
(4)農業集落排水施設			小松市
(5)単独処理浄化槽		し尿	個人等
(6)し尿処理施設		し尿及び浄化槽汚泥	南加賀広域圏事務組合

3) 生活排水処理目標

本市の生活排水処理基本計画における目標年次は、令和元年12月策定の「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、令和7年度までとします。

表5 生活排水処理の目標

	目標年度 (令和7年度)	現在 (令和6年度末)
生活排水処理率	100%	83.1%

表6 人口の内訳

	目標年度 (令和7年度)	現在 (令和6年度末)
計画区域内人口 (行政区域内人口)	99,400人	105,067人
水洗化・ 生活雑排水処理人口	92,939人	87,262人

表7 生活排水の排出状況

区分	年度	1 計画処理 区域内人口	2 水洗化・ 生活雑排水処 理人口					3 非水洗化 人口 (単独処理 浄化槽を 含む)	4 計画処理 区域外人口
				(1) コミュニティ・ プラント	(2) 合併処理 浄化槽	(3) 下水道 (水洗化人口)	(4) 農業集落 排水施設		
実 績	H2	107,269	17,689	2,863	1,619	13,207	-	89,580	16
	H3	107,310	19,200	2,917	1,624	14,332	327	88,110	15
	H4	107,674	21,160	2,979	2,326	15,171	684	86,514	14
	H5	107,828	22,371	3,083	2,351	16,058	879	85,457	15
	H6	108,278	24,972	3,233	2,598	17,420	1,721	83,306	15
	H7	108,793	27,123	3,318	3,113	18,599	2,093	81,670	15
	H8	108,567	28,324	3,420	3,116	19,826	1,962	80,243	15
	H9	108,628	30,850	3,453	4,305	20,646	2,446	77,778	15
	H10	108,867	33,034	3,465	4,902	21,634	3,033	75,833	15
	H11	108,990	40,460	5,822	5,729	23,149	5,760	68,530	15
	年度	1 計画処理 区域内人口	2 水洗化・ 生活雑排水処 理人口	(1) コミュニティ・ プラント	(2) 合併処理 浄化槽	(3) 下水道 (水洗化人口)	(4) 農業集落 排水施設	3 非水洗化人口 (単独処理浄化槽を含む)	
	H12	109,286	34,377	3,543	5,116	21,844	3,874	74,909	
	H13	109,307	37,795	3,577	6,040	24,046	4,132	71,512	
	H14	109,531	41,353	3,604	7,443	24,908	5,398	68,178	
	H15	109,657	45,435	3,639	8,753	26,693	6,350	64,222	
	H16	109,708	51,242	3,695	13,694	28,477	5,376	58,466	
	H17	109,721	54,824	3,703	14,168	31,544	5,409	54,897	
	H18	109,673	58,926	3,713	13,745	35,326	6,142	50,747	
	H19	109,374	60,073	3,712	10,553	39,382	6,426	49,301	
	H20	109,213	65,471	3,561	11,319	44,157	6,434	43,742	
	H21	108,709	66,349	3,542	8,701	47,649	6,457	42,360	
	H22	108,375	68,693	3,588	8,382	50,316	6,407	39,682	
	H23	108,134	71,170	2,063	9,808	52,850	6,885	36,964	
	H24	109,062	73,779	2,066	9,793	55,530	6,390	35,283	
	H25	108,750	75,884	0	9,866	59,629	6,389	32,866	
	H26	108,585	77,217	0	9,798	61,115	6,304	31,368	
	H27	108,297	79,512	0	10,086	63,175	6,251	28,785	
	H28	108,582	81,474	0	10,371	64,984	6,119	27,108	
	H29	108,358	82,783	0	10,655	66,087	6,041	25,575	
	H30	108,269	83,755	0	10,753	66,971	6,031	24,514	
	R1	107,912	85,557	0	11,369	68,058	6,130	22,355	
	R2	107,244	86,248	0	11,453	68,736	6,059	20,996	
	R3	106,544	86,480	0	11,664	68,777	6,039	20,064	
	R4	106,178	86,972	0	11,743	69,267	5,962	19,206	
	R5	105,803	87,255	0	11,716	69,655	5,884	18,548	
	R6	105,067	87,267	0	11,621	69,881	5,765	17,800	

(出典：小松市上下水道建設課調べ)

2. 木場潟・柴山潟の概況

(1) 概況

木場潟は、周辺の土地改良事業や公園整備が進む中、水質が徐々に悪化し、平成2年には全国181の湖沼の中で2番目に水質の悪い湖沼となりました（COD平均値）。

平成5年、木場潟が石川県より「生活排水対策重点地域」として指定されたことを受け、小松市では、平成6年3月に「水郷の里の復活—木場潟流域生活排水対策推進計画」を策定し、同年4月からは流域の一部において公共下水道の供用が開始され、水質浄化啓発シンポジウムの開催などを行ってきました。

平成6年度に、水質改善を目的に「木場潟環境整備促進期成同盟会」が発足して以降、平成12年度には加賀三湖導水路を活用した大日川の清水の導入やビオパーク浄化施設が整備されるなど、ハード面での整備が着実に実施されました。

民間では、昭和57年3月に「木場潟を美しくする会」が、平成16年4月には「こまつ環境パートナーシップ木場潟再生プロジェクト」が設立され、環境保全、生物多様性保全及び水質改善に資する様々な活動が展開されています。

平成24年3月には、当初計画の点検・評価を実施したうえで、「第二次木場潟生活排水対策推進計画」を策定しました。

また、木場潟の汚濁起源を明らかにして有効な対策を講ずるため、金沢大学と連携して、平成24年から令和6年現在まで、木場潟水質汚濁起源調査を実施しています。

平成25年度より、木場潟の水質汚濁の原因の1つである水中の窒素、リンを除去するため、人工浮島を活用し、発泡セラミックスを使った調査・研究を大学、企業、市民団体、行政が連携して実施しており、平成28年6月には木場潟西園地付近に10基連結させた人工浮島を設置しました。

さらに、平成27年度と平成28年度には、前川水門を活用した木場潟水質浄化実証実験を実施するなど、木場潟の水質浄化に向けて産学官民が連携して取り組んでいます。

このような取り組みにより、木場潟の水質は徐々に回復傾向にあるものの、国の農業用水基準及び環境基準値を達成するには至っておらず、今後もさらなる対策の検討と実施が求められています。

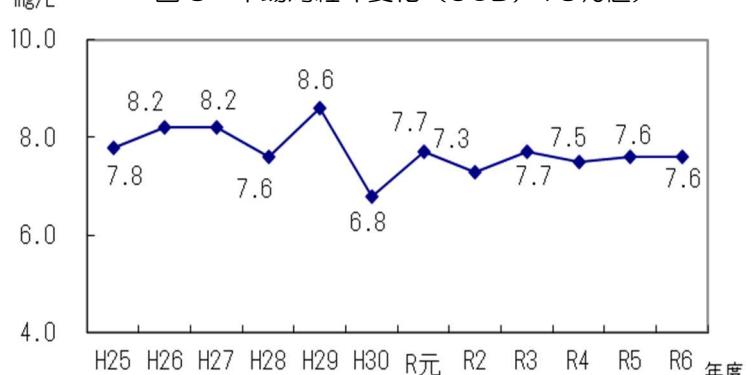
一方、柴山潟においては、平成7年3月に石川県より「生活排水対策重点地域」の指定を受け、流域である加賀市、小松市、旧山中町がそれぞれ平成8年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、この計画に沿った対策を推進するための組織として、平成8年11月に「柴山潟流域環境保全対策協議会」が設立されました。平成28年には、「第2次柴山潟流域生活排水対策推進計画」を策定し、実践的な啓発活動に取り組んでいます。

1) 木場潟の水質状況

＜令和6年度＞

- ・ COD 75%値 7.6mg/L
- ・ COD 年平均値 6.3mg/L
- ・ T-N (全窒素) 0.74mg/L
- ・ T-P (全リン) 0.070mg/L

図5 木場潟経年変化 (COD, 75%値)

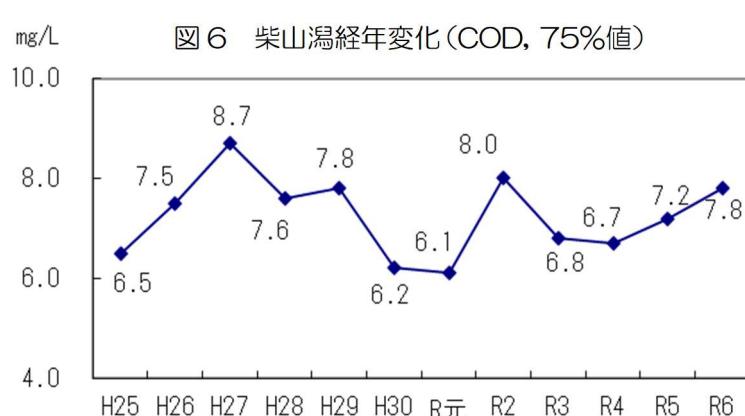


(令和6年度 石川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書)

2) 柴山潟の水質状況

<令和6年度>

- COD 75%値 7.8mg/L
- COD 年平均値 6.4mg/L
- T-N (全窒素) 1.0mg/L
- T-P (全リン) 0.075mg/L



(令和6年度 石川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書)

(2) 生活排水対策推進計画

	木場潟	柴山潟
基本理念	水郷の里の復活と発展	甦れ！柴山潟 棲んだ水・豊かな自然・安らげる空間を求めて
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○生活排水対策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の推進 ・合併処理浄化槽の設置促進 ○啓発活動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・良好なコミュニケーションの形成 ・生活排水対策に関する正しい知識の流域住民への提供 ・水に親しむ機会の提供 ・これらの啓発活動の確実な実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活排水処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備と加入促進 ・合併処理浄化槽の設置促進 ○啓発活動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・良好なコミュニケーションの形成 ・生活排水対策に関する正しい知識の流域住民への提供 ・水に親しむ機会の提供 ・これらの啓発活動の確実な実践 ○柴山潟の直接浄化 <ul style="list-style-type: none"> ・底泥の浚渫による有機物や栄養塩の溶出量の削減 ・水質浄化の手法を研究 ○自然負荷対策 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の推進 ○湖沼環境の整備
計画目標年次	2026年（中間年次：2020年）	2030年（中間年次：2023年）
目標水質	湖沼A類型 COD 3.0mg/㍑以下	湖沼A類型 COD 3.0mg/㍑以下

(3) 令和6年度対策事業

木場潟	柴山潟
①合併処理浄化槽設置整備補助事業	①柴山潟流域環境保全対策フォーラム
②木場潟環境フォーラム	②柴山潟ポイ捨て禁止啓発看板設置

③生活雑排水処理事業	③流域巡視、清掃
④下水道整備事業の促進	④合併処理浄化槽設置補助事業

3. 水質浄化への対策

(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策

【健康で豊かな自然との共生 第4章 テーマ3】

(施策1) 木場潟の再生と水郷空間の創造

【取組①】木場潟の水質浄化を官民連携で推進

水郷のシンボル木場潟の環境保全活動を促進し、木場潟の水質浄化に努めます。

＜役割分担＞

●市民の役割

- ・ヨシ刈りや木場潟クリーン作戦など環境保全ボランティア活動に参加します。
- ・水生植物の植栽・保全活動に参加します。
- ・下水道への接続、合併処理浄化槽の設置など木場潟を汚さないように努めます。

●事業者の役割

- ・木場潟の水辺環境に関心を持ちます。
- ・法令等を遵守し、事業活動における排水を適正に処理します。

●市の役割

- ・市民や事業者と協働して水質浄化活動を推進します。
- ・木場潟流域の下水道や合併処理浄化槽などの普及促進を図ります。
- ・高等教育機関と連携し、汚濁原因を特定するとともに、改善効果が高い水質浄化策を研究し、水質改善実験を実施し水質改善に取り組みます。

【取組②】木場潟の環境調査、環境学習の推進

木場潟に対する関心・理解を深めるために、環境調査や環境学習を推進します。

＜役割分担＞

●市民の役割

- ・木場潟の環境学習に参加し、木場潟の水辺環境に関心を持ちます。
- ・水辺空間における様々な活動やイベント、講習会などに積極的に参加します。

●事業者の役割

- ・木場潟の水辺環境に関心を持ちます。
- ・水辺空間における様々な活動やイベント、講習会などに積極的に参加します。

●市の役割

- ・水質・生態調査などを継続的に実施するとともに、新たな視点を入れた環境調査を取り入れ、市民に対して積極的に情報発信を行います。
- ・市民や事業所との水環境学習や啓発活動の実施・協働を進めます。

【取組③】水辺クリーンデーなど景観美化活動の推進

景観美化活動の推進を行い、潤いのある河川や水路などの水辺空間づくりを目指します。

＜役割分担＞

●市民の役割

- ・ふるさとの清流を取り戻すための活動に参加します。
- ・地域の河川や水路沿いの美化に努めます。

●事業者の役割

- ・工場排水などの水質を監視し水質改善に努めます。
- ・ふるさとの清流を取り戻すための活動に参加します。
- ・河川沿いの美化活動に協力します。

●市の役割

- ・水環境保全を啓発し、市民や事業者が取り組む美化活動を支援します。
- ・水や生き物と触れ合える親しみやすい多自然型水辺づくりを推進します。

【美しく快適な生活環境 第4章 テーマ5】**(施策1) 安全・快適な地域の生活環境を保全****【取組①】車からの環境負荷軽減や生活排水対策の推進**

エコドライブに努め環境負荷を軽減し、生活排水に関する情報発信や啓発活動を行い、水質の改善を図ります。

<役割分担>**●市民の役割**

- ・防虫剤や洗剤などに含まれる有害化学物質に対して関心を持ちます。
- ・下水道への接続、合併処理浄化槽の設置などに努めます。
- ・環境に負荷のかかる洗剤や油を流さないように努めます。
- ・生活排水対策学習会などに参加します。

●事業者の役割

- ・有害化学物質の使用抑制や適正な廃棄物処理を行います。
- ・法令等を遵守し、事業活動における排水を適正に処理します。

●市の役割

- ・国、県等と連携して、有害化学物質の使用抑制や適正管理の指導を行います。
- ・下水道整備を推進するとともに、接続率向上の促進に努めます。
- ・合併処理浄化槽のPRと普及に努めます。
- ・生活排水対策に関する正しい知識を提供します。
- ・生活排水対策学習会を開催します。

第4章 公害苦情

1. 公害苦情

(1) 概況

令和6年度に寄せられた公害苦情は143件で、その内35%が典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下）でした。また、その他では空き地管理等の生活型の苦情などが増えてきています。これは住工混在地域の人口増加、新興住宅地での地縁的結合の希薄化、個人の権利意識の高揚等を背景に従来、近隣関係としてトラブルにならなかつた問題が顕在化したためと考えられます。

このように、苦情の多様化によって公害関係法令の規制対象外の苦情が増加しており、これらの問題に関しては、原因者に対する説得を中心として、申立者の被害感情の軽減や両者の人間関係の改善などを図りながら、適切な紛争解決の方法を根気強く模索しているのが現状です。

また、公害発生の未然防止のため、小松市公害防止条例に基づく工場新（増）設届出書の提出時において、内容を審査し事前に指導を行っています。

さらに、市内の中小企業等への公害防止対策の助成措置として、小松市環境保全施設整備資金融資制度を設けています。

1) 年度別・種類別公害苦情件数

令和6年度に寄せられた公害苦情は143件で増加傾向にあります。典型7公害の中では、野焼きなどの大気汚染に関する苦情が減少傾向になっています。一方、その他苦情については、特に空き地管理が急増しています。

表1 年度別 公害苦情件数

年度	総件数 (a)+(b)	典型7公害							その他				
		小計 (a)	大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	悪臭	小計 (b)	不法 投棄	相隣 関係	空き地 管理	その他
R02	95	43	24	8	0	5	1	5	52	11	4	20	17
R03	113	72	43	14	0	11	0	4	41	12	8	11	10
R04	116	77	35	18	0	15	0	9	39	8	6	19	6
R05	98	50	19	10	0	11	1	9	48	12	4	27	5
R06	143	50	17	5	2	13	0	13	93	28	13	46	6

2) 公害苦情発生別割合（原因・地域）

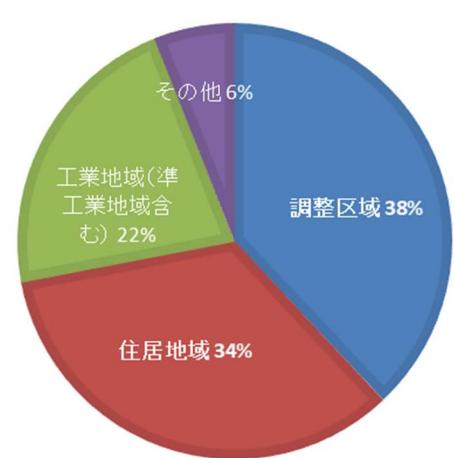
令和6年度典型7公害の発生源別に見た苦情割合では、製造業に起因する苦情が最も多く発生しています。家庭生活・建設業に起因するものがそれに続き、70%を占めます。

また、地域別に見ると調整区域・住居地域で72%を占め、次いで、工業地域の順で発生しています。

図1 公害苦情発生源別割合



図2 公害苦情発生地域別割合



2. 公害苦情への対策

（1）小松市公害防止協定・環境保全協定

公害防止協定は、地域の実状に応じて法律や条例の規制内容を補完するものとして企業と地域住民、地元自治体との間で結ばれており、市が企業との間で直接協定を結ぶ2者協定と、市が企業と地域住民との間に立会人として参与する3者協定があります。

表2 公害防止協定・環境保全協定締結数（R7.3.31現在）

2者協定	35件
3者協定	8件

（2）小松市環境保全施設整備資金融資制度

市内の中小企業や市民を対象に、市民の生活環境の保全を目的として工場や事業所などがその事業活動によって発生する公害を防止するため、または環境への負荷を低減させるための施設などの整備に要する資金を融資しています。

表3 融資制度について (R7.3.31 現在)

対象資金	①公害の発生の防止に必要な施設の設置または改善資金 ②地球温暖化防止対策に必要な施設の設置資金
融資限度額	個人または会社 500万円, 組合 1,000万円
期間	5年以内 (据置期間 6ヶ月以内)
利率	市長が別途定める
償還方法	元金均等月割
担保, 保証人	取扱金融機関所定の扱いによる

(3) 野焼きの禁止

「大気汚染」の主たる原因である「野焼き」に関する苦情について、その対策として基準外焼却炉の回収（平成16年度で回収業務は終了）や、市内パトロール、広報こまつ及び防災行政無線などで「野焼き禁止」の周知を図るなどして積極的に啓発を行っています。

表4 「野焼き禁止」啓発活動の経緯

H14.5.23	平成14年度第2回町内会長連絡協議会で産業廃棄物の不法投棄についてと野焼きの禁止について協力を呼びかけ周知を行う
H14.12.9	平成14年度第4回町内会長連絡協議会で焼却炉の基準強化及び無料回収について周知を行う
H15.3.20 ～ H15.3.28	基準外家庭用焼却炉の無料回収（297基）
H16.11.9	基準外家庭用焼却炉の有料回収（9基）
H17年度以降	小松市HPなどで「野焼き禁止」の周知

第5章 騒音・振動・悪臭

1. 騒音・振動・悪臭

(1) 概況

1) 騒音の概況

騒音は、工場・建設作業・商店・飲食店等の事業活動に伴うもの、交通機関から発生するもの、更には家庭の日常生活に伴うものなど、その発生源は多種多様です。また、人間の感覚に訴える感覚公害の一つでもあり、日常生活に密接に関係した、いわば「身近な公害」でもあります。

騒音規制法は、規制地域における工場・事業場から発生する騒音や建設工事に伴って発生する騒音を規制するとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的としています。

表1 特定工場等の規制基準（騒音）

時間の区分 区域の区分	区分に対する規制基準 【単位：dB（デシベル）】			備 考
	昼間	朝・夕	夜間	
	午前8時～ 午後7時	朝：午前6時～8時 夕：午後7時～10時	午後10時～ 翌日午前6時	
第1種区域	50	45	40	第1種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種・第2種低層住居専用地域）
第2種区域	55	50	45	第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種・第2種中高層住居専用地域及び第1種・第2種住居地域、準住居地域）
第3種区域	65	60	50	第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域（おおむね近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）
第4種区域	70	65	60	第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域（おおむね工業地域）
ただし、第2種区域、第3種区域及び第4種区域で次の施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、5dBを減じた値とする。				①学校 ②保育所 ③病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所 ④図書館 ⑤特別養護老人ホーム ⑥幼保連携型認定こども園
※規制基準とは、特定工場等において発生する騒音の敷地境界線における大きさの許容限度をいいます。				

（令和7年4月 石川県 騒音規制のしおり）

2) 振動の概況

振動は、騒音のように空気中を伝播するものとは異なり、地盤から建築物を経るか、または直接人体に伝わり感じるものです。また、地盤の状況や建築物の構造によってその感じ方に差異があります。

振動規制法は、規制地域における工場・事業場から発生する振動及び建設工事に伴って発生する振動を規制するとともに、自動車の運行に伴い発生する道路交通振動に係る要請の措置を定めることによって、生活環境を保全し、住民の健康の保護することを目的としています。

表2 特定工場等の規制基準（振動）

時間の区分 区域の区分	区分に対する規制基準		備 考	
	【単位：dB（デシベル）】			
	昼間	夜間		
	午前8時～ 午後7時	午後7時～ 翌日午前8時		
第1種区域	60	55	第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域）	
第2種区域	65	60	第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（おおむね近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）	
ただし学校・保育所・病院・患者を入院させるための施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5dBを減じた値とする。				

(令和7年4月 石川県 振動規制のしおり)

3) 悪臭の概況

悪臭は、製造業・商店・飲食店等の事業活動に伴うもの、浄化槽の維持管理の不徹底による多様です。

悪臭防止法では、規制地域におけるすべての工場、事業場から発生する悪臭の排出を規制することによって、生活環境を保全し、住民の健康の保護することを目的としています。

表3 悪臭規制地域

市町村名	規制地域の範囲	規制地域の区分
小松市	用途地域（工業専用地域を除く。）	B

(令和7年4月 石川県 悪臭防止のしおり)

《環境関連法令について》

環境関連法令のしおりは下記のウェブサイトから閲覧できます。

石川県 HP <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>

TOP > 「組織から探す」>> 「生活環境部」>>> 「環境政策課」

>>> 「申請・届出案内・しおり」

2. 騒音・振動・悪臭に対する対策

(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策

【美しく快適な生活環境（第3次こまつ環境プラン第4章(テーマ5)】

（施策1）安全・快適な地域の生活環境を保全

【取組②】騒音・振動など環境監視や発生源対策を徹底

良好な生活環境を保全するために騒音・振動・悪臭の発生源対策を強化し、抑制に努めます。

＜役割分担＞

●市民の役割

- ・近隣などに迷惑な騒音・振動・悪臭を出さないように努めます。

●事業者の役割

- ・法令等を遵守し、騒音・振動・悪臭の発生防止に取り組みます。

●市の役割

- ・騒音・振動などの監視を行います。
- ・市民や事業者に対する啓発・指導を徹底していきます。
- ・航空機騒音の実態把握のため、引き続き航空機騒音調査を実施します。
- ・北陸新幹線の延伸開業に伴う騒音・振動などの環境影響把握に努めます。
- ・住宅防音工事、学校などの障害防止工事、移転補償などの事業を推進します。
- ・市内の中小企業等への公害防止対策の支援を行います。
- ・大気の監視を行うとともに、市民や事業者への啓発・指導を行います。
- ・工事・事業場に対して法令等に基づく、規制・指導を徹底していきます。
- ・市内の中小企業等への公害防止対策の支援を行います。

第6章 ダイオキシン類

1. ダイオキシン類の概況

(1) 概況

埼玉県所沢市や大阪府能勢町等での廃棄物焼却施設周辺から高濃度のダイオキシン類が検出されて大問題となり、施設周辺住民の環境や健康への不安が高まったことから、全国的にダイオキシン類について知られることになりました。

その後、ダイオキシン類は簡易焼却炉や野焼き等の身近なところからも発生することが知られるようになり、市民の関心が急速に高まりました。本市においても、平成10年を機に市民からの野焼きに関する苦情が大幅に増加しています。

このため、平成11年3月には『ダイオキシン対策推進基本方針』が定められ、今後4年以内に全国のダイオキシン類の総排出量を平成9年に比べて約9割削減することなどを決めました。

その後、平成11年7月に『ダイオキシン類対策特別措置法』が成立し、平成12年1月15日に施行されました。

同法では、

- (1) 人体の耐容一日摂取量は体重1kgあたり4ピコグラム以下(pg-TEQ/kg)とする。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染に関する環境基準を設定。
- (3) 必要があれば都道府県が条例より厳しい基準を定めることが可能。

などが定めされました。

また事業者に対しては、

- (1) 汚染防止措置、国等への施策に協力
- (2) 特定施設の設置等の届出
- (3) 特定施設からの排出基準遵守義務
- (4) 排ガス、排出水の測定義務と知事への報告

などの責務や役割が課せられています。

ダイオキシン類の発生抑制のため、平成14年12月1日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部が改正され、規模・処理能力に関わらず、すべての焼却炉に新たな法定基準が適用されることになりました。

1) 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件が定められています。

表1 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に
係る環境基準
(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格KO312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコブラナーボリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
【備考】		
1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

《環境関連法令について》

石川県HP <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>

TOP > 「組織から探す」 >> 「生活環境部」 >>> 「環境政策課」
>>> 「申請・届出案内・しおり」

2) 測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、常時監視として石川県では平成12年度から県内の汚染状況調査を実施しています。この調査では、一般環境調査及び発生源周辺調査が行われています。

令和6年度も県内各地で、大気、水質、水底の底質、地下水及び土壤の調査が実施されました。小松市では、発生源周辺調査及び土壤調査は行われませんでした。県内調査では、すべて環境基準以下となっています。

表2-1 大気のダイオキシン類調査結果（一般環境調査） (単位: pg-TEQ/m³)

区分	小松測定局 (小松市園町)	松任測定局 (白山市馬場)	津幡測定局 (津幡町加賀爪)	羽咋測定局 (羽咋市旭町)	七尾測定局 (七尾市小島町)	珠洲市役所庁舎 (珠洲市上戸町北方)	小立野測定局 (金沢市小立野)	西南部測定局 (金沢市新保本)
夏期	0.0029	0.0024	0.0035	0.0022	0.0026	0.0160	0.0068	0.0075
冬期	0.0042	0.0068	0.0047	0.0061	0.0035	0.0018	0.0029	0.0086
年平均	0.0036	0.0046	0.0041	0.0042	0.0031	0.0017	0.0049	0.0081

環境基準: 0.6pg-TEQ/m³

(令和6年度 石川県ダイオキシン類環境調査報告書)

表2-2 公用用水域水質のダイオキシン類調査結果

(単位: pg-TEQ/L)

種別	水系名	河川名	調査地点名	濃度	備考 (県全体)
河川	梯川	本川	石田橋	0.40	23地点
		前川	浮柳新橋	0.63	平均 0.20 pg-TEQ/L
湖沼	梯川	木場潟	木場潟中央	0.27	3地点 平均 0.42 pg-TEQ/L

環境基準: 1pg-TEQ/L

(令和6年度 石川県ダイオキシン類環境調査報告書)

表2-3 公用用水域底質のダイオキシン類調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

種別	水系名	河川名	調査地点名	濃度	備考 (県全体)
河川	梯川	本川	石田橋	0.37	20地点
		前川	浮柳新橋	35	平均 4.9 pg-TEQ/g
湖沼	梯川	木場潟	木場潟中央	0.50	3地点 平均 1.1 pg-TEQ/g

環境基準: 150pg-TEQ/g

(令和6年度 石川県ダイオキシン類環境調査報告書)

表2-4 地下水質のダイオキシン類調査結果

(単位: pg-TEQ/L)

市町	地区名	濃度	備考 (県全体)
小松市	園町	0.0073	9井戸、平均 0.017 pg-TEQ/L

環境基準: 1pg-TEQ/L

(令和6年度 石川県ダイオキシン類環境調査報告書)

《県内ダイオキシン類の状況》

石川県 HP <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/annai/daioks/index.html>

TOP > 「組織から探す」 >> 「生活環境部」 >>> 「環境政策課」
 >>> (白書・報告書) ダイオキシン類環境調査報告書

2. ダイオキシン類に対する対策

（1）第3次こまつ環境プランにおける施策

【美しく快適な生活環境（第3次こまつ環境プラン第4章(テーマ5)】

（施策1）安全・快適な地域の生活環境を保全

事業者に対する有害化学物質の使用抑制、適正管理の指導等、監視体制を継続していきます。

◇有害化学物質による環境汚染調査と未然防止対策の実施

- ・環境調査の定期的な実施と有害化学物質の使用抑制や適正管理を行います。

＜役割分担＞

●市民の役割

- ・防虫剤や洗剤などに含まれる有害化学物質に対して関心を持ちます。

●事業者の役割

- ・有害化学物質の使用抑制や適正な廃棄物処理を行います。

●市の役割

- ・国、県等と連携して、有害化学物質の使用抑制や適正管理の指導を行います。

第7章 一般廃棄物

1. 一般廃棄物の概況と課題

(1) 概況

小松市では、ごみの減量化と資源化のため、昭和53年度に全市一斉にごみ分別収集（一般ごみ・埋立ごみ・資源ごみ）を実施し、現在は可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、古紙類、空缶、金物、空びん、有害ごみ、大型ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装の11分別20種類の分別収集を実施しています。

また、小松市廃棄物減量等推進員（通称：リサイクルリーダー）による不法投棄パトロールの実施や、町内会・各町婦人会等の協力によるごみ出しマナー研修会を開催し、分別排出マナーやごみ減量化の啓発活動を行っています。

そして、芦田町、符津町、大領町、河田町、長谷町の古紙リサイクルステーションでは古紙の拠点回収を、向本折町のグリーンハウスはボカシの製造を、またスーパー等の店頭で廃食油を回収しリサイクルを行うなど、ごみの減量化やリサイクルに対する意識の向上を図っています。

表1 ごみ処理施設の概要

エコロジーサーパークこまつ	所在地	小松市大野町信三郎谷1
	総面積	326,104 m ² (98,646坪)
	クリーンセンター 開設	平成30年7月
	型 式	ストーカ式焼却炉
	能 力	55 t / 24h (1基当たり)
	基 数	2基
	発 電	衝動抽気復水タービン (定格出力 1,990 kW)
	処分地 開設	昭和57年8月
	埋立容量	510,000 m ³
	処理方式	サンドイッチ方式 (管理型)
リサイクルセンター	開 設	平成20年4月
	処理能力	24.2 t / 日
	破碎ごみ	16.2 t / 日
	空缶	2.7 t / 日
	ペットボトル	1.7 t / 日
	プラスチック容器包装	3.6 t / 日

1) ごみ収集・処理状況

表2 収集の現状

No.	ごみの種類	回収開始年度	回 数	処分方法	
1	可燃ごみ	昭和53年度実施	週 2 回	焼却	委託収集
2	埋立ごみ	昭和53年度実施	月 1 回	埋立	
3	古紙類	昭和53年度実施	月 1 回	再生	
4	空缶	昭和53年度実施	月 1 回	再生	
5	金物	昭和53年度実施	月 1 回	再生	
6	空びん	昭和58年度実施	月 1 回	再生	
7	有害ごみ	昭和59年度実施	月 1 回	再生、委託処理	
8	大型ごみ	平成22年度実施	予約制	再生、破碎	
9	ペットボトル	平成7年度実施	月 1 回	再生	
10	破碎ごみ	平成22年度実施	月 1 回	再生、破碎	
11	プラスチック製容器包装	平成15年度実施	週 1 回	再生	

表3 一般廃棄物処理体系（再資源系統図）

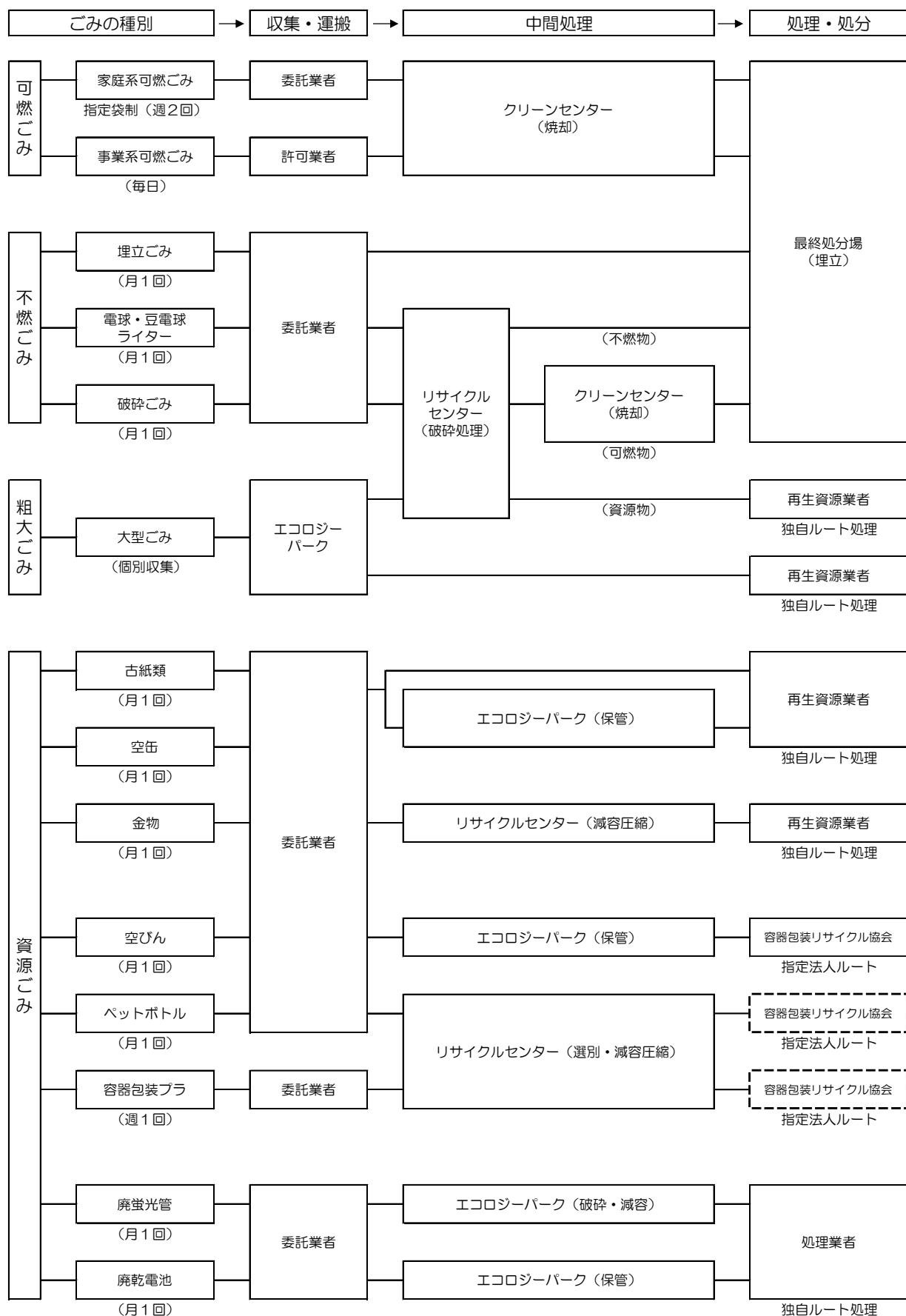
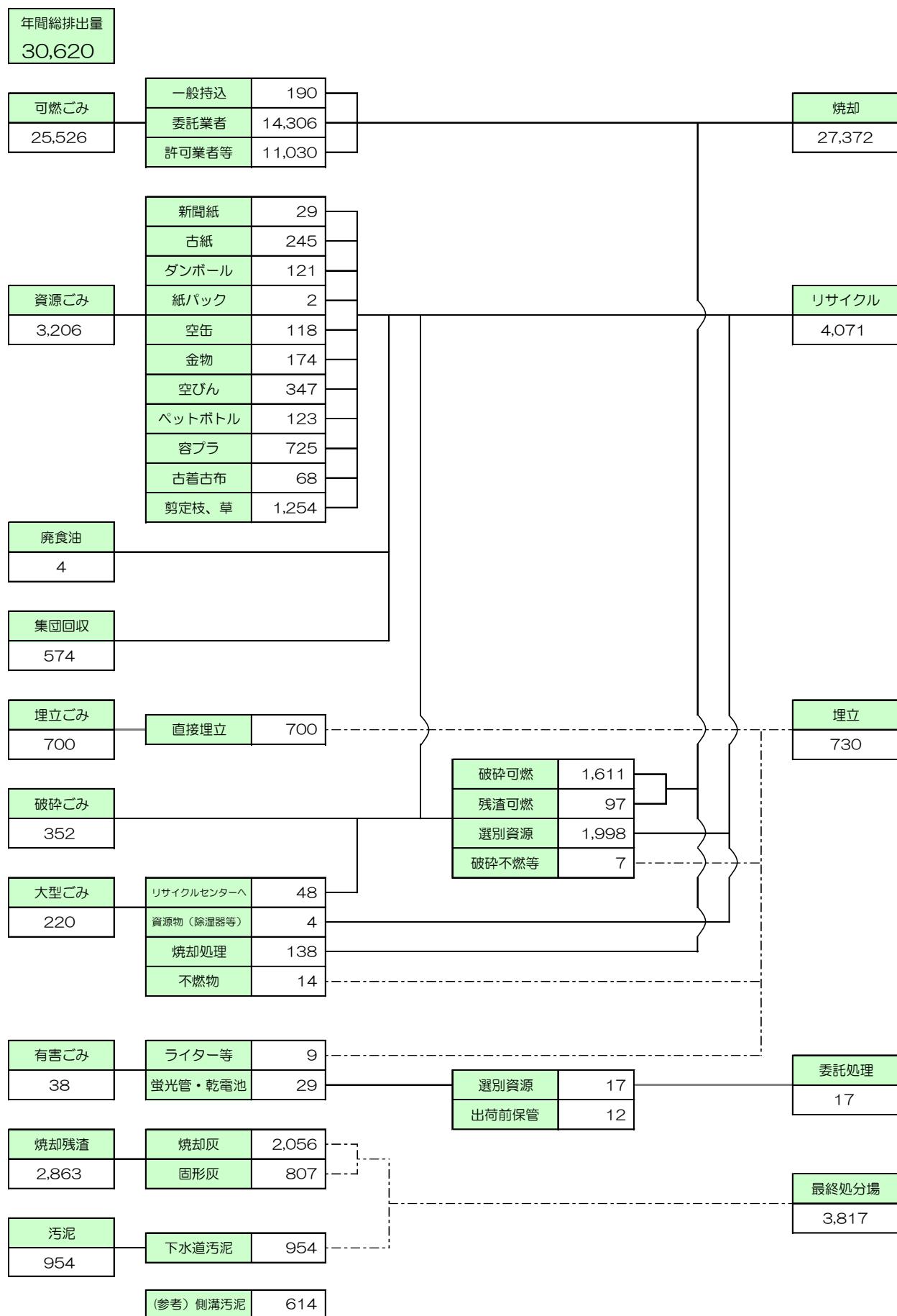


表4 ごみ排出量及び処分の内訳 (R6) (単位:t/年)



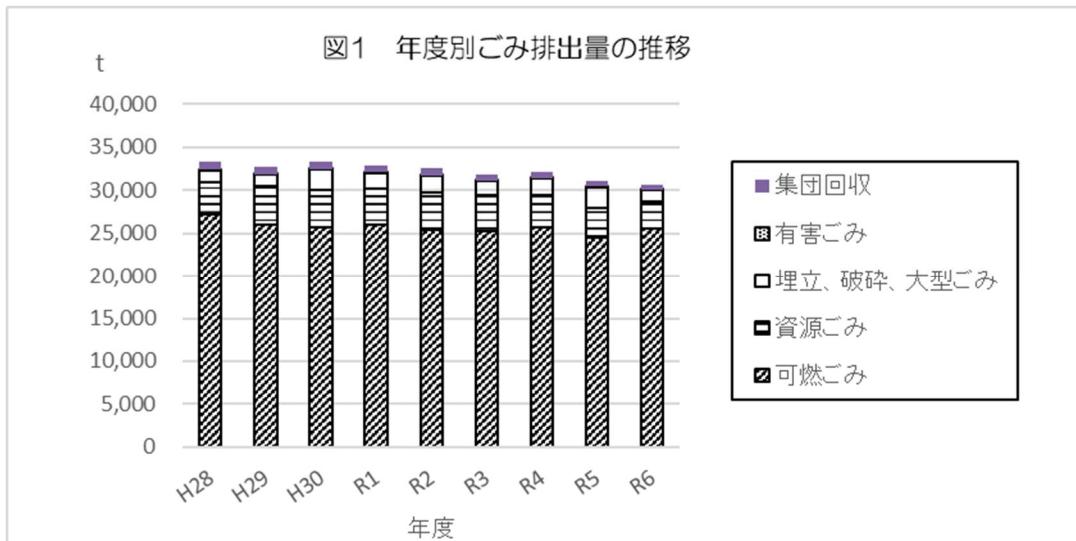
2) ごみ排出量及び処分量の推移

表5 年度別ごみ排出量の推移

(単位:t[ただし, 平均はグラム])

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口(人)	108,582	108,358	108,269	107,912	107,244	106,885	106,178	105,803	105,067
可燃ごみ	27,227	25,927	25,691	25,963	25,422	25,178	25,763	24,569	25,526
資源ごみ	3,733	4,496	4,424	4,262	4,352	4,240	3,753	3,451	3,206
埋立、破碎、大型	1,389	1,439	2,303	1,814	1,946	1,622	1,862	2,358	1,272
有害ごみ	40	35	42	41	42	41	41	39	38
集団回収	1,012	830	843	832	881	782	744	630	574
合計	33,401	32,727	33,303	32,912	32,643	31,863	32,163	31,047	30,616
平均(g/1日・1人)	843	827	843	836	834	817	830	804	798

※人口に外国人を含む。



(2) 課題

小松市では山林や海岸への不法投棄が一向に後を絶ちません。そこで、石川県産業廃棄物不法投棄連絡員制度により、小松市廃棄物減量等推進員設置要綱を制定し、各種団体と不法投棄監視協定を締結するなど防止対策を行っています。

今後も、不法投棄の監視パトロールをするとともに実態を把握し、防止を啓発します。

表6 不法投棄年度別件数

年度	件 数	年度	件 数
H26	90	R2	106
H27	70	R3	98
H28	50	R4	83
H29	40	R5	52
H30	57	R6	60
R1	99		

2. 一般廃棄物への対策

(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策

【7Rの推進（第3次こまつ環境プラン第4章】

＜方針＞

ごみの減量化を進めていくために、市民・事業者・市が連携して「リデュース」（ごみを減らす）、「リユース」（再利用する）、「リサイクル」（再資源化する）の3Rに「リフューズ」（不要なものを買わない）、「リペア」（修理して使う）、「リターン」（購入先に戻す）、「リフォーム」（形を変えてまた使う）の4Rを加えた7Rを徹底し、循環型社会の形成を図ります。

＜役割分担＞

●市民

- ・ごみの減量化への目標値や行動計画に关心を持ち、ごみの出し方や分別を守ります。
- ・機会を捉えて子どもたちにごみの分別やリサイクルの大切さを教えます。
- ・リサイクルステーションなどを活用し、ひと絞り運動や分別を徹底します。
- ・ボカシやコンポスト、生ごみ処理機などを活用し、たい肥化に努めます。
- ・3バッック（①紙にバッック、②肩にバッグ、③土にバッック）運動を推進します。
- ・3キリ（①使いキリ、②食べキリ、③水キリ）運動を推進します。
- ・不要な商品を購入しないようにして、モノを大切に長く使用し、リデュースに努めます。
- ・フリーマーケットやインターネット等を活用し、リユースに努めます。
- ・リターナブルびんや白色トレイ、携帯電話、ボタン電池、インクカートリッジなどは購入先へ戻し、リターンに努めます。
- ・着なくなつた服などを作り直し、リフォームに努めます。

●事業者の役割

- ・ごみ減量化への目標値や行動計画を立て、ごみの減量に努めます。
- ・マイバック（買い物袋）の持参を積極的に呼びかけます。
- ・梱包や包装の簡素化を進め、ごみの排出抑制に努めます。
- ・リサイクルステーションの設置など、製造や販売を行つた製品の回収・資源化に努めます。

●市の役割

- ・ごみ減量化への目標値や、取り組みの優先順位を明確にした具体的な行動計画を立てます。
- ・廃食油のリサイクルをはじめ、生ごみ処理機のレンタル制度、生ごみ処理機・コンポストの購入支援やボカシなどによる堆肥の使い方教室を開催し、家庭系生ごみの減量化・資源化を促進します。
- ・古紙リサイクルステーションの活用やリサイクル品目を拡大し、家庭から発生する資源ごみの回収に努めます。
- ・循環型社会を実感できる学習の場として「エコロジーパークこまつ」の活用を進めます。
- ・市民や各種団体、事業所のごみ減量化・資源化に関する活動支援や啓発を促す広報活動に努めます。
- ・リユース事業者と連携し、ご家庭の不要な物のリユースの取組みを促進します。
- ・製品プラスチックの再資源化に向けた取り組みを研究します。

(2) ごみ減量ビジョン

1) 排出抑制の目標値

- ・可燃ごみの排出量目標を見直し、平成 20 年度と比べて令和 7 年度までの中間目標として 30%削減、令和 12 年度までに 33%削減することを目標として活動しています。

(3) 令和 6 年度 環境事業・ごみ減量化促進事業

1) 環境美化対策

①全市一斉「美化の日」	5/19 (日)	106 町内実施 (43%)
秋の清掃	10/20 (日)	53 町内実施 (21%)
②ごみ集積場設置補助金制度	22 町内会	
③ごみ集積場関連設置補助金制度	14 町内会	
④クリーン・ビーチいしかわ in こまつ	6/8 (土)	3,300 人参加

2) ごみ減量化対策

①小松市廃棄物減量等推進員による担当地区不法投棄防止パトロール実施

②小松市廃棄物減量等推進員研修会

③ごみ出しマナー研修会 2 町内会

④家庭用生ごみ処理機設置事業補助金制度 66 件

コンポスト等設置事業補助金制度 42 件

⑤こまつ環境エコフェスティバルの実施

令和 6 年 10 月 6 日(日) 場所：サイエンスヒルズこまつ

○こまつ ECO まち表彰：

【大賞】小寺町町内会

【優秀賞】三日市町町内会、下栗津町町内会

○わがまち美化ピカ隊優良表彰：

【10 年表彰】幼保連携型認定こども園よしたけこども園

○講演会「ペロブスカイト太陽電池、ペロブスカイト/シリコンタンデム 太陽電池が切り拓く、太陽光発電の未来」

講師：東芝エネルギーシステムズ株式会社

エネルギーアグリゲーション事業部 次世代太陽電池開発部 参事

株式会社東芝

研究開発センター ナノ材料・フロンティア研究所

トランスデューサー技術ラボラトリ室長附 五反田 武志 氏

○エンジョイ！エコまつり

・こまつ環境エリア (こまつ環境パートナーシップによる出展)

木場潟・水郷ひろば、里山ひろば、環境ひろば

・ECO エリア (企業などによる出展)

パナソニック㈱、北陸電力㈱小松支店、損保ジャパン㈱、ヤフオク代行スマイルファクトリー、子供服譲渡会、カエルデザイン合同会社、南砺市エコビレッジ推進課

・エコカーエリア

株式会社 EV 北陸 BYD AUTO 金沢, 石川日産自動車販売株式会社

・キッチンカーエリア

farmer てれさ, イルジヤルディーノ, カナディアンカフェ, からてん, いまよし, Lippy
2nd, やきやきや ハマヤ

⑥グリーンハウス活動事業

ボカシづくりの活動啓蒙及び家庭菜園利用

⑦古紙・古着拠点回収

古紙・古着の拠点回収として, 5か所で古紙・古着を回収しています。

⑧廃食油回収

令和6年度から市内スーパー等の協力を得て, 家庭系廃食油の回収を始めました。

回収した廃食油は, 精製処理されたうえで有効利用されています。

○廃食油回収拠点 (持込は店舗営業時間に限る。)

- ・アルビス (小松城南店・小松幸町店)
- ・丸屋本店
- ・大阪屋ショッップ小松店
- ・A コープ (今江店・粟津店)
- ・コープこまつ
- ・バロー (串店・小松東店)
- ・マルエー (符津店・若杉店・土居原店)
- ・リサイクルステーション1号店 (サービスセンターあした)

(4) 一般廃棄物の経緯及び実施事業

- 明治 33 年 • 「汚物掃除法」の施行
- 昭和 15 年 • 小松市市制施行
- 昭和 24 年 • 旧小松町地域から排出されるごみの収集処分は、請負により処理され、終戦時まで飼料や肥料に利用する
- 昭和 25 年 • 請負制度を廃止、市の直営とする
- 昭和 27 年 • 清掃美化週間を定め、九竜橋川の清掃などを市民に呼び掛け、従来春秋 2 回の大掃除を、1 回増やして春・夏・秋の 3 回とする
- 昭和 27 年 • 「小松市塵芥処理条例」の制定
ごみの多量排出者からは、ごみ処分の委託を受け、手数料を徴収して処分する
- 昭和 28 年 • ごみ収集の迅速化を図るため、貨物自動車 1 台を購入
- 昭和 29 年 • 「汚物掃除法」が廃止され新たに「清掃法」の施行
「清掃法」に基づいて指定された特別清掃区域の旧小松町、安宅町、栗津町及び栗津駅前地域を収集
- 昭和 32 年 • 三輪自動車 1 台を購入
- 昭和 34 年 • 特別清掃区域（旧小松町、安宅町、栗津駅前）週 2 回収集
- 昭和 36 年 • 栗津町に清掃委託金を交付
- 昭和 37 年 • 今江町（市営住宅 30 戸）、下栗津町、昭津町、林町：週 1 回収集
ごみ収集に小型圧縮車（2 t）1 台をはじめて購入
- 昭和 38 年 • 北部工場（37.5 t / 日）建設
「小松市塵芥処理条例」を廃止し、「小松市清掃条例」を制定、清掃法（昭和 29 年）に基づき市の清掃に関する事項を定める。
特別清掃地域の普通世帯のごみ収集に対し、年度途中から手数料を徴収する
 - 特別清掃地域内人口 42,000 人
 - 清掃作業員 23 人 収集自動車 7 台
- 昭和 43 年 • 収集したごみは肥料と埋立処分としていたが、肥料処分 5 t で最後となる（昭和 34 年肥料処分 2,620 t、埋立処分 5,957 t）
- 昭和 45 年 • 各家庭よりポリ袋による排出及び夜間収集の一部実施
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行に伴い「小松市清掃条例」を全文改正。袋容器排出による協力義務の条例化
- 昭和 46 年 • 夜間収集を民間委託
南部工場（60 t / 日）建設
- 昭和 47 年 • 東部処分場建設（埋立容量：423,000 m³）
新丸地区を除く、市内全域のごみ収集
「小松市清掃条例」を廃止し、「小松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年）に基づき、市の廃棄物に関する事項を定める

昭和 47・48 年	・北部工場ごみ焼却炉改築（日量 60 t）
昭和 48 年度	・一般ごみ、危険物の 2 種分別収集 ・ごみの収集をステーション方式に切り替え、各町内に対し、集積所設置の補助金交付
昭和 51 年度	・ごみカレンダー全世帯配付
昭和 53 年度	・一般ごみ、資源ごみ、埋立ごみの 3 種分別収集
昭和 56 年度	・モデル地区を設定し、空びんの収集
昭和 58 年度	・大野町に環境美化センター完成 (埋立容量 : 510,000 m ³ 日量 : 150 t) ・南部工場、北部工場閉鎖 ・全市的に空びんの収集 「全市一斎美化の日」を毎年 5 月に行うこととする
昭和 59 年度	・有害ごみの収集
昭和 62 年度	・生ごみ処理器設置補助事業（コンポスト）～62 年
平成 3 年度	・一般ごみの昼間収集を一部民間委託 ・一般ごみを全て民間委託
平成 4 年度	・東部処分場への産業廃棄物の搬入禁止 ・第 1 回リサイクルフェアの開催 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により野焼きの禁止
平成 5 年度	・東部処分場での空びんの分別開始 ・OA 古紙の減量化・再資源化事業の実施 ・市役所各課へリサイクルボックスの配付 ・粗大ごみの収集 ・東部処分場への持込みを一部とし、それ以外は全て環境美化センターへ持込みとなる ・東部処分場、環境美化センターの定休日を毎週日曜日とする ・ボカシ、生ごみ分解消滅機の調査・研究
平成 6 年度	・「小松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を廃止し、「小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を制定、平成 3 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の大改正に基づき、市の廃棄物処理に関する事項を定める ・廃食油リサイクル粉石けん製造機購入 ・小学校に生ごみ分解消滅機を設置（蓮代寺、那谷） ・ボカシ、生ごみ分解消滅機等減量化の調査・研究委託事業の継続 ・フリーマーケット開催委託事業 ・オフィス古紙マニュアルを作成し、各事業所に配布 ・ごみダイエットを作成し全世帯に配付
平成 7 年度	・4 月から全市一斎にペットボトルを回収 ・小松市廃棄物減量等推進員 56 名を委嘱 ・ボカシ、生ごみ分解消滅機等減量化の調査・研究委託事業の継続

- ・フリーマーケット開催事業
- ・「ボカシ」利用モニター事業、家庭菜園利用事業
- ・リサイクル&環境フェアの開催
- ・‘96 こまつ・かんきょうセミナーの開催
- ・ごみ減量化全国大会で厚生大臣よりクリーン・リサイクルタウンの選定を受ける
- ・ペットボトルに関するアンケートを、市内 10,000 世帯を対象に実施
- ・事業用大規模建築物における事業系廃棄物の減量化説明会開催
- ・東部処分場への搬入休止
- ・リサイクル活動の拠点としてグリーンハウス設置
- ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業 (32 世帯 1/3 2 万円限度)
- ・校下婦人会学習会や旅館寮、アパート管理者等のごみ出しマナー研修会開催
- ・小松市廃棄物減量等推進員による担当地区ごみ集積所排出状況調査及び分別指導
- ・市収集対象外ごみの一括収集実施 (タイヤ、バッテリー、消火器等)
- ・町内会、各町婦人会のごみ出しマナー研修会での分別収集啓発活動
- ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業 (35 世帯 1/3 2 万円限度)
- ・小松市廃棄物減量等推進員による担当地区不法投棄パトロールの実施
- ・リサイクル施設見学会 (7月 1 日東洋カレット(株))
- ・市収集対象外ごみの一括収集実施
- ・町内会、各町婦人会のごみ出しマナー研修会での分別収集啓発活動
- ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業 (45 世帯 1/3 1 万 5 千円程度抽選)
- ・リサイクル&環境フェア開催 (市場まつり共催)
- ・ミニリサイクルプラザ建設 「利再来」市開催
- ・今江町でプラスチック製容器回収モデル事業の実施
- ・東部処分場跡地をマウンテンバイクコースとして整備し市民に開放
- ・ダイオキシン対策
(排ガス高度処理施設、灰固化施設整備事業 平成 11 年度～13 年度)
- ・小松市廃棄物減量等推進員による担当地区不法投棄パトロール及びごみ集積所排出状況調査
- ・市収集対象外ごみの一括収集実施
- ・第 2 回「利再来」市ミニリサイクルプラザで開催
- ・マイバッグキャンペーンモニター募集 (石川県主催)
- ・環境にやさしいお店登録制度開始
- ・ごみ有料化に向けて、一般ごみのモデル回収実施 (沖町、佐々木町)
- ・ごみ減量化パンフレット「護美ものがたり」を作成。市内小学校 4 年生へ配布
- ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業 (136 世帯)

- 平成 12 年度
- ・ダイオキシン対策（排ガス高度処理施設、灰固型化施設整備事業 平成 11 年度～13 年度）
 - ・小松市廃棄物減量等推進員による担当地区不法投棄パトロール及びごみ集積所排出状況調査実施
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（202 件）
 - ・一般ごみ指定袋制モデル施行実施（62 町 8,300 世帯）
 - ・エコ調査員 10 名公募・委嘱
 - ・フリーマーケット開催
 - ・こまつマイバッグ運動推進連絡会立ち上げ、マイバッグキャンペーン実施
 - ・環境フェスタ開催
 - ・市収集対象外ごみの一括収集実施
- 平成 13 年度
- ・容器包装プラスチック回収モデル事業 3 町
(糸町・西軽海町二丁目・丸の内町)
 - ・小松マイバッグ運動推進連絡会
買物袋の持参呼びかけキャンペーン、協力店にステッカー配布
 - ・小松市廃棄物減量等推進委員による担当地区の不法投棄パトロール
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（106 件）
 - ・環境フェスタ開催（市民センター）
 - ・廃食油のモデル回収 6 町
 - ・廃食油燃料製造装置をミニリサイクルプラザに設置
 - ・市収集対象外ごみの一括収集実施
 - ・親子リサイクル教室実施
 - ・市政環境バス
- 平成 14 年度
- ・容器包装プラスチック収集説明会開催（H15 年用ごみの手引書作成）
 - ・廃食油リサイクル燃料により環境美化センターのパッカー車運行開始
 - ・環境フェスタ（こまつドーム）
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（98 件）
- 平成 15 年度
- ・容器包装プラスチック及びもやすごみの収集
 - ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの一括収集実施
 - ・親子リサイクル見学会実施
 - ・環境フェスタ開催（こまつドーム）
 - ・小松マイバッグ運動推進連絡会
 - ・リサイクル教室（マイバッグ作り）
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 71 コンポスト 16）
- 平成 16 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの一括収集実施 年 2 回
 - ・親子リサイクル見学会実施
 - ・環境フェスタ開催（こまつドーム）

- ・リサイクル教室（マイバッグ作り）
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 54 コンポスト 20）
 - ・毎日取りごみ収集廃止
- 平成 17 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの一括収集実施 年 2 回
 - ・親子リサイクル見学会実施
 - ・環境フェスタ開催（こまつドーム）
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 78 コンポスト 11）
 - ・リサイクルリーダー養成事業（54 町内）
 - ・ノーレジ袋デー実施
- 平成 18 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの一括収集実施 年 2 回
 - ・親子リサイクル見学会実施
 - ・ごみダイエットキャンペーン 2006 開催（こまつ芸術劇場うらら）
 - ・リサイクルリーダー養成事業（246 町内）
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 43 コンポスト 12）
 - ・放課後児童クラブ啓発活動
- 平成 19 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」を、市とこまつ環境パートナーシップ“ごみダイエットプロジェクト”及び市内 16 の事業所（スーパー・マーケット等）で締結
 - ・こまつ環境エコプロジェクト 2007 開催（こまつドーム）
 - ・親子リサイクル見学会実施
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 39 コンポスト 6）
- 平成 20 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・「マイバッグ持参率 100%に向けた取組みに関する協定」を、市とこまつ環境パートナーシップ“ごみダイエットプロジェクト”及び市内 16 の事業所（スーパー・マーケット等）で締結
 - ・エコ。エコ。フェア 2008 開催（リサイクルセンター）
 - ・親子リサイクル見学会実施
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 36 コンポスト等 24）
- 平成 21 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・「レジ袋削減推進に向けた取組み」で、こまつ環境パートナーシップ“ごみダイエットプロジェクト”と 16 の事業所とともにレジ袋無料配布中止スタートの啓発活動を行う。
 - ・親子リサイクル施設見学実施
 - ・古紙拠点回収所“古紙リサイクルステーション”オープン

- ・こまつ環境エコプロジェクト 2009 開催（リサイクルセンター）
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 36 コンポスト等 92）
 - ・環境啓発ミュージカル開催
- 平成 22 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・親子リサイクル施設見学実施
 - ・こまつ環境エコプロジェクト 2010 開催（木場潟中央園地）
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 10 コンポスト等 86）
 - ・こまつ環境パートナーシップ “ごみダイエットプロジェクト” と 15 の事業所とともに “買い物マナー向上” の啓発活動を行う。
 - ・10 月より、もやすごみの収集区分廃止、破碎ごみの収集開始、大型ごみの指定品目個別収集開始
 - ・10 月より、資源ごみ等収集の一部を民間委託
- 平成 23 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・こまつまるごとエコツアー実施
 - ・こまつまるごとエンジョイ・エコ!!開催（リサイクルセンター）
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 11 コンポスト等 25）
 - ・こまつ環境パートナーシップ “ごみダイエットプロジェクト” と 15 の事業所とともに “買い物マナー向上” 等の啓発活動を行う。
 - ・古紙リサイクルステーション 2 号店（符津町）を設置
 - ・資源ごみの持ち去り禁止条例を施行
 - ・10 月より、資源ごみ等収集を全て民間委託
- 平成 24 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・こまつまるごとエコツアー実施
 - ・We enjoy EC0!! エンジョイエコまつり開催
(小松駅前市民公園、こまつ芸術劇場うらら)
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 9 コンポスト等 25）
 - ・こまつ環境パートナーシップ “ごみダイエットプロジェクト” と 13 の事業所とともに “生ごみもうひと絞り” “紙ごみ減量化” 等の啓発活動を行う。
 - ・剪定枝、木くずのリサイクルの開始(H24. 7 ~)
 - ・雑誌類リサイクル袋の配布
 - ・地域における環境活動の拠点型集積場の設置開始（3 町）
- 平成 25 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・こまつまるごとエコツアー実施
 - ・We enjoy EC0!! エンジョイエコまつり開催（6/9）
(木場潟公園南園地)

- ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 16 コンポスト等 41）
 - ・こまつ環境パートナーシップ “ごみダイエットプロジェクト” と 13 の事業所とともに“生ごみもうひと絞り” “紙ごみ減量化” 等の啓発活動を行う。
 - ・地域における環境活動の拠点型集積場の設置（1町）
 - ・景観配慮型ごみ集積場の設置開始（17町）
 - ・古紙リサイクルステーション 3号店オープン（松陽地区体育館）
 - ・使用済小型電子機器等（パソコン、携帯電話除く）のリサイクルの開始（H25. 10月）
- 平成 26 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・こまつまるごとエコツアー実施
 - ・We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり開催（5/18）
(小松駅前市民公園、こまつ芸術劇場うらら)
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 15 コンポスト等 42）
 - ・こまつ環境パートナーシップ “ごみダイエットプロジェクト” と 13 の事業所とともに“生ごみもうひと絞り” “紙ごみ減量化” 等の啓発活動を行う。
 - ・古布の回収（4町収集開始、美化センター持込みから分別開始）
 - ・地域における環境活動の拠点型集積場の設置開始（3町）
- 平成 27 年度
- ・エコロジーパークこまつ クリーンセンター建設（～H30. 7）
 - ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・こまつまるごとエコツアー実施
 - ・We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり開催（10/17）
(小松駅前市民公園、こまつ芸術劇場うらら)
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 12 コンポスト等 44）
 - ・こまつ環境パートナーシップ “ごみダイエットプロジェクト” と 13 の事業所とともに“生ごみもうひと絞り” “紙ごみ減量化” 等の啓発活動実施
 - ・地域における環境活動の拠点型集積場の設置開始（1町）
 - ・エンジョイエコ推進大会開催
- 平成 28 年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり開催
(木場潟中央園地)
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機 46 コンポスト等 202）
 - ・こまつ環境パートナーシップ “ごみダイエットプロジェクト” との協働事業
- ① 小松市指定ごみダイエット袋普及のための街頭啓発

- ② スマートコンポスト講習会を実施（250名）
- ・小松市指定ごみダイエット袋導入に係る町内説明会（308回）
 - ・小松市指定ごみダイエット袋の導入（10/1）無償配布開始
 - ・小松市指定ごみダイエット袋取扱店（63店舗）
 - ・食品ロス削減啓発コースター配布
 - ・事業系持込みごみの廃棄物処理手数料改定
(7/1, 400円/50kg→500円/50kg)
- 平成29年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・小松市指定ごみダイエット袋流通方法改善
 - ・We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり開催（10/14）
(木場潟公園 南園地)
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機14コンポスト等28）
 - ・こまつ環境パートナーシップごみダイエットプロジェクトとの協働事業
(ごみの分別DVD「プラスチック製容器包装編」作成)
 - ・地域における環境活動の拠点型集積場の設置開始（1町）
 - ・ごみ分別辞典検索サイト（ごみサク）開始
 - ・町内会表彰制度開始
 - ・古紙リサイクルステーション 4号店オープン（国府地区体育館駐車場）
 - ・小松市指定ごみダイエット袋取扱店（69店舗）
- 平成30年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・市収集対象外ごみの回収
 - ・クリーンセンター稼働（7/1）
 - ・エコロジーパークこまつへの廃棄物持込み手数料を従量制に改定
(7/1, 100円/10kg)
 - ・クリーンセンター、リサイクルセンター、最終処分場を総称して「エコロジーパークこまつ」に改称（7/1）
 - ・We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり開催（8/5）
(木場潟公園 中央園地)
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機16コンポスト等27）
 - ・こまつ環境パートナーシップごみダイエットプロジェクトとの協働事業
(ごみの分別DVD「ごみの分け方・出し方～総集編～」作成)
 - ・こまつECOまち表彰（町内会向け）
 - ・小松市指定ごみダイエット袋取扱店（69店舗）
 - ・食品ロス削減「こまつの恵みに感謝！食べキリ運動」協力店登録開始
 - ・夜間収集区域の日中収集への変更に向けた地元説明会の開催
 - ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり開催（9/22）
(木場潟公園 中央園地)

- ・エコロジーパークこまつへの廃棄物持込み手数料を改定
(10/1, 102円/10kg スプリング入り廃棄物 102円/10kg+500円/個)
- ・令和元年東日本台風 被災地支援 (長野県佐久市)
- ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業 (生ごみ処理機10 コンポスト等35)
- ・こまつECOまち表彰 (町内会向け)
- ・小松市指定ごみダイエット袋取扱店 (77店舗)
- ・食品ロス削減「こまつの恵みに感謝！食べキリ運動」協力店 (72店舗)
- ・ごみ分別アプリ (日本語版) 運用開始 (R2.3~)
- ・剪定枝・木くず特別収集実証実験 (市内4か所)
- ・夜間収集区域の日中収集開始 (10/1)
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
- ・SDGs未来都市エコロジー大会, We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり開催 (11/29) (サイエンスヒルズこまつ)
- ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業 (生ごみ処理機23 コンポスト等28)
- ・こまつECOまち表彰 (町内会向け)
- ・小松市指定ごみダイエット袋取扱店 (77店舗)
- ・食品ロス削減「こまつの恵みに感謝！食べキリ運動」協力店 (72店舗)
- ・小松市災害廃棄物等処理計画を改定
- ・小松市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画を改定
- ・小松市食品ロス削減計画を策定
- ・小松加賀環境衛生事務組合の解散 (3/31)
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
- ・こまつ環境エコフェスティバル開催 (2/20) (サイエンスヒルズこまつ)
- ・エンジョイエコまつりは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業 (生ごみ処理機26 コンポスト等33)
- ・こまつECOまち表彰 (町内会向け)
- ・小松市指定ごみダイエット袋取扱店 (77店舗)
- ・食品ロス削減「こまつの恵みに感謝！食べキリ運動」協力店 (72店舗)
- ・エコロジーパークこまつの余剰電力を活用したカーボンニュートラル電気の供給開始 (4/1)
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
- ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業 (生ごみ処理機15 コンポスト等54)
- ・こまつECOまち表彰 (町内会向け)
- ・小松市指定ごみダイエット袋取扱店 (77店舗)
- ・食品ロス削減「こまつの恵みに感謝！食べキリ運動」協力店 (144店舗)
- ・小松市一般 (ごみ) 処理基本計画を一部見直し
- ・公民連携によるリユース推進に関する協定締結 (5/30, ウリドキ(株))
- ・SDGsの推進とごみ減量化に関する連携協定締結 (10/20, パナソニック(株) くらしアプライアンス社ランドリー・クリーナー事業部)
- ・こまつ環境エコフェスティバル開催 (2/5) (サイエンスヒルズこまつ)

- 令和5年度
- ・小松市指定ごみ袋無償配布の廃止
 - ・エコロジーパークこまつ持込手数料の改定
家庭系：50kgまで500円、以降10kgごと102円
事業系：50kgまで600円、以降10kgごと120円
 - ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機44 コンポスト等36）
 - ・こまつECOまち表彰（町内会向け）
 - ・小松市指定ごみ袋取扱店（69店舗）
 - ・食品ロス削減「こまつの恵みに感謝！食べキリ運動」協力店（144店舗）
 - ・こまつ環境エコフェスティバル開催（11/23）（サイエンスヒルズこまつ）
 - ・古紙リサイクルステーション5号店オープン（ふれあい松東駐車場）
- 令和6年度
- ・小松市廃棄物減量等推進員による不法投棄パトロール
 - ・家庭用生ごみ処理機設置補助事業（生ごみ処理機66 コンポスト等42）
 - ・こまつECOまち表彰（町内会向け）
 - ・小松市指定ごみ袋取扱店（84店舗）
 - ・食品ロス削減「こまつの恵みに感謝！食べキリ運動」協力店（130店舗）
 - ・小松市災害廃棄物等処理計画を改定
 - ・モビリティカーボンニュートラル推進パートナー協定の締結（5/14、住友三井オートサービス（株））
 - ・家庭系廃食油の店舗回収を開始
 - ・こまつ環境エコフェスティバル開催（10/6）（サイエンスヒルズこまつ）

(5) 一般廃棄物処理手数料

表7 手数料一覧（令和5年4月～）

令和5年4月1日施行

取扱区分		手数料	
廃棄物の種類	エコロジーパークへ搬入される家庭系廃棄物を処分する場合	50kg以下	500 円
		(50kgを超える) 10kgごとに	102 円
	スプリング入りマットレス、ソファーベット、ソファー	1個につき上表の金額に加算	500 円
	家庭から排出される大型ごみ	家庭から個別収集、運搬及び処分する場合	規則で定める品目 1,000円以下 規則で定める金額
	犬、猫等の死体の処分		1体 1,000 円
	エコロジーパークへ搬入される事業系一般廃棄物を処分する場合	50kg以下	600 円
		(50kgを超える) 10kgごとに	120 円

- 手数料の額は、上表により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- エコロジーパークこまつへ搬入される廃棄物であってその重量が10kg未満の場合及びその端数が10kg未満の場合は、それぞれ10kgとみなす。
- 犬、猫等の死体が1体に満たないときは、1体とみなす。

(6) 一般廃棄物収集運搬許可業者及び再生資源業者

表8 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

業者名	所在地	電話番号
(有)トップクリーン	福乃宮町二丁目15-3	23-3778
市民セレクト(株)	芦田町二丁目35	22-2308
(株)三和油送	今江町九丁目645	24-0011
(株)コマツクリアメンテナンス	鶴ヶ島町口1	24-0767
ヨサノリサイクル	安宅町又24-1	22-5598
小松美掃	有明町13	22-7306
(株)カワキタ商事	矢田町ワ49-15	43-1555
藤ビルメンテナンス(株)小松支店	長崎町二丁目149	21-5448
吉田商店	島田町又4-1	27-1306
(株)太陽紙業小松	今江町九丁目264-1	21-7722

(株)きだち 小松事業所	矢田野町イ45	46-5285
大松商事(株)	草野町ニ13	20-2326
(株)エスケークリーンエコロジー	長崎町ニ丁目107	24-3910
(有)ケ・エス興業	長崎町口167-1	21-6900

表9 一般廃棄物処分業者一覧 … 木くず・剪定枝・草など

名 称	取扱品目	所在地	電話番号
(有)ショーケン産業	木くず・剪定枝	瀬領町イ38-1	46-1313
(株)中部資源開発 小松工場	木くず・剪定枝	国府台5丁目34-1	47-7233
(有)前坂産業	草のみ	吉竹町ホ152-1	20-1472

表10 再生資源業者一覧

■ 小松再生資源事業協同組合

代表 (株)柿田商店 (令和5年1月現在) 電話番号 22-2601

名 称	取扱品目			所在地	電話番号
	古紙	金属	ビン		
(株)柿田商店		○		工業団地 1-37-7	22-2601
(株)増田喜小松営業所	○			長崎町さ 2-1	21-7058
柿一商店	○	○		泉町 19-1	22-7061
(有)サーク	○			安宅町ヲ 1-1	24-2147
大松商事(株)	○			草野町ニ 13	20-2326
福光商店	○	○		下牧町ツ 38	21-3447
吉田商店	○	○		島田町又 4-1	27-1306
(有)河村商店		○		大領町ね 82	22-2582
木下商店		○		八幡町 61	22-5044
辰田商店		○		日の出町 1 丁目 178	55-5166
埴田商店	○			鶴ヶ島町ル 41	22-6326
広田商店		○		今江町 9-647	43-0088
松下商店	○			八幡町 148	22-4148
ヨサノリサイクル	○	○		安宅町又 24-1	22-5598
(株)太陽紙業小松	○			今江町 9-264-1	21-7722
東商店	○			大領町ぞ 146-2	21-8126

■ 石川県内の廃棄物再生事業者登録名簿

石川県 HP :

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/gyoshameibo/index.html>

TOP > 「組織から探す」
>> 「生活環境部」 >>> 「資源循環推進課」
>>>> 「登録廃棄物再生事業者一覧」

第8章 産業廃棄物

1. 産業廃棄物の概況

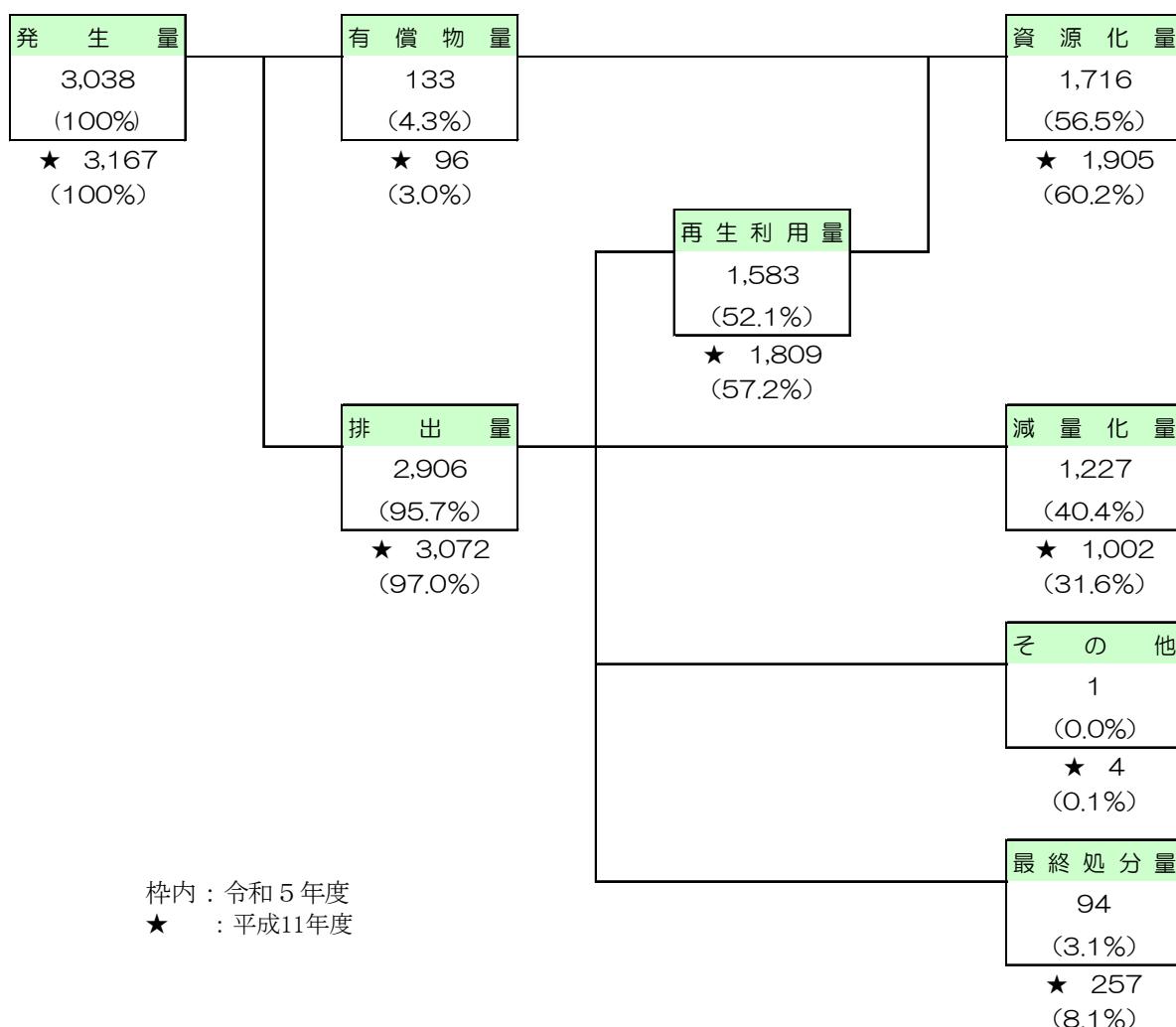
(1) 概況

令和6年度に石川県が実施した「産業廃棄物排出量実態調査」によれば、令和5年度の産業廃棄物の発生量は県全体で約3,038千トンであり、平成11年度の約3,167千トンと比較して129千トン(4.1%)減少しています。このうち南加賀地域(小松市、加賀市、能美市、川北町)では、13.8%に当たる約422千トンが発生しています。

- ・石川県の産業廃棄物の発生量(推計) ・・・・・・ 約3,038千トン
- ・南加賀地域の産業廃棄物の発生量(推計) ・・・・・・ 約422千トン

図1 県内の産業廃棄物排出量について(令和5年度と平成11年度)(単位:千t)

(資料:令和6年度石川県産業廃棄物排出量実態調査報告書)



1) 産業廃棄物の種類

(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項、施行令第2条)

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次の20種類の廃棄物及び国外で発生して輸入された廃棄物（渡航廃棄物、携帯廃棄物を除く。）をいいます。

なお、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。

表1 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃えがら	石炭ガラ、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ、炉清掃排出物
	2 汚泥	めっき汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、ビルピット汚泥、下水汚泥、建設系汚泥
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー・アルコール等の廃溶剤類、タールピッチ類
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、不凍液
	6 廃プラスチック類	ポリ塩化ビニル、ポリエチレンくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ（合成ゴム系）、塗料かす（固型状）、廃農業用フィルム
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリート製品の製造に伴い発生するコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、ガラスくず、レンガくず、瓦くず、廃石膏ボード
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鉄物砂、不良鉱石
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物（建築木くずは該当しない）
	12 ぱいじん	大気汚染防止法に規定するぱい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するぱいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定事業に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの 出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの 製本業・印刷物加工業に係るもの PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）に係るもの パルプ製造業に係るもの 輸入木材の卸売業に係るもの 物品貯蔵業に係るもの 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む） PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず	畳、木綿くず、羊毛くず等天然繊維くずが含まれているもので、以下のもの 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの PCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く） 医薬品製造業 香料製造業 において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（発酵かす、パンくず、おから、コーヒーかす等）
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業に係る牛、馬、豚、鶏等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業に係る牛、馬、豚、鶏等の死体
	20 政令第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥コンクリート固形化物等）

〔 〕 業種指定があるもの

(令和7年7月 石川県 産業廃棄物を適正に処理しましょう)

2)小松市の産業廃棄物処理業者

石川県 HP <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/gyoshameibo/index.html>

TOP > 「連絡先一覧」

>> 「生活環境部」 >>> 「資源循環推進課」

>>>> 「産業廃棄物許可業者等名簿」

2. 産業廃棄物に対する対策

(1) 第3次こまつ環境プランにおける施策

【循環型社会の形成（第3次こまつ環境プラン第4章 テーマ4）】

（施策2）廃棄物の適正処理

【取組②】不法投棄の防止

不法投棄の防止に取り組み、廃棄物の適正な処分に努めます。

＜役割分担＞

●市民の役割

- ・産業廃棄物の適正処理について関心を持ち、廃棄物の不法投棄の監視に協力します。
- ・不法投棄に関する意識を高め、監視・通報等に協力します。
- ・土地の適正な管理を行い、不法投棄の未然防止を図ります。

●事業者の役割

- ・法令遵守に努め、産業廃棄物の適正処理を行います。
- ・処理困難な物質や有害物質をできるだけ含まない製品を作ります。
- ・不法投棄を行いません。
- ・資源の分別排出・回収を推進します。
- ・リターナル bin や白色トレー、携帯電話、ボタン電池、インクカートリッジなどリサイクル可能なものの店頭回収を実施します。
- ・事業系の一般廃棄物について、適正に排出します。
- ・土地の適正な管理を行い、不法投棄の未然防止を図ります。

●市の役割

- ・廃棄物の発生抑制と適正処理について、啓発と指導に努めます。
- ・市民や関係機関との連携により、不法投棄の監視を行います。
- ・不法投棄禁止などの啓発看板の設置を推進します。

第9章 地球温暖化対策

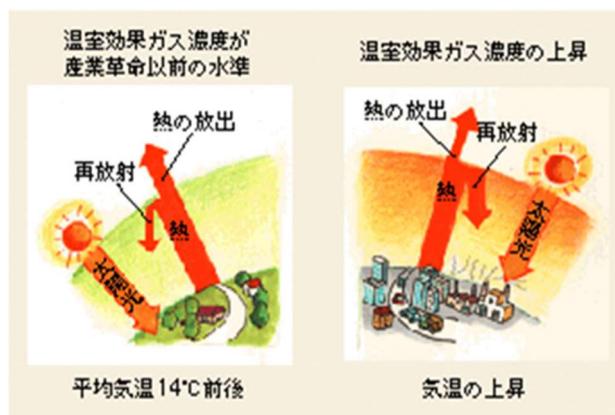
1. 地球温暖化の概況

(1) 地球温暖化の仕組み

地球温暖化は、人間の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素等の「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。

地球温暖化が進めば、海面上昇や異常気象等人類の存続に関わる深刻な問題を引き起こすことが予測されています。

図1 地球温暖化のメカニズム



(出典：環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h19/html/hj07010100.html>)

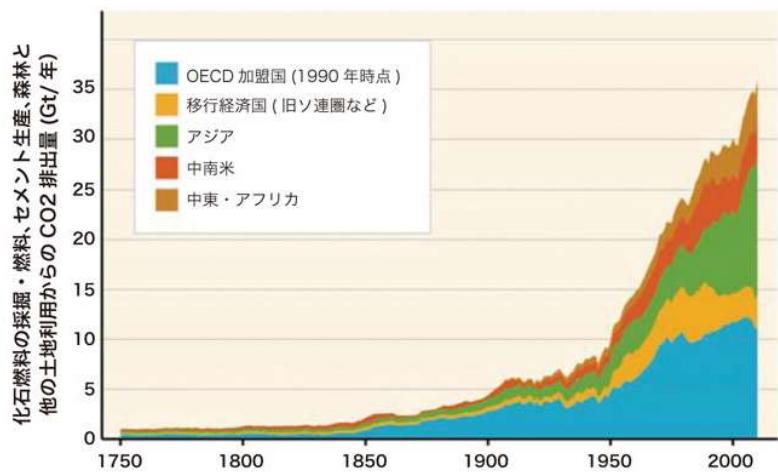
(2) 地球温暖化の現況

国連気候変動に関する政府間パネ

ル（IPCC）の第5次評価報告書によると、世界全体の二酸化炭素排出量は人口増加や経済発展等の要因で増加傾向にあり、最も濃度が高くなるシナリオでは21世紀末の世界の平均地上気温は2.6～4.8°C上昇し、平均海面水位は0.45m～0.82m上昇すると予測されています。

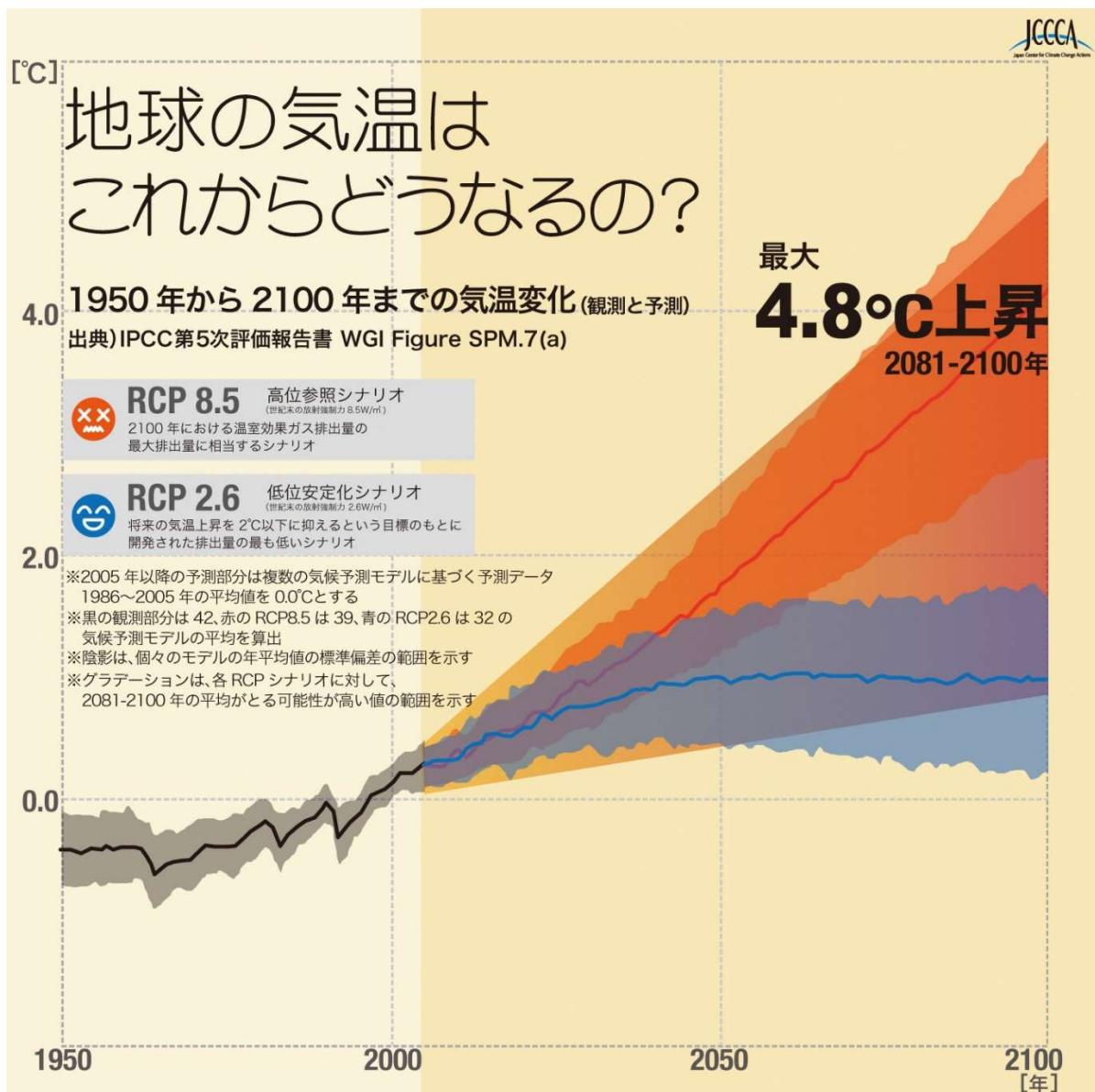
また、平均地上気温の上昇に伴い、ほとんどの陸域では極端な高温や熱波の頻度が増加し、中緯度の陸域と湿潤な熱帶域では、極端な降雨がより強く、頻繁になる可能性が非常に高いとされています。

図2 世界のCO2排出量（燃料、セメント、フレアおよび林業・土地利用起源）



(出典：IPCC 第5次評価報告書 WG111 Figure TS.2
https://www.jccca.org/ipcc/ar5/img/wg3_02.jpg)

図3 1950年から2100年までの気温変化（観測と予測）



今後生じる可能性が高い地球温暖化によるリスクとして、8項目が挙げられています（次ページの図のとおり）

将来、地球温暖化の進行がより早く、より大きくなると、「適応」の限界を超える可能性があるものの、政治的、社会的、経済的、技術的システムの変革により、効果的な「適応策」を講じ、「緩和策」をあわせて促進することにより、レジリエント（強靭）な社会の実現と持続可能な開発が促進されるとしています。

図4 複数の分野地域におよぶ主要リスク



(出典: IPCC 第5次評価報告書

https://www.jcca.org/ipcc/ar5/img/wg2_02.jpg

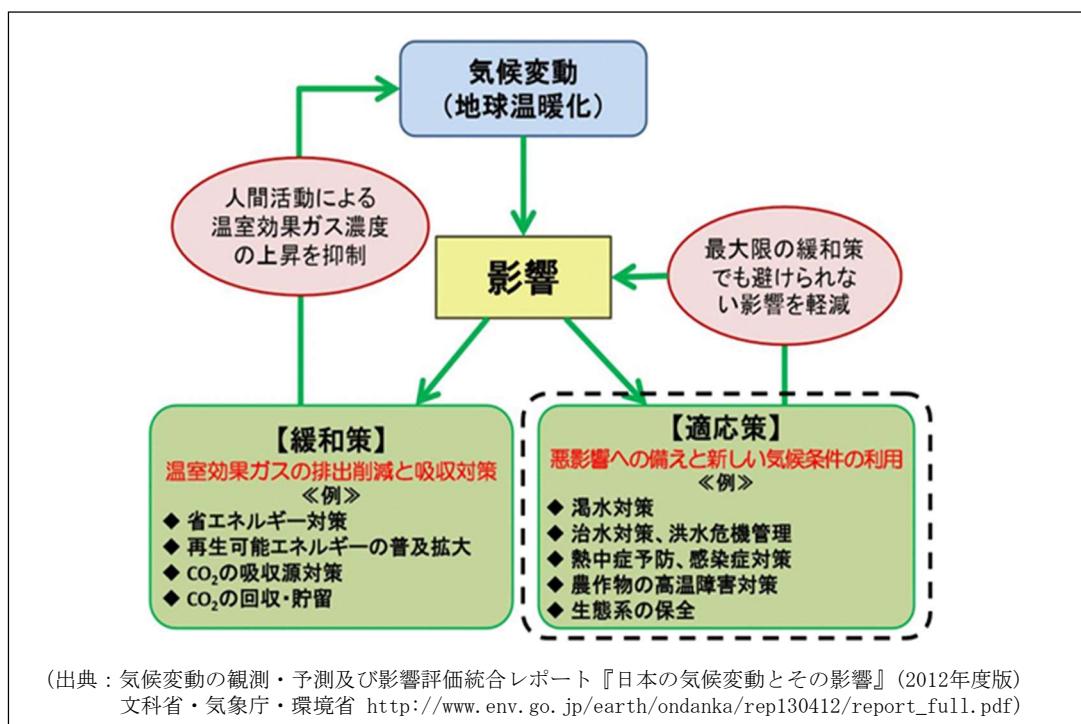
(3) 地球温暖化対策の動向

① 地球温暖化の「緩和策」と「適応策」について

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことが「緩和」です。省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの普及、植物によるCO₂の吸収源対策などが挙げられます。

一方、既に起こりつつある気候変動の影響を防止、軽減するための備えと、新しい気候条件を利用する「適応」です。気候変動の影響軽減をはじめ、リスクの回避、分散、需要と、機会の利用をふまえた対策のことで、渇水対策や農作物の新種の開発、熱中症の早期警告に係るインフラ整備などが例として挙げられます。

図5 気候変動の緩和策と適応策の関係



② 地球温暖化防止に関する国際動向

地球温暖化防止に関する対策として、1992年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、1995年より毎年、「国際気候変動枠組条約締結会議（COP）」が開催されています。

【パリ協定の採択】

このような中、2015年12月にパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス削減等のための新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」は、国連の会議「COP21」で190カ国以上が合意して採択されたもので、世界全体の長期目標として以下の2つの目標を掲げて努力することとされました。

- (イ) 世界全体の平均気温の上昇を産業革命前からの地球の気温上昇を2℃より十分に下回るものに抑え、1.5℃以下に抑えるための努力を継続する。
- (ロ) そのために、21世紀の後半に世界の温室効果ガス排出を実質ゼロにすること。

【IPCC 1.5℃特別報告書】

地球温暖化について科学的知見等から包括的な評価を行っている組織である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、2018年に「1.5℃特別報告書」を作成しました。報告書では、「地球温暖化を1.5℃に抑制させるためには、二酸化炭素排出量が2030年までに2010年比で45%削減され、2050年頃には正味ゼロに達する必要がある。」と報告されています。

③ 地球温暖化防止に関する国内動向

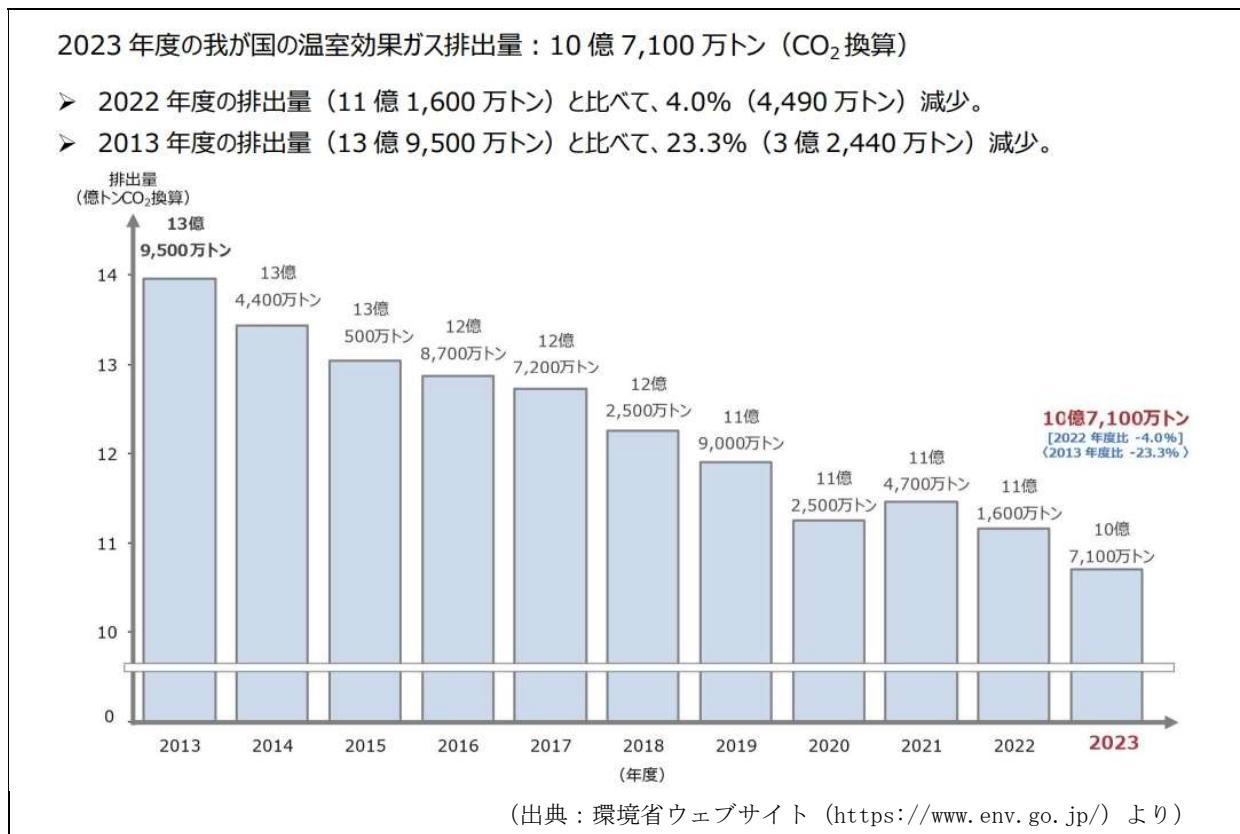
【2020年に向けた取組み】

我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1999年に施行されました。また、2005年には「京都議定書目標達成計画」を策定し、京都議定書で約束した削減目標の達成に取り組んできました。

一方、2011年3月の東日本大震災、東京電力福島原子力発電所事故を受け、エネルギーシステムの脆弱性が明らかになったことから、国は、エネルギー政策の見直し2014年4月に第4次エネルギー基本計画を策定しました。

2013年11月に、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標として、従来、国連気候変動枠組条約事務局に登録していた25%削減目標を撤回し、3.8%削減目標を登録しています。これは、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギー・ミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策等の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしています。

図6 我が国の温室効果ガス排出量（2023年確報値）



【2030年度に向けた取組】

国は、2015年7月に安全性、安定供給、経済効率性、環境適合を基本的視点とする「長期エネルギー需給見通し」を決定し、2030年度のエネルギー・ミックス（電源構成）を定めるとともに、このエネルギー・ミックスを前提に、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を決定し、国連に提出しました。

さらに国は、2021年4月に、2030年度において今室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すことを新たに表明しました。この目標の達成に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、国は「地球温暖化対策計画」（以下「国計画」という。）を2021年10月に策定しました。

【2050年に向けた取組】

国は地球温暖化対策推進法を一部改正し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を明記しました。また国・地方脱炭素実現会議を開催し、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、地域脱炭素ロードマップを取りまとめています。

このような大幅な排出削減は、従来の取組みの延長では実現が困難であることから、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めて、長期的、戦略的な取組みのなかで大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととしています。

【適応に関する取組】

地球温暖化対策の推進に関する法律のもと実施される温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を法的に位置づけ、車の両輪として気候変動対策を推進するため、「気候変動適応法」が2018年12月に施行されました。

これに伴い、国は、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2018年11月に「気候変動適応計画」を策定し、2021年10月には最新の計画を閣議決定しました。

当該計画では、21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後概ね5年間を計画期間として、国、地方公共団体、事業者、国民および国立環境研究所それぞれの役割を明確化しています。また、「① あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む」「② 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する」「③ 研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する」「④ 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する」「⑤ 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する」「⑥ 開発途上国の適応能力の向上に貢献する」「⑦ 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する」の7つの基本戦略を示し、分野ごとの適応に関する取り組みを推進しています。

2. 小松市の地球温暖化対策の現状

(1) 小松市における地球温暖化の現状

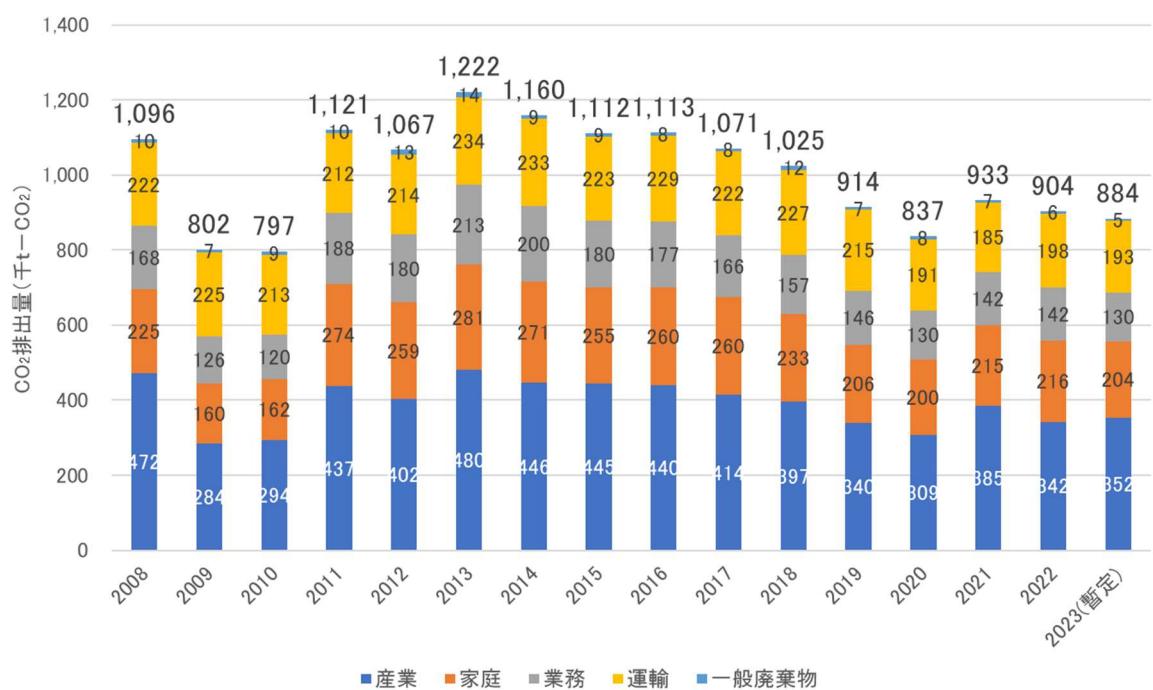
① 二酸化炭素の排出量の現状

本市における2023年度（暫定値）の二酸化炭素の総排出量は884千tです。人口一人あたりでは年間約8.3tとなっています。

② 部門別二酸化炭素排出量

部門別では、製造業・建設業等の産業部門が352千t、民生家庭部門が204千t、商業・事務所等の民生業務部門が130千t、自動車等の運輸部門が193千t、一般廃棄物5千tとなっています。

図7 小松市の部門別二酸化炭素排出量



(2) 小松市における地球温暖化対策

① 第3次こまつ環境プラン

【地球環境への思いやり（第3次こまつ環境プラン第4章（テーマ2））】

＜目標＞ CO₂排出量50%OFF

- 「令和32（2050）年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、オール小松で地球温暖化対策を推進します。令和12（2030）年までにCO₂排出量50%削減（平成25年度比）を目指します。
- 徹底した省エネルギーを進め、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や水素などの次世代エネルギーの利活用推進に取り組みます。
- 気候変動の影響への適応策を推進します。

◇（施策1）地産地消のエネルギーを有効活用

【取組①】再生可能エネルギーの利用拡大（太陽光、バイオマス、小水力など）

限りある資源を有効に活用していくために、太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの利用拡大を図りながら、エネルギーの地産地消を進めていきます。

【取組②】エコロジーパークで創エネルギー拡大（焼却熱で発電）

エコロジーパーク内にある可燃ごみ処理施設「クリーンセンター」を利用し、焼却熱での発電を推進することで、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。

◇（施策2）進化する技術を活かし環境負荷軽減

【取組①】エネルギーを賢く使うスマートグリッド普及

電力を高効率、安定的に供給するためにスマートグリッドの普及を進めます。

【取組②】水素などの次世代エネルギーの利活用推進

次世代エネルギーの利活用を推進し、環境負荷軽減を図ります。

【取組③】環境・エネルギー産業の設備投資等への支援

環境・エネルギー産業を活性化させ、環境負荷軽減を図るため、設備投資等への支援を行います。

◇（施策3）スマートモビリティシステムの導入

【取組①】次世代モビリティの開発や普及促進

次世代モビリティの開発や普及促進を行い、交通の低炭素化を図ります。

【取組②】カーシェア、コミュニティサイクルの活用

公共交通機関や自転車の利用促進など、自動車に依存しない低炭素型の交通システムへの転換を図ります。

◇（施策4）ゼロカーボン型のライフスタイル推進

【取組①】カーボン・オフセット認証商品の購入・利用

日常生活や経済活動の中で排出される温室効果ガスの埋め合わせを図るため、カーボン・オフセット認証商品の購入・利用を推進します。

【取組②】省エネ住宅・建築物の普及や屋上・壁面緑化の推進

省エネ住宅・建築物の普及や屋上・壁面緑化の推進により、温室効果ガスの抑制を図ります。

【取組③】気候変動の影響に関する情報提供・注意喚起

気候変動に関する情報提供・注意喚起を行い、影響を低減します。

② 小松市の取組み

小松市では、平成13（2001）年に「地球温暖化防止小松市役所実行計画」を策定し、小松市が地方公共団体として行う事務・事業について、温室効果ガスを基準年（1999年）から2012年までに15%削減することを目標に取り組んできました。その後、従来の環境マネジメントシステム（IS014001）にはない柔軟な対応をすべく、当該計画は平成22（2010）

年に「小松市役所環境マネジメントシステム」<KEMS>に引き継がれ、温室効果ガスの低減に取り組んできた結果、電気使用量では令和2（2020）年度までに平成21（2009）年度比で21.4%削減、紙資源ではコピー機カウンター使用量で同じく57.3%削減、プリンタ使用量で同じく3.4%削減、燃料（ガソリン・軽油）では同じく27.7%削減しました。

令和3（2021）年には、政府の「令和32（2050）年カーボンニュートラル」実現の方針を受け、「小松市役所地球温暖化対策実行計画」を策定、さらに令和5年に一部見直しを行い、2030年度までにCO₂排出量を2013年度から50%削減、エネルギー（電気・ガソリン・軽油・灯油・ガス）使用量を同じく38%削減、重油使用量を同じく85%削減する目標を掲げ、計画を進めています。

③ 小松市役所地球温暖化対策実行計画の考え方

KEMSでは令和2（2020）年度までに平成21年度比で電気使用量30%削減、コピー機カウンター使用量45%削減、プリンタ使用量15%削減、燃料（ガソリン・軽油）使用量40%削減を最終目標としていましたが、電気使用量・プリンタ使用量・燃料使用量については目標を達成することはできませんでした。

これらの結果を踏まえたうえで、「令和32（2050）年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、徹底した省エネルギー促進・クリーンエネルギーの利活用推進や、ICT活用によるペーパーレス化、省エネに向けた研鑽・意識啓発に取り組み、エネルギー使用量の削減や、カーボンニュートラル化、公用車の低炭素化などの取組をさらに推進します。

表1 目標数値

		平成25年 2013年 〔基準年〕	令和6年 2024年 〔直近実績〕	令和7年 2025年 〔前期目標〕		令和12年 2030年 〔後期目標〕	
CO ₂ 総排出量 (t-CO ₂)		25,482	15,683 38.5%削減	13,987 45%削減		12,735 50%削減	
エネルギー 使用量	電気 (MWh)	33,386	25,036 25.0%削減	エネルギー使用量 32%削減	CO ₂ 排出量 13,872 t-CO ₂	エネルギー使用量 38%削減	CO ₂ 排出量 12,647 t-CO ₂
	ガソリン・軽油 (kl)	161	152 5.6%増加				
	灯油 (kl)	204	144 29.4%削減				
	ガス (千m ³)	1,281	1,296 1.2%増加				
	重油 (kl)	213	30 85.9%削減		エネルギー使用量 80%削減	CO ₂ 排出量 115 t-CO ₃	エネルギー使用量 85%削減

＜主な取組内容＞

(a) クリーンエネルギーの活用・省エネルギーの徹底

(i) 公用車の次世代自動車への転換

一般車両（特殊車両除く）の計画的なEV・PHV・HV等への更新を推進

(ii) 公共施設の省エネと再生エネルギーの導入

公共施設の新設や大規模改修時に、省エネ型建築・設備や太陽光などの再生エネルギーの導入促進

(iii) 省エネルギー診断を実施

公共施設に省エネルギー診断を実施し、最適な稼働方法や最新機器への更新を促進

(iv) エコロジーパークこまつの発電エネルギーの地産地消の取組

エコロジーパークこまつの発電エネルギーを他の公共施設へ供給し地産地消を推進

(b) ペーパーレス化による省エネの推進

(i) 市民事業者の行政手続きや市役所内文書の電子化

市民・事業者向けの電子申請・届出手続きの電子化拡大、市役所内の文書・伝票の電子化の推進

(ii) 公共施設の省エネと再生エネルギーの導入

各種審議会のオンライン化、ペーパーレス化の促進

(c) 省エネに向けた研鑽・意識啓発

(i) 省エネ研修の実施

各所属の省エネ推進員などに省エネルギー研修を実施し、知識習得や意識啓発の促進

④ 小松市ゼロカーボンシティ宣言



小松市ゼロカーボンシティ宣言

～100年後的小松に残したい自然がある、伝えたい文化がある～

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で記録的な高温、大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が多発しています。日本においても、過去に経験したことがないような集中豪雨や猛暑等が頻発しており、今後さらに災害等のリスクが高まると予測されています。また、気候の激変は、四季折々の豊かな風土にも影響を与えかねません。

2018年に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2°C未満とし、1.5°Cに抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが必要」とされています。

日本においては、2020年10月に政府が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月には地球温暖化対策推進本部にて2030年度までの温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%削減とすることが発表されました。

このような中、小松市においても、先達から受け継がれてきたふるさと小松の自然と文化を100年後の未来に引き継ぎ、また、その思いを未来に生きる子どもたちにも受け継いでいくため、市民・事業者・市が協働して脱炭素に積極的に取り組むことが不可欠です。

小松市は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言します。

令和3（2021）年8月25日

小松市長 宮橋 勝栄

※ゼロカーボンシティ：2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を主張自らが又は地方自治体として公表された地方自治体

⑤ 石川県との連携事業

(イ) いしかわ家庭版・学校版・事業者版・地域版環境ISO

電力需要が高まる夏期（7～9月）に、家庭や学校、事業所における省エネ・節電に特化した「省エネ・節電アクションプラン」に取り組むほか、それぞれの実施主体が地球温暖化対策に資する取組みを実施しています。

(ロ) 石川県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策に関する熱意と識見、そして行動力を持った方を、石川県知事が地球温暖化対策推進法に基づき「石川県地球温暖化防止活動推進員」として委嘱し、地球温暖化防止に関する普及・啓発活動に取り組んでいただいています。

小松市では、令和6年4月現在4名の方が、石川県知事より推進員の委嘱を受けて活動しています。

第10章 こまつ環境プラン

1. 計画の背景・目的

小松市は環境の保全及び創造を図るため、平成13年3月に小松市環境基本条例を施行し、同条例第8条に基づき、第1次こまつ環境プランを平成16年3月に策定しました。その後、第1次こまつ環境プランの満了に伴い第2次こまつ環境プラン（以下、「前計画」という）を平成26年4月に策定し、「～良好な環境を次世代へ～”自然と共生するエコロジー こまつ」を目指して、市民、事業者、各種団体の方々のご理解とご協力を得ながら取り組んできました。

前計画の策定から7年が経過し、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化してきています。世界においては、「持続可能な開発目標(SDGs)の採択」(平成27年9月)や「パリ協定の採択」(平成27年12月)など、温室効果ガスの排出削減をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた持続可能な発展のための取り組みが進められています。一方、国内においては、国際的な動向に沿って「地球温暖化対策計画」(平成28年5月)、「第五次環境基本計画」(平成30年4月)が閣議決定されました。

こうした社会情勢の変化のもと、小松市では令和3年3月をもって前計画の計画期間が満了となることから第3次こまつ環境プラン（以下、「本計画」という）を策定しました。

本計画は、本市のまちづくりの方向性を示す指針である「小松市都市デザイン」で掲げる都市像の実現を図るための環境面における計画として位置づけられています。

これまで、よりよい環境づくりのため「市民総ぐるみ」で諸課題に臨んできた市民の力は、地域や市民活動により受け継がれ、環境を守り、向上させる原動力になっています。

今後も豊かな自然と市民の力を両輪に、市民一人ひとりが環境を見つめ直し、知恵を出し合い、良好な環境づくりをさらに目指していきます。

2. 基本方針

(1) 主要テーマとチャレンジ目標

第3次こまつ環境プランでは、令和32（2050）年の未来を見据え、令和12（2030）年までの10年間の主要施策・プロジェクトを「Eco Action 2030」として、パートナーシップのもと推進していきます。

Komatsu Eco Action 2030

テーマ①

みんなでアクション

Challenge①：SDGs 宣言500団体

多様なパートナーシップで、地域づくり・人づくりを推進します

- ▷ 環境に关心を持ち、環境に配慮した行動を行うため、環境学習・環境教育の推進
 - ・高等教育機関や環境団体と連携した環境学習の実践
- ▷ 共創のチカラと地域力で森林再生や水辺クリーン活動、ごみ減量化・リサイクルの推進
 - ・環境団体のネットワーク強化や地域の特性に応じた環境活動の推進
 - ・企業・団体の宣言によるオールこまつでのSDGsを推進

テーマ②

地球環境への思いやり

Challenge②：CO₂排出量50%OFF

CO₂排出が少ない暮らしと脱炭素社会の実現を目指します

- ▷ 地球温暖化対策のため、再生可能エネルギー等の活用や省エネルギーの推進
 - ・創エネによるエネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの導入拡大
 - ・省エネ型のライフスタイルへの転換
- ▷ 次世代エネルギーの利活用と技術開発を支援
 - ・水素・蓄電等、次世代モビリティによる脱炭素社会へのチャレンジ（水素を新たな資源に位置付け）
 - ・災害・非常時の業務継続に必要なエネルギーの確保（自立型エネルギー）

テーマ③

健康で豊かな自然との共生

Challenge③：木場潟 Visitors 120万人

生物多様性と自然の恵みが豊かな社会を目指します

- ▷ 森林、里山、河川、里海のつながりの回復による多様な生態系の保全
 - ・水源地である奥山や環境王国こまつのシンボルである木場潟をはじめとした水環境の再生と保全
 - ・環境保全型農業の推進による汚染負荷の低減
- ▷ 企業や市民の積極的な関わりによる里山地域の再生
 - ・企業の森づくり・共生の森づくり活動の拡大
 - ・適正な水辺空間と里山の管理による生物多様性の保全と野生生物との共生

テーマ④

循環型社会の形成

Challenge④：可燃ごみ減量化率33%OFF

ものを大切に、ごみができるだけ発生しない暮らしと社会を目指します

- ▷ ゼロエミッションの循環型社会の推進
 - ・家庭・企業・地域との共創による7Rの推進
 - ・食品ロス・食品廃棄物の抑制によるごみ減量化の推進
- ▷ 廃棄物の適正処理や新たな環境マネジメントシステムの推進による健全な社会の構築
 - ・住民や事業者の意識向上による不法投棄の撲滅
 - ・公共施設の長寿命化や省エネルギー化

テーマ⑤

美しく快適な生活環境

Challenge⑤：花のまちづくり推進員 3,000 団体・個人

水や空気、景観が美しい安全で快適なまちづくりを目指します

- ▷ 市民の健康を守り、安全・安心で衛生的な生活環境の確保
 - ・大気や騒音、振動、化学物質などの監視や公害等の発生の防止による地域環境の保全
 - ・災害や感染症の蔓延など非常時にも対応できるごみ処理体制の構築
- ▷ 魅力ある都市環境・農村環境・自然環境へ美しいまちなみや景観の保全
 - ・花のまちづくり活動による花と緑が美しいまちを次世代へ継承
 - ・自然や歴史・文化に溢れる環境を活かした交流人口の拡大による地域の活性化

3. 施策の体系

5つの基本目標を達成するため、施策の体系は次のとおりです。

施策1 多様な主体による環境保全活動の促進

- 省エネやエコ活動の実践
- 新たな環境ビジネスや技術開発の展開
- 自然環境保全や体験活動への参加促進

みんなでアクション

施策2 産官学が連携した環境学習・教育の推進

- 環境保全活動を支える人材の育成・確保
- 大学・研究機関等による調査研究や指導・助言
- 環境教育プログラムの一層の推進

施策3 パートナーシップによる普及啓発活動の推進

- 共創によるSDGsの達成への貢献
- 市民・事業者・大学・行政等とのネットワークの強化
- 環境保全の情報発信・活動支援

施策1 地産地消のエネルギーを有効活用（創エネ）

- 取組① 再生可能エネルギーの利用拡大（太陽光、バイオマス、小水力など）
- 取組② エコロジーパークで創エネルギー拡大（焼却熱で発電）

施策2 進化する技術を活かし環境負荷軽減

- 取組① エネルギーを賢く使うスマートグリッド普及
- 取組② 水素などの次世代エネルギーの利活用推進
- 取組③ 環境・エネルギー産業の設備投資等への支援

施策3 スマートモビリティシステムの導入

- 取組① 次世代モビリティの開発や普及促進
- 取組② カーシェア、コミュニティサイクルの活用

施策4 ゼロカーボン型のライフスタイル推進

- 取組① カーボン・オフセット認証商品の購入・利用
- 取組② 省エネ住宅・建築物の普及や屋上・壁面緑化の推進
- 取組③ 気候変動の影響に関する情報提供・注意喚起

地球環境への思いやり

施策1 木場潟の再生と水郷空間の創造

- 取組① 木場潟の水質浄化を官民連携で推進
- 取組② 木場潟の環境調査、環境学習の推進
- 取組③ 水辺クリーンデーなど景観美化活動の推進

施策2 生物多様性の保全と野生生物との共生

- 取組① 企業の森づくりなどCSR活動拡大
- 取組② 里山・水辺空間の管理で希少な生物を保全
- 取組③ 野生生物との共生、特定外来生物対策の推進

施策3 自然資源や歴史文化の活用と価値の創造

- 取組① 間伐材の有効活用とビジネス創出
- 取組② 歴史・文化遺産や体験コンテンツの発掘

施策4 農業の生産性と付加価値の向上

- 取組① 農業のブランド化推進と特産品の開発
(特別栽培米や酒米の生産拡大、体験農園)
- 取組② 農作物の6次産業化の推進

施策1 7R(発生回避・発生抑制・再使用・修理・改良・返却・再資源化)の推進

- 取組① 家庭・企業・地域での7R活動運動
(環境教育・普及啓発や環境配慮経営)
- 取組② 企業や地域のリサイクルステーションの拡大
- 取組③ 使い捨てプラスチックの削減・分別の徹底
(容器包装のリユース・リサイクル)
- 取組④ 食品ロス・食品廃棄物への対応
(フードドライブ・フードバンクの支援と拠点設置)

施策2 廃棄物の適正処理

- 取組① ぽい捨てゼロ・マナーアップ運動の推進
- 取組② 不法投棄の防止
- 取組③ 災害に伴って発生する廃棄物への対応

施策3 公共施設等の適正な維持管理と有効活用

- 取組① 公共施設の長寿命化・新たな環境マネジメントシステムを推進
- 取組② 遊休施設や旧ごみ焼却施設の有効活用

施策1 安全・快適な地域の生活環境を保全

- 取組① 車からの環境負荷軽減や生活排水対策の推進
- 取組② 騒音・振動など環境監視や発生源対策を徹底

施策2 環境を知り・学ぶ地域学習を推進

- 取組① 里山自然学校などの塾活動を推進
- 取組② 子どもたちへの環境教育を推進（施設見学や自然体験学習、副読本の制作）
- 取組③ 市民団体等とともに環境リーダーを育成

施策3 美しいまちなみや景観の形成

- 取組① 自然景観・農村景観の保全と創造
(花のまちづくり活動や屋外広告物デザイン向上)
- 取組② 歴史的・文化的資源の保全と活用
(文化財・古民家等の保全活用のマッチング)

施策4 災害や感染症など非常時の対応

- 取組① 健康被害の予防
- 取組② 新しい生活様式やデジタルシフトを実践

4. 数値目標

本計画の進捗状況を点検・評価するため、具体的な目標年度及び目標値を掲げ、この目標を達成するよう各取り組みを進めていきます。

主要テーマ	目標項目	現況値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	備 考
テーマ1 みんなで アクション	SDGs 宣言団体数	129団体	500団体	
	わがまち美化ピカ隊数	301隊	300隊	
	SDGs 出前講座件数(累計)	97件	200件	
テーマ2 地球環境への思いやり	CO ₂ 排出量(H25年度比)	26%OFF (R5暫定)	50%OFF	令和4年度目標値見直し(35%→50%)
	エネルギー自給率	8.7%	12%	
	低公害車(電動車xEV)保有率	17.4%	40%	
	バイオマス設備の設置補助件数	133件	140件	
	木質バイオマスチップ出荷量	3,950t	8,000t	
	人口あたり上水道使用量	4.0%OFF	8%OFF	
テーマ3 健康で豊かな自然との 共生	木場潟年間来場者数	82.9万人	120万人	令和5年度東園地開園
	木場潟COD(75%値)	7.6 mg/l	5.0±1 mg/l	
	生態系回復数(累計)	6種	15種	
	五感指標水辺調査 好感度	一%	好感度 80%	未実施
	酒米作付面積	30ha	25ha	

主要テーマ	目標項目	現況値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	備 考
テーマ4 循環型社会 の形成	可燃ごみ排出量削減率 (H20年度比)	23.6%OFF (21.0%OFF)	33%OFF	令和4年度目標値見直し (50%→33%)
	一般廃棄物リサイクル率	20.3% (19.7%)	30%	令和4年度目標値見直し (33%→30%)
	可燃ごみのプラスチック混入 率	7.7%	5%	
	コンポスト等の補助件数(累計)	2,294 件	2,500 件	
	わがまち美化ピカ隊数	301 隊	300 隊	再掲
テーマ5 美しく快適 な生活環境	花のまちづくり推進員	1,604 団体・個人	3,000 団体・個人	
	里山・里海拠点施設指定数	21 施設	20 施設	
	SDGs 出前講座件数 (累計)	97 件	200 件	再掲
	海浜エリア植林数	27,346 本	10,000 本	

※ 可燃ごみ排出量削減率及び一般廃棄物リサイクル率のカッコ内数値は、災害廃棄物を含む。

第11章 こまつ環境パートナーシップ

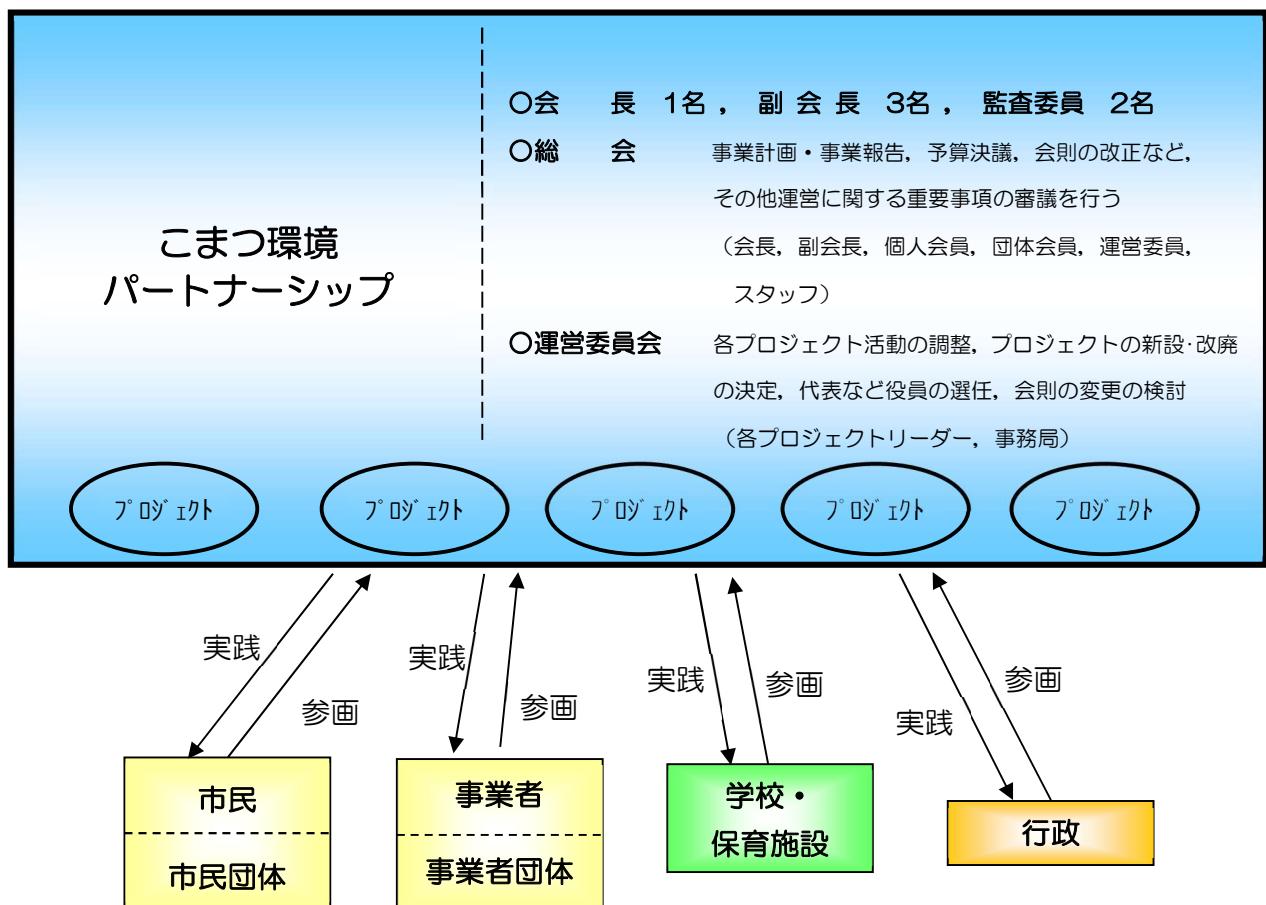
1. 概要

(1) 設立

「こまつ環境パートナーシップ」は、市民の皆さん、事業者の皆さん、行政が連携し、平成16年8月19日に設立されました。第2次こまつ環境プランの望ましい環境像「～良好な環境を次世代へ～自然と共生するエコロジーこまつ」の推進のために取り組んでいます。

「第3次こまつ環境プラン」を実効性のあるものとし、市民・事業者・行政が協働で取り組み、子どもたちに美しい地球環境を残していくことを目的として活動しています。

図1 組織体制



(2) 会則

(名称)

第1条 本会は、「こまつ環境パートナーシップ」という。

(目的)

第2条 「第3次こまつ環境プラン」の基本方針である「みんなでアクション」「地球環境への思いやり」「健康で豊かな自然との共生」「循環型社会の形成」「美しく快適な生活環境」の実現を目的に、市民・事業者・行政のパートナーシップ組織として、こまつ環境パートナーシップを設立する。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 「こまつ環境プラン」の各施策をプロジェクト事業として推進する。
- (2) 市民・事業者・行政間のネットワーク化とパートナーシップづくりに努める。
- (3) 市民・事業者・行政が行う活動、事業への情報提供、相談、調整
- (4) 「こまつ環境プラン」の進行管理と政策提言
- (5) その他、目的達成のために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し会員となる市民・市民団体・事業者・事業者団体、小松市をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に役員として会長1人、副会長3人、監査委員2人を置く。

- 2 会長・副会長は、会員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職を代理する。
- 4 監査委員は本会の会計を監査する。
- 5 任期は2年とし、再選を妨げない。

(会議)

第6条 本会は、第2条の活動を円滑に進めるため、総会及び運営委員会を開催する。

- 2 総会は、会員の総意を集約し、最高意思決定の場とする。
- 3 総会は、会長が招集し議長となる。また、通常年1回の開催とするが、必要に応じ臨時に開催できる。
- 4 総会は、会則の変更、予算決議、事業報告、事業計画、その他運営に関する重要事項を審議する。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決定する。
- 6 運営委員会は、事務局と各プロジェクトリーダーで構成し、必要に応じ会長が招集し開催する。
- 7 運営委員会は、下記の役割を担う。
 - (1) 各プロジェクト活動の調整
 - (2) プロジェクトの新設、改廃の決定
 - (3) 代表など役員の選任
 - (4) 会則の変更の検討

8 運営委員会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決定する。

(プロジェクト)

第7条 本会の活動や取り組みを効果的に進めるため、プロジェクト部会を設置し、実践的な取り組みを進める。また、プロジェクトは必要に応じて新設・改廃することができる。また、このプロジェクト部会は次のような役割・性格を有する。

- (1) 「こまつ環境プラン」の各施策を実現するための中心となる。
- (2) いくつかのものは、課題を設定して市民参加型で進める。
- (3) 各団体が現在活動を展開している事業も、環境プランの方向性に沿うものであれば、プロジェクトとして位置づける。
- (4) プロジェクトでの話し合いや取組みを運営委員会で調整し、市全体の環境行政に反映していく。

(運営費)

第8条 本会の運営費は寄付金、補助金、事業収入、その他収入をもって当てる。

(基金)

第9条 第3条に定める事業を推進するために、こまつ環境パートナーシップ基金（以下「基金」という。）を設置することができる。

- 2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も安全かつ有利な方法により運用しなければならない。
- 3 基金の運用から生ずる収益は、事業会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
- 4 基金は、第3条に定める事業を推進するため、必要と認めた時に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第11条 本会の事務局は当面の間、小松市役所主管課内に置く。

又、事務局員を若干名置き、会の運営に関する事務局機能を果たす。

附則

この会則は、平成16年8月19日から施行する。

この会則は、平成17年6月8日から施行する。

この会則は、平成19年3月31日から施行する。

この会則は、平成22年5月26日から施行する。

この会則は、平成27年3月25日から施行する。

この会則は、平成28年3月25日から施行する。

この会則は、令和3年5月7日から施行する。

2. 取組み状況

(1) プロジェクト事業

多くの市民に「こまつ環境パートナーシップ」の取り組みに参加いただけるようにするには、まず活動の中身を理解していただくことが大切です。こまつ環境パートナーシップでは“今、私たちができること”を考え、実践していくために、19のプロジェクトが活動しています。

表1 プロジェクト一覧 (R7.3.31 現在)

No.	プロジェクト名	設立年月日	活動内容
1	木場潟再生プロジェクト	H16.10.13	木場潟の水質浄化と生態系の保全を目的に、ヨシ原の保護、絶滅した水草の再生、小学生の環境学習の支援などの活動を行っています。
2	魚よみがえれ郷谷川再生プロジェクト	H16.11.17	郷谷川本流には、魚の生息は少ないものの、支流には生息していることが分かっています。数々の実験や調査をはじめ、大学教授などとの交流で魚の生息が少ない原因がわかつてきました。目下、従来の実験や調査内容を整理し、まとめ上げた後に、次のステップに移る予定です。
3	11万人、地球エコの日開催プロジェクト	H17.4.13	未来を担う子どもたちを対象に、エコの意識を育む様々な取り組みを行っています。活動を通じ、子どもたちの環境問題への関心を高めます。
4	こまつエコスクールプロジェクト	H17.6.21	現在、市内すべての小・中・高等学校がいしかわ学校版環境ISOの認定を受け、それぞれの学校で環境教育を進めています。大杉谷川、郷谷川流域学校におけるサケ・イワナ等の放流にも力を入れています。
5	ごみダイエットプロジェクト	H17.7.20	私たちの生活に密着したところからごみの減量を目指し、「マイバッグ運動」や、ボカシを使った「生ごみリサイクル」によって、地球にやさしい環境づくりに取り組んでいきます。
6	もったいないねプロジェクト	H17.8.20	日本にしかない「もったいない」の精神。しかし日本ほど使い捨ての国はありません。自然環境の悪化は人間の活動が深く影響しています。大切なのは、一人ひとりの生活を見直し、できることから始めることです。「捨てない、無駄にしない、大切にする」をモットーに、皆さんの声を集めてさらに広く紹介します。
7	中海郷片栗と里山を守るプロジェクト	H25.1.28	軽海町に咲く片栗の群生地、神社山遊歩道の草刈りや整備を行っています。また、周辺の里山に生息するギフチョウ、ホタル、ジャコウアゲハチョウや梯川に遡上するアコ、サケの観察などを行っています。
8	木場小学校星の城プロジェクト	H26.3.4	モリアオガエル、ササユリ等の貴重な動植物の保護育成と木場小学校周辺の里山、原野の草刈り等、環境整備を目的としています。クマの出没情報が多いことから、平成29年度より草刈りの対象エリアを倍増の20,000平方メートルに拡大しました。
9	千恵子桜を育てるプロジェクト	H29.3.24	松岡町にある千恵子桜は、平成20年に石川県から「健康優良樹」に認定され、平成29年に幹周り3mを越す巨樹となりました。これからも地元町内会、ファンクラブをはじめとするボランティアの皆さんとの協働で樹木の手入れや周辺整備を進め、花見の時期には市内外から訪れるたくさんの皆さんに桜とともに里山の風景を楽しんでいただけるよう活動していきます。
10	明後日朝顔小松 人と資源循環プロジェクト	H30.3.25	朝顔を通じ、人の循環が資源の循環につながることを目的に活動をしています。
11	今まく希望の“エコのたね”プロジェクト	R2.4.1	様々な観点から“エコ”についての啓発を展開し、幅広い年代（特に子育て世代）へ発信する活動を展開しています。
12	食品ロス削減プロジェクト	R2.4.1	フードドライブ、フードシェア。家庭で不要になった食品を集め、必要としている方へ届ける活動をしています。
13	大杉谷川漁協プロジェクト	R5.4.1	周辺児童と稚魚を放流し、水源資源の維持・確保するとともに、生態系調査などの環境教育にも取り組んでいます。
14	大杉谷川をよみがえらせるプロジェクト	R5.4.1	魚の復活のための調査・実験を行うとともに、郷谷川流域の活性化に取り組んでいます。
15	木場潟公園プロジェクト	R5.4.1	木場潟に関係する団体と連携し、木場潟公園の維持・賑わいの抄出、水質改善などに取り組んでいます。

(2) その他の事業

事 業 名	概 要
環境教育事業	<p>1 日時：令和6年10月6日（日）</p> <p>2 会場：サイエンスヒルズこまつ</p> <p>3 内容：</p> <p style="padding-left: 2em;">【第1部】 表彰式、講演会</p> <p style="padding-left: 2em;">【第2部】 エンジョイ！エコまつり</p> <p>4 重点テーマ</p> <p style="padding-left: 2em;">環境教育、食品ロス削減対策、地球温暖化対策、ごみダイエット、水辺・里山対策</p> <p>5 概要</p> <p>(1) 表彰式</p> <p style="padding-left: 2em;">① こまつECOまち表彰 大賞：小寺町町内会 優秀賞：三日市町町内会、下粟津町町内会</p> <p style="padding-left: 2em;">② わがまち美化ピカ隊優良表彰 10年表彰・・・幼保連携型認定こども園よしたけこども園</p> <p>(2) 講演会</p> <p>「ペロブスカイト太陽電池、ペロブスカイト/シリコンタンデム太陽電池が切り拓く、太陽光発電の未来」</p> <p>講師：</p> <p>東芝エネルギーシステムズ株式会社 エネルギー・アグリゲーション事業部 次世代太陽電池開発部 参事 株式会社東芝 研究開発センター ナノ材料・フロンティア研究所 トランステューサー技術ラボラトリー 室長附 五反田 武志 氏</p> <p>(3) エンジョイ！エコまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こまつ環境エリア（こまつ環境パートナーシップによる出展） 水郷・木場潟ひろば、里山ひろば、環境ひろば ・ECOエリア（企業などによる出展） パナソニック（株）、北陸電力（株）小松支店、損保ジャパン（株）、ヤフオク代行スマイルファクトリー、子供服譲渡会、カエルデザイン合同会社、南砺市エコビレッジ推進課 ・エコカーエリア 株式会社 EV 北陸 BYD AUTO 金沢 石川日産自動車販売株式会社 ・キッチンカーエリア farmer てれさ、イルジャルディーノ、カナディアンカフェ、からてん、いまよし、Lippy 2nd、やきやきや ハマヤ
こまつ環境 エコフェスティバル (市と共同開催)	

環境出前講座	町内会や公民館等の行事において、環境問題等について説明する出前講座 (費用無料)
	26年度：6回実施、延248人
	27年度：0回
	28年度：3回実施、延238人
	29年度：1回実施、延71人
	30年度：3回実施、延136人
	1年度：2回実施、延べ60人
	2年度：0回
	3年度：0回
	4年度：0回
	5年度：4回
	6年度：0回

参 考

(1) 市民等の参加による環境保全活動

小松市には、自然保護やリサイクルなど様々な活動を行っている市民団体が多くあります。市では、これらの団体との協働で環境保全活動の推進を図っており、多くの市民団体が国、県などから表彰を受けています。

1) 国からの認定

平成 7 年度 水の郷 (国土交通省) 小松市 (水を活かしたまちづくり)
 平成 20 年度 平成の名水百選 (環境省) 桜生水 (生水の保全活動)

2) 水環境フォーラムにおける「水環境賞」(環境省)

平成 7 年度 小松市木場潟水生生物調査グループ 代表 橋 鉄男
 平成 9 年度 三谷あすなろ学級 (生活排水対策実践) 代表 田中加代枝

3) 水・土壤環境保全活動功労者表彰 (環境省)

平成 16 年度 小松市立苗代小学校
 平成 17 年度 木場潟を美しくする会ボランティア部会
 平成 20 年度 桜生水保存会
 平成 23 年度 木場潟再生プロジェクト

4) 循環型社会形成推進功労者表彰 (環境省)

平成 23 年度 リサイクルネットワーク in 小松

5) 地方自治法施行 70 周年記念総務大臣表彰 (総務省)

平成 29 年度 小松市校下女性協議会

6) リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰

(リデュース・リユース・リサイクル推進協議会)

平成 19 年度 <会長賞>リサイクルネットワーク in 小松

7) 河川功労者表彰 (日本河川協会)

令和元年度 梶川協議会

8) 石川地域づくり表彰

平成 17 年度 <優秀賞>リサイクルネットワーク in 小松

<奨励賞>木場潟を美しくする会

平成 19 年度 <優秀賞>リサイクルネットワーク in 小松

9) 自然保護功労者知事表彰

平成 3 年度	「清掃活動」	尾小屋三区町内会
平成 7 年度	「昆虫の調査・研究」	中山 佐一郎
平成 9 年度	「水生植物の調査・研究」	橋 鉄男
	「動物の調査・研究」	藤野 忠男
平成 10 年度	「植物の調査, 研究」	谷口 信
平成 12 年度	「植物の調査, 研究」	古谷 勉
平成 17 年度	「植物の調査, 研究」	本田 美恵子
	「木場潟の調査, 研究」	本村 公志

10) ふるさと石川環境保全功労者知事表彰

平成 20 年度	循環型社会形成部門 「マイバッグ運動の推進」	小松市校下女性協議会
	自然共生部門 「自然環境調査, 保護活動」	小松市自然保護協会
平成 21 年度	里山・里海の利用・保全 「木場潟の水質調査・保全」	木場潟再生プロジェクト
	清掃・美化 「町民一丸となった花壇の管理」	今江町内会フラワーオアシス
平成 25 年度	里山・里海の利用・保全 「登山道の整備や希少動物の保護活動」	山下 豊
平成 29 年度	再生資源の回収 「家庭ごみの減量とリサイクル推進」	こまつ環境パートナーシップ ごみダイエットプロジェクト

11) いしかわアメニティ奨励賞

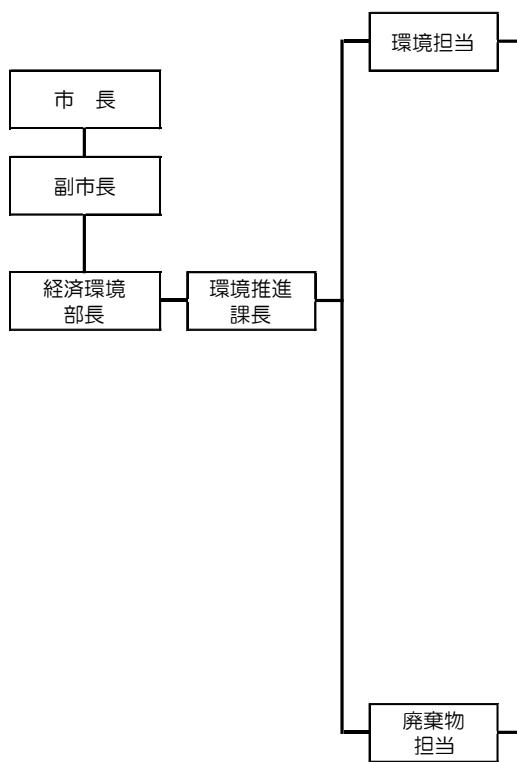
昭和 63 年度	明日の小松をデザインする会 (小松市園町)	
	魅力のあるまちづくりへの市民参加	
平成 2 年度	川上 正 (小松市安宅町)	
	小松市指定史跡公園である安宅公園一帯の松林の保護・育成	
平成 4 年度	綾 竹夫 (小松市大杉町)	
	小松市指定天然記念物キリシマツツジ (樹齢 300 年余) の保護・管理	
平成 5 年度	西俣町蓮如山史跡公園保存会 (小松市西俣町)	
	「蓮如山史跡公園」の整備・保存	
平成 6 年度	小松市布橋町町内会	代表 織田一夫
	小松市指定文化財のミズバショウの保護・管理	
平成 7 年度	小松市赤瀬町 村上清康	
	小松市指定文化財のイロハモミジの保護・管理	
平成 8 年度	西尾元気の里推進協議会	代表 橋本康容
	西尾地区の自然を活かしたまちづくり	
平成 9 年度	桜生水保存会 (小松市河田町)	代表 山本信一
	地域の由緒ある名水の保護・管理	

12) 石川県生活環境改善事業功労者知事表彰 (石川県)

平成 14 年度	リサイクルネットワーク in 小松
----------	-------------------

- 13) 第28回「みどりの愛護」のつどい記念石川県都市緑化功労者知事表彰
(国土交通省, 石川県, 金沢市)
平成29年度 おおかわの会
大杉谷川をよみがえらせる会

(2) 環境行政組織体制（令和7年1月1日現在）



環境政策の企画、調整及び推進に関すること

- ・環境政策にかかる総合的企画調整に関すること
- ・環境審議会に関すること
- ・「こまつ環境プラン」に関すること
- ・「こまつ環境パートナーシップ」に関すること
- ・狂犬病予防に関すること
- ・S D G s 推進に関すること

地球温暖化防止に関すること

- ・地球温暖化防止対策に関すること
- ・省エネルギーに関すること
- ・再生可能エネルギー設備設置助成事業に関すること
- ・木場潟の水質改善に関すること
- ・小河川、木場潟及び地下水の水質保全に関すること
- ・木場潟環境整備促進期成同盟会の事務に関すること
- ・動物愛護に関すること
- ・生物多様性の保全・特定外来種対策に関すること

水辺・里山・生物多様性の保全に関すること

- ・木場潟の水質改善に関すること
- ・小河川、木場潟及び地下水の水質保全に関すること
- ・木場潟環境整備促進期成同盟会の事務に関すること
- ・動物愛護に関すること
- ・生物多様性の保全・特定外来種対策に関すること

環境影響対策に関すること

- ・公告の調査、指導及び規制に関すること
- ・公告関係法令に基づく届出の受理事務等に関すること
- ・環境影響評価に関すること
- ・坑廃水処理に関すること
- ・水質汚濁事故の対応に関すること

ごみの減量化・リサイクルの促進に関すること

- ・ごみの減量化、リサイクル促進の施策に関すること
- ・食品ロスに関すること
- ・廃棄物減量等推進員(通称“リサイクルリーダー”)に関すること
- ・指定ごみ袋に関すること
- ・容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画に関すること
- ・有価物の売却、処理に関すること
- ・生ごみ処理機及びコンポスト等設置補助に関すること
- ・廃食油の燃料化に関すること

一般廃棄物の処理に関すること

- ・ごみの収集処理計画に関すること
- ・ごみ集積場の設置及び補助に関すること
- ・一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること
- ・屎尿処理、浄化槽清掃業の許可に関すること
- ・事業系廃棄物に関すること
- ・災害廃棄物に関すること

環境美化に関すること

- ・「わがまち美化ピカ隊」等環境ボランティアに関すること
- ・側溝汚泥に関すること
- ・廃棄物の不法投棄の防止に関すること
- ・産業廃棄物対策に関すること

エコロジーパークこまつに関すること

- ・クリーンセンターの指導・運営に関すること
- ・リサイクルセンター、最終処分場の指導・維持管理に関すること
- ・周辺対策に関すること
- ・旧美化センターの解体・跡地利用に関すること

環境衛生に関すること

- ・南加賀広域圏事務組合との連絡調整に関すること

(3) 環境関連法令、条例等

①小松市環境基本条例

平成 13 年 3 月 23 日
条例第 9 号

小松市は、はるかに白山連峰を望み、そのすそ野に連なる緑の丘陵地や、梯川を中心とした幾筋もの河川が織りなす自然に恵まれたまちである。

私たちは、この豊かな自然の中で先人たちが培った伝統文化をはぐくみながら、住みよいまちを築き上げる努力を重ねてきた。

しかし、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや利便性を追求してきた結果、環境汚染や自然破壊など環境への負荷が増大し、地域の環境問題にとどまらず、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは良好な環境のもとで、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵みある地球環境を損なうことなく、将来の世代に継承していく責務を有している。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調のもと、人と自然とが健全に共生する良好な環境を保全するとともに、持続的発展が可能な社会を構築していくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行わなければならない。

3 環境の保全は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理及び循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の参加と協働による自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるという認識のもとに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、その社会経済活動に際して、環境の保全に資する取組を自ら率先して実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動におけるあらゆる場合において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

5 事業者は、市長が環境の保全に関する協定の締結を求めたときは、これに応じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において廃棄物の減量、資源の適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的・社会条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的・文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第5章に規定する小松市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう努めるものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、自らの施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第 10 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に關し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第 11 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第 12 条 市長は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者又は開発行為を行おうとする者との間に環境保全協定を締結するよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第 13 条 市は、事業者及び市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第 14 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業並びに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(健康で快適な都市空間の形成)

第 15 条 市は、地域の特性を生かしつつより質の高い環境を創造し、健康で快適な都市空間を形成するため、都市の緑化、水辺の整備、音の環境及び良好な景観の確保並びに歴史的及び文化的環境の形成に關し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の促進)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的かつ効率的な利用等の推進に關し必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育等の推進)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境の保全に関する自主的な活動が促進されるよう、広報啓発活動の充実並びに環境の保全に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 18 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施及び監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第 21 条 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民等の参加及び協力の促進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策については、国、県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 4 章 地球環境の保全

(地球環境保全に関する国際協力)

第 23 条 市は、前章に掲げる施策と相まって、地球環境の保全に寄与するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、国、県その他の地方公共団体及び民間の団体等との連携を図りながら、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 5 章 小松市環境審議会

(小松市環境審議会の設置)

第 24 条 本市の環境の保全に関する事項を調査審議するため、小松市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 25 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 市長の諮問による、環境の保全に関する基本的な事項及び重要事項に関すること。
- (3) 他の条例により、その権限に属せられた事項を処理すること。
- (4) その他市長が環境保全上必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第 26 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 27 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有するもの及び関係行政機関の職員の中から、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に小松市環境審議会規則(平成 5 年小松市規則第 55 号)の規定に基づいて委嘱又は任命された小松市環境審議会委員は、この条例の規定による小松市環境審議会委員に委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、第 26 条第 3 項の規定にかかわらず平成 14 年 3 月 31 日までとする。

(小松市公害防止条例の一部改正)

3 小松市公害防止条例(昭和 46 年小松市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、小松市環境基本条例(平成 13 年小松市条例第 9 号。以下「環境条例」という。)の規定に基づき、公害の防止に関する必要な事項を定め、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第7条第3項及び第13条第2項中「第15条に規定する小松市環境審議会」を「環境条例に規定する小松市環境審議会」に改める。

第3章を削る。

第17条を第15条とする。

第18条を第16条とし、第4章を第3章とする。

(小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

4 小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成6年小松市条例第17号)の一部を次のよう
に改正する。

第8条を次のように改める。

(環境審議会への諮問)

第8条 市長は、廃棄物の減量化に関する事項、廃棄物の適正な処理に関する事項、その他市長が必要があると認める事項について、小松市環境基本条例(平成13年小松市条例第9号)に規定する小松市環境審議会に諮問することができる

②小松市公害防止条例

昭和46年9月30日
条例第28号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小松市環境基本条例(平成13年小松市条例第9号。以下「環境条例」という。)の規定に基づき、公害の防止に関する必要な事項を定め、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(平13条例9・全改)

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例において「ばい煙等」とは、ばい煙、粉じん、ガス、汚水、廃液、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、すすんで環境の浄化に努め、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に資するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、あらゆる施策を通じて、公害の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、もって市民の健康で安全な生活を確保しなければならない。

2 市は、公害の発生源、発生原因及び発生状況等を常に監視するとともに、公害防止のための調査研究を行うものとする。

(昭58条例23・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、公害を発生させることのないよう常に努力し、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 市民は、その所有又は管理に係る土地について、清掃、雑草の除去及び植樹の促進、その他公害を防止するため適正な管理を行わなければならない。

(昭58条例23・一部改正)

第2章 公害の防止に関する施策

(工場新設等の届出)

第6条 物の製造若しくは加工を目的とする工場若しくは動物の飼育を目的とする事業所を新設し、又は増設しようとする事業者は、新設又は増設工事の開始の日の60日前までに、事業計画書、配置図及び公害防止方法書その他必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(昭58条例23・一部改正)

(公害防止協定)

第7条 市長は、特に公害の発生のおそれのある工場若しくは事業所を既に設置している事業者、又は新設し、若しくは増設しようとする事業者と公害の未然防止に関する協定を締結するものとする。

2 事業者は、市長から前項の協定について協議の申出があったときは、速やかに応じなければならない。

3 市長は、前項の協議が整わないときは、協定の内容に関し環境条例に規定する小松市環境審議会の意見を聞くものとする。

4 事業者は、前項の審議会の意見を尊重し、協定の締結に応ずるよう努めなければならない。

(昭58条例23・平5条例31・平13条例9・一部改正)

(ばい煙等の減少計画の提出)

第8条 市長は、公害防止のため必要と認める場合は、事業者に対し、ばい煙等の減少に関する計画の提出を求めることができる。

(勧告)

第9条 市長は、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある事業者に対し、その防止について必要な勧告を行うことができる。

(昭58条例23・一部改正)

(事故届等)

第10条 事業者は、事故により公害を発生させたときは、直ちに操業を中止し、又は短縮するなど応急の措置を講じ、その状況を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした事業者は、速やかに当該事故の再発防止に関する計画を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により計画を提出した事業者は、当該計画に係る措置を完了した日から、3日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(昭58条例23・一部改正)

(産業廃棄物の処理等)

第11条 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を適切に処理(他の者に処理を委託する場合を含む。)するよう努め、当該処理に伴って人の健康又は生活環境に障害を及ぼさないようにしなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、産業廃棄物の種類、発生量及び処理の方法等について報告を求めることができる。

(昭58条例23・一部改正)

(苦情の処理)

第12条 市長は、公害に関する苦情について、市民の相談に応じ、必要があるときは、他の地方公共団体及び関係行政機関と協力して、その適切な処理を行うものとする。

(昭58条例23・一部改正)

(紛争の調整)

第13条 市長は、公害に係る紛争が生じ、当事者から要請があった場合は、和解の仲介等紛争の調整をすることができる。

2 市長は、前項の紛争を調整する場合において、当該紛争が重要であると認めるときは、環境条例に規定する小松市環境審議会の意見を聞くものとする。

(昭58条例23・平5条例31・平13条例9・一部改正)

(援助)

第14条 市長は、公害の防止施設の整備を促進するため、ばい煙等を処理する施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせん、助言その他の援助に努めるものとする。

第3章 雜則

(平13条例9・旧第4章繰上)

(報告及び検査)

第15条 市長は、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある事業者に対し、ばい煙等を排出する施設若しくは作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又は市の職員及び必要に応じ市長が委嘱する者に事業者の工場、事業所その他の場所に立ち入り、ばい煙等の発生施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員及び市長の委嘱を受けた者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(昭58条例23・一部改正、平13条例9・旧第17条繰上)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例9・旧第18条繰上)

附 則

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第31号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年小松市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。

附 則(平成13年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

③小松市公害防止条例施行規則

昭和46年10月1日
規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、小松市公害防止条例(昭和46年小松市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(工場新設等の届出)

第2条 条例第6条の規定による届出は、工場新(増)設届出書(様式第1号)又は動物飼育施設新(増)設届出書(様式第2号)によってしなければならない。

(昭58規則41・一部改正)

(ばい煙等の減少計画の提出)

第3条 条例第8条の規定による計画の提出は、ばい煙等の減少計画書(様式第3号)によってしなければならない。

(昭58規則41・一部改正)

(事故届等)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、事故発生届出書(様式第4号)によってしなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による計画は、事故再発防止計画書(様式第5号)によってしなければならない。

3 条例第10条第3項による届出は、事故再発防止完了届(様式第6号)によってしなければならない。

(昭58規則41・一部改正)

(産業廃棄物の範囲等)

第5条 条例第11条第1項に規定する産業廃棄物の範囲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定するものとする。

2 条例第11条第2項に規定する報告は、産業廃棄物の処理等に係る報告書(様式第7号)によってしなければならない。

(昭58規則41・平13規則11・一部改正)

(身分証明書)

第6条 条例第15条第2項の規定による身分を示す証明書は、様式第8号のとおりとする。

(平13規則11・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第41号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、従前に定められていた様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成6年規則第6号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第11号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第39号)

1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。

④小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例

平成6年3月25日

条例第17号

小松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年小松市条例第12号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 市民の参加及び協力(第6条—第9条)

第3章 廃棄物の減量化(第10条—第19条)

第4章 廃棄物の適正処理(第20条—第30条)

第5章 一般廃棄物処理業(第31条—第34条)

第6章 手数料(第35条—第37条)

第7章 地域の生活環境の保持(第38条—第40条)

第8章 技術管理者の資格(第41条)

第9章 屋外堆積場(第41条の2—第41条の4)

第10章 雜則(第42条—第45条)

第11章 罰則(第46条—第48条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、資源の有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な環境の形成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例で定める用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)。

以下「法」という。)で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 事業者 事務所、事業所、官公署、学校、病院その他これらに準ずる施設で事業を行う者をいう。

- (2) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (3) 資源物 再利用を目的として本市が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (5) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (6) ごみ等 飲食物等を収納していた袋、容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他これらに類する物をいう。
- (7) 可燃ごみ 家庭系廃棄物のうち、可燃性の厨芥類、草木類若しくはプラスチック又は再資源化が困難なプラスチック製容器包装、紙類若しくは繊維類をいう。
- (8) ポイ捨て等 ごみ等をごみ箱等の回収容器以外の場所に捨てること及び動物を飼養管理している者がその動物の糞を放置することをいう。
- (9) 不用品等 事業活動又は家庭生活において使用される物品で、使用済みのもの又は使用されることなく不用とされたものであり、かつ、再資源化その他の方法による再利用のために収集されたもの(次のいずれかに該当するものを除く。)をいう。
- ア 廃棄物(法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)
- イ 木くずチップ(木くずを切断し、破碎し、又は粉碎したもので廃棄物以外のものをいう。)
- ウ その他市長が規則で定めるもの
- (10) 屋外堆積 建物の外において収集された不用品等を出荷のため集荷し、選別し、又は保管することをいう。
- (11) 屋外堆積場 現に屋外堆積の用に供し、又は供する予定の土地であって当該土地が小松市の区域に存するものをいう。
- (12) 屋外堆積事業者 事業活動として規則で定める規模以上の屋外堆積を行う者(複数の者が共同して屋外堆積を行う場合であって、当該複数の者が代表者を定めた場合には当該代表者)をいう。

(平26条例12・令4条例22・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量化を推進し、及び廃棄物の適正な処理を図るとともに、生活環境の清潔の保持に努めなければならない。

2 市長は、市民及び事業者に対して、廃棄物の減量化及び適正処理に関する意識の啓発を図り、その推進に努めなければならない。

3 市長は、第1項の責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化に努め、廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量化及び適正処理に関し、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 市民は、地域の生活環境の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 市民の参加及び協力

(市民等に対する支援)

第6条 市長は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、事業所等の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な支援を行い、その育成に努めるとともに、これらのものの意見を施策に反映できるよう努めなければならない。

(相互協力)

第7条 市長、市民及び事業者等は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力し、連携しなければならない。

(環境審議会への諮問)

第8条 市長は、廃棄物の減量化に関する事項、廃棄物の適正な処理に関する事項、その他市長が必要があると認める事項について、小松市環境基本条例(平成13年小松市条例第9号)に規定する小松市環境審議会に諮問することができる。

(平13条例9・全改)

(廃棄物減量等推進員)

第9条 市長は、社会的に信望があり、一般廃棄物の減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する本市の施策への協力その他の活動を行う。

第3章 廃棄物の減量化

(資源回収の徹底等)

第10条 市長は、再利用に配慮した資源物の分別収集及び処理施設での資源の回収等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請)

第11条 市長は、再利用を促進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に、必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(市民の自主的な活動)

第12条 市民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、地域団体等による再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

(再生資源等の利用)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(再生資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(平22条例16・一部改正)

(再利用の容易性の自己評価等)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

(包装、容器等の適正化)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の回収等によって、包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、商品の販売等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を市民が選択できるよう努めなければならない。

(商品の選択)

第17条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量、再利用等環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(大規模建築物の所有者等の義務)

第18条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「大規模建築物」という。)の所有者は、市長の指導に従い、当該大規模建築物における事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 大規模建築物の所有者は、毎年度1回、規則で定めるところにより、当該大規模建築物における事業系廃棄物の減量化に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 大規模建築物の所有者は、当該大規模建築物における事業系廃棄物の減量化及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

4 大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量化に関し、当該大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(指導)

第19条 市長は、大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該大規模建築物の所有者に対して、改善その他必要な措置をとるべき旨の指導を行うものとし、指導に従わない場合、当該大規模建築物から排出される事業系廃棄物を、市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

第4章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第20条 市長は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを公示しなければならない。一般廃棄物処理計画を変更したときも同様とする。

(家庭系廃棄物の自己処理)

第21条 市民は、家庭系廃棄物で容易に処分することができるものを、生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(家庭系廃棄物の適正処理)

第22条 市長は、一般廃棄物処理計画に従って、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 市民は、自ら処分し、又は再利用しない家庭系廃棄物(規則で定める長さ又は重量を超えるものを除く。)については、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、市長が指示する定期収集日に、所定のごみ集積場に排出しなければならない。

3 前項に規定するごみ集積場は、町内会においてあらかじめ市長の同意を得た上で設置し、当該町内会により適正に管理されなければならない。

4 市民は、家庭系廃棄物(第1項の規則で定める長さ又は重量を超えるものにあっては、規則で定める長さ及び大きさに整理されたものを含む。)を自ら運搬し、若しくはその旨を市長に申し出て本市の行う個別収集を受け、又は一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

5 市民は、第2項の規定により家庭系廃棄物のうち、可燃ごみを所定のごみ集積場に排出する場合は、当該家庭系廃棄物を市長が定める袋(以下「小松市指定ごみ袋」という。)に収納するものとする。ただし、災害その他特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

6 市長は、前項の規定を遵守しない者に対し、注意又は指導を行い、これに従わない場合は、収集運搬及び処理をしないことができるものとする。

7 家庭系指定袋の規格等については、市長が別に定める。

(平22条例16・平28条例19・平29条例38・令4条例22・一部改正)

(収集又は運搬の禁止等)

第22条の2 本市及び市長が指定する者(以下「本市等」という。)以外の者は、前条第2項の規定により所定のごみ集積場に排出された同項の家庭系廃棄物(以下「排出物」という。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、本市等以外の者が前項の規定に違反して、排出物のうち、缶、瓶その他再利用等の対象となる物として規則で定めるものを収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平22条例16・追加)

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第23条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、自ら一般廃棄物の運搬、処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に規定する基準に従わなければならない。

(占有者等の協力義務)

第24条 占有者等は、自ら処理しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管し、又は市長が指示する定期収集日に、所定の場所へ排出する等本市の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 占有者等は、一般廃棄物の排出に当たっては、当該一般廃棄物を市長が別に定める容器(以下「ごみ容器等」という。)に収納し、飛散しないようにするとともに、排出場所を常に清潔にしなければならない。

(事業系廃棄物の適正処理)

第25条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

2 市長は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、一般廃棄物処理計画に従って、事業系廃

棄物の処理を行うことができる。

(平16条例12・平28条例19・令4条例22・一部改正)

(事業系廃棄物の保管場所)

第 26 条 事業用の建築物の所有者又は事業用の建築物を建設しようとする者は、当該建築物又はその敷地内等に、廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 大規模建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長と協議のうえ、当該大規模建築物における事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第 27 条 市長は、一般廃棄物のうち、適正に処理することが困難である物を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定された適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正処理困難物を自らの責任でその回収等の措置をとるよう要請することができる。

3 市長は、第1項の規定により、適正処理困難物を指定したときは、これを公表するものとする。

(一般廃棄物の排出禁止等)

第 28 条 占有者等は、本市が行う一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有毒性、危険性、有害性若しくは引火性のある一般廃棄物又は著しく悪臭を伴う一般廃棄物
 - (2) 犬、猫等の死体
 - (3) 特別管理一般廃棄物
 - (4) 前条第1項の規定により指定された適正処理困難物
 - (5) 規則で定める容量又は重量の大きい一般廃棄物
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、本市が行う処理に支障を及ぼすおそれのある一般廃棄物

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、その旨を市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(平29条例38・一部改正)

(一般廃棄物搬入の申出)

第 29 条 本市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等、事業者又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長に申し出なければならない。

(本市による産業廃棄物の処分)

第30条 市長は、一般廃棄物の処理又は本市の処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 本市で処分する産業廃棄物は、市長がその都度指定するものとする。

第5章 一般廢棄物處理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第31条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。), 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。), 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

- (1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。
 - (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものであるとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでの一に該当する者

この条例の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者

4 第1項又は第2項の許可は、2年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の

保全上必要な条件を付付することができる。

(平10条例15・平22条例16・一部改正)

(事業の範囲変更の許可)

第32条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)はその一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならぬ。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(処理基準)

第33条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第23条に規定する基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(許可の取消及び停止命令等)

第34条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が、法第7条の3の規定により、又はこの条例に違反したときは、その許可を取り消し又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは本市の処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平22条例16・一部改正)

第6章 手数料

(廃棄物処理手数料)

第35条 市長は、廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定めるところにより手数料を徴収する。

2 前項の手数料のうち、大型ごみ(家庭系廃棄物のうち、第22条第2項の規則で定める長さ又は重量を超えるものであって、かつ、同条第4項の規則で定める長さ及び大きさに整理されたものをいう。以下同じ。)の個別収集及び処分に係る手数料(処理に困難を伴う廃棄物につき別途加算される額を含み、以下「大型ごみ処理手数料」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定により、大型ごみ処理券による収入の方法により徴収する。この場合においては、領収書は発行しないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例13・平22条例16・平29条例38・平31条例8・一部改正)

(大型ごみ処理手数料の納付)

第35条の2 前条第2項に規定する大型ごみ処理手数料の納付は、大型ごみ処理券を購入することにより行うものとし、既納のものは還付しない。

(平22条例16・追加)

(証紙の種類及び形式)

第35条の3 大型ごみ処理券の券面額は、5百円及び千円とし、その形式は規則で定める。

(平22条例16・追加)

(大型ごみ処理券の売りさばき)

第35条の4 大型ごみ処理券は、市又は市長が指定する大型ごみ処理券売りさばき人(以下「処理券売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

2 市長は、前項の処理券売りさばき人を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、直ちにこれを告示するものとする。

3 処理券売りさばき人は、規則で定めるところにより、大型ごみ処理券を市長から買い受けるものとする。

4 消印し、又は著しく汚損し、若しくは破損した大型ごみ処理券は、無効とする。

5 処理券売りさばき人は、これを返還して現金の還付を受けることができない。ただし、大型ごみ処理券の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第2項に規定する処理券売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、大型ごみ処理券の売りさばきに関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例16・追加)

(廃棄物処理手数料の減免)

第36条 市長は、天災、火災その他規則で定める事情があると認めるときは、第35条に規定する手数

料を減免することができる。

(平24条例45・一部改正)

(許可申請手数料等)

第37条 第31条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けようとする者、同条第4項の規定による許可の更新を受けようとする者、第32条第1項の規定による事業の範囲変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、申請の際、別表第2に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(平24条例45・一部改正)

第7章 地域の生活環境の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第38条 何人も、ポイ捨て等を行うことにより、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

3 公共の場所で、宣伝物、印刷物、その他の物を配布し、又は配布させた者は、ポイ捨て等の防止を呼びかけるとともに散乱した物を速やかに清掃しなければならない。

(平26条例12・一部改正)

(土地、建物等の清潔の保持)

第39条 占有者等は、その土地又は建物を清潔に保持し、側溝の清掃、雑草の除去等に努め、周囲に匂いを設ける等みだりに廃棄物が捨てられることがないように、適切に管理しなければならない。

2 土木、建築等の工事を行う者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整備に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第40条 缶、瓶等で飲食物を販売する者は、空き缶、空き瓶等が散乱しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、空き缶、空き瓶等の散乱防止と、再利用促進のための回収等市民の意識の啓発に努め、必要な措置を講じなければならない。

第8章 技術管理者の資格

(平24条例45・追加)

第41条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこ

れらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者

(平24条例45・追加、平31条例8・一部改正)

第9章 屋外堆積場

(平26条例12・追加)

(屋外堆積場の届出)

第41条の2 屋外堆積事業者が、規則で定める規模以上の屋外堆積場を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより届け出なければならない。

(平26条例12・追加)

(基準)

第41条の3 市長は、生活環境の保全を図るため、屋外堆積場の設置及び管理に関する基準を設け、屋外堆積事業者は、その基準を遵守しなければならない。

(平26条例12・追加)

(事故時の措置)

第41条の4 屋外堆積等を原因とする事故により、屋外堆積場の周辺の環境が損なわれ、若しくは公害が発生し、又はこれらのおそれがあるときは、屋外堆積事業者は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、当該事故による被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置(次項において「措置」という。)を講じなければならない。

2 措置を講じないとき又は市長において措置が必要と認めたときは、市長は、屋外堆積事業者に対し、措置を講じるよう命じることができる。

(平26条例12・追加)

第10章 雜則

(平24条例45・旧第8章繰下、平26条例12・旧第9章繰下)

(開発事業に関する事前協議)

第42条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、その開発事業を行う区域から当該開発事業の完了後に生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(平24条例45・旧第41条繰下)

(報告の徴収等)

第43条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができる。

(平24条例45・旧第42条繰下)

(立入検査)

第44条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所のある土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを掲示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平24条例45・旧第43条繰下)

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例45・旧第44条繰下)

第11章 罰則

(平22条例16・追加、平24条例45・旧第9章繰下、平26条例12・旧第10章繰下)

第46条 第22条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平22条例16・追加、平24条例45・旧第45条繰下)

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平22条例16・追加、平24条例45・旧第46条繰下)

第48条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平22条例16・追加、平24条例45・旧第47条繰下)

附 則

- 1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、改正前の小松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によつた指示、届出、承認、許可その他の行為で、この条例に相当する規定があるものは、この条例の相当規定によつた指示、届出、承認、許可その他の行為とみなす。
- 3 大規模建築物を建築しようとする者で、この条例の施行の日前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による計画の通知が受理されたものには、当該大規模建築物について第26条第2項の規定は適用しない。
- 4 小松市環境美化センター条例(昭和58年小松市条例第21号)の一部を次のように改正する。
第3条中「小松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年小松市条例第12号)第12条」を「小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成6年小松市条例第17号)第30条」に改める。

附 則(平成8年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第15号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第20号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第20号)

この条例は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第12号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第16号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第22条の次に1条を加える改正規定、第37条の2を削る改正規定、第8章の次に1章を加える改正規定の適用については、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第48号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 平成22年10月1日

(3) 第3条の規定 平成23年4月1日

附 則(平成24年条例第45号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、屋外堆積事業者が現に設置している屋外堆積場については、この条例による改正後の小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)第41条の2第1項中「設置しようとするときは、あらかじめ」とあるのを「施行日において設置しているときは、施行日から3月を超えない範囲内で規則で定める日までに」と読み替えて新条例の規定を適用する。

(平成26年規則第13号で、平成26年4月30日までにと読み替え)

附 則(平成 28 年条例第 19 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び第 25 条の改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行のために必要なこの条例による改正後的小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第 22 条第 5 項の家庭系指定袋の作製その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 29 年条例第 38 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後的小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第 35 条の規定は、施行日(前項に規定する施行期日をいう。以下同じ。)以後の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、施行日前の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第 1 条の規定による改正後のエコロジーパークこまつ条例及び第 2 条の規定による改正後的小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の施行のために必要な準備行為は、施行前においても行うことができる。

附 則(平成 31 年条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 41 条第 6 号及び第 7 号の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後的小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、施行日前の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則(令和 4 年条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後的小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、施行日前の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前的小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第 22 条第 5 項の規定による市長が定める袋は、この条例の施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

(準備行為)

- 4 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表第 1(第 35 条関係)

(平 31 条例 8・全改、令 4 条例 22・一部改正)

⑤小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成 6 年 3 月 25 日

規則第 3 号

小松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和 47 年小松市規則第 6 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成 6 年小松市条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び条例で使用する用語の例による。

(平 26 規則 14・一部改正)

(不用品等に該当しないもの)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 9 号ウの規定により市長が規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 農林漁業を営むために堆積するもの

(2) 土石類

(3) 木材及び竹材(チップ状のものを含む。)

(平 26 規則 14・追加, 令 5 規則 7・一部改正)

(屋外堆積事業者の要件)

第 2 条の 3 条例第 2 条第 12 号の規定による規則で定める規模とは、屋外堆積の面積が 200 平方メートル以上のもの及び屋外堆積する不用品等の高さが概ね 2 メートルを超えるものをいう。

(平 26 規則 14・追加, 令 5 規則 7・一部改正)

(一般廃棄物の収集方法)

第 3 条 条例第 20 条に定める一般廃棄物処理計画に基づき、市が行う一般廃棄物の収集は、次の各号に定める方法による。

(1) 定期収集 一般廃棄物について、定期的に巡回収集する方法をいう。

(2) 個別収集 区域内の占有者等から大型ごみについて、申し込みを受け、個別に収集する方法をいう。

2 市長は、前項の一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 4 条又は第 4 条の 3 に定める基準に従い委託することができる。

(平 16 規則 20・平 22 規則 27・平 30 規則 35・一部改正)

(大型ごみの定義)

第 3 条の 2 条例第 22 条第 2 項に規定する規則で定める長さ又は重量の比較的大きい家庭系廃棄物(以下「大型ごみ」という。)は、別表第 1 に定める品目で、最大の辺若しくは径が 50 センチメートル以上 3 メートル以下のもの、かつ重量がおおむね 50 キログラム以下のものとする。

2 前項にかかわらず、大型ごみに指定するものは、別表第 2 に定める品目とする。

(平 22 規則 27・追加)

(搬出物の収集等をできる者等)

第 3 条の 3 条例第 22 条の 2 第 1 項に規定する市長が指定するものは、法第 7 条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けたもの、市から委託を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行うも

の及び町内会と収集の契約を締結したものとする。

2 条例第 22 条の 2 第 2 項に規定する再利用等の対象となる物として規則で定めるものは、ペットボトル、プラスチック製の容器(ペットボトルを除く。)及び包装、古紙、自転車、なべ、やかん等の金物及び電気炊飯器、電気掃除機等の電気機械器具とする。

(平 22 規則 27・追加、平 24 規則 61・一部改正)

(ごみ容器の標準規格)

第 4 条 条例第 24 条第 2 項に規定する市長が別に定めるごみ容器とは、市長が指定したごみ袋又はこれに準ずるもので、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に支障のない袋等とし、その標準規格は、次の各号に定めるものとする。

(1) 容器の容量は、45 リットル以内であること。

(2) 8 キログラム以内の一般廃棄物を収納できること。

(平 22 規則 27・令 5 規則 7・一部改正)

(ごみ容器による排出協力)

第 5 条 区域内の占有者等は、条例第 24 条によるほか、一般廃棄物について第 3 条の定期収集の方法によるときは、可燃性廃棄物と不燃性廃棄物とを別々のごみ容器に収納して排出しなければならない。

2 前項の一般廃棄物を収納したごみ容器は、それぞれの収集日に所定の場所へ所定の時間内に持ち出さなければならない。

(平 16 規則 20・一部改正)

(排出禁止等の一般廃棄物)

第 6 条 条例第 28 条第 1 項第 5 号に規定する、容量又は重量の大きい一般廃棄物の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) おおむね最大の辺若しくは径が 3 メートル以上、重量 50 キログラム以上の大型ごみ

(2) その他本市が行う処理に支障を及ぼすおそれがあると、市長が認める一般廃棄物

(平 22 規則 27・一部改正)

(一般廃棄物処分場の指定)

第 7 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定により、市長が指示する一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 運搬場所 エコロジーパークこまつ及び市長の指定する処分場とする。

(2) 運搬方法 条例第 23 条に定める基準による。

(平 30 規則 35・一部改正)

(指定袋の規格等)

第 8 条 条例第 22 条第 7 項に規定する小松市指定ごみ袋の規格等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小松市指定ごみ袋は、半透明で、氏名等記入欄を設ける。

(2) 小松市指定ごみ袋に収納する家庭系廃棄物は可燃ごみとし、その他の家庭系廃棄物については、透明又は半透明のごみ容器を使用することができる。

(3) 家庭系指定袋の規格は、次のとおりとする。

(ア) 45 リットル袋(様式第 1 号) 縦 800 ミリメートル、横 650 ミリメートル、厚さ 0.03 ミリメートル

(イ) 30 リットル袋(様式第 1 号の 2) 縦 700 ミリメートル、横 390 ミリメートル、厚さ 0.03 ミ

リメートル

(ウ) 20 リットル袋(様式第 1 号の 3)縦 600 ミリメートル, 横 350 ミリメートル, 厚さ 0.03 ミリメートル

(エ) 12 リットル袋(様式第 1 号の 4)縦 540 ミリメートル, 横 260 ミリメートル, 厚さ 0.03 ミリメートル

2 その他小松市指定ごみ袋の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(平 16 規則 20・全改, 平 26 規則 14・平 28 規則 12・平 28 規則 33・平 29 規則 3・平 31 規則 30・令 5 規則 7・一部改正)

(大規模建築物の範囲)

第 9 条 条例第 18 条第 1 項に規定する事業用大規模建築物(以下「大規模建築物」という。)は、次に掲げる建築物とする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 2 条に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗(平 15 規則 28・一部改正)

(廃棄物減量計画書の提出)

第 10 条 条例第 18 条第 2 項の規定による大規模建築物の減量計画書の提出は、大規模建築物事業系廃棄物減量計画書(様式第 2 号)により、毎年度 1 回(5 月末までに提出)行わなければならない。(廃棄物管理責任者の届出)

第 11 条 条例第 18 条第 3 項の規定による大規模建築物の廃棄物管理責任者は、当該大規模建築物の管理について権限を有する者(所有者を含む。)でなければならない。

2 条例第 18 条第 3 項の規定による大規模建築物の廃棄物管理責任者の届出は、大規模建築物廃棄物管理責任者選任届(様式第 3 号)により、選任又は変更した日から 30 日以内に行わなければならない。

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第 12 条 条例第 31 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書(様式第 4 号)

(2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書(様式第 5 号)

2 条例第 31 条第 4 項に規定する一般廃棄物の処理業の許可期間は 2 年とする。

3 第 1 項に規定する申請書は、当該業を行おうとする日の 1 月前までに提出しなければならない。(平 10 規則 40・一部改正)

(事業の範囲変更の許可)

第 13 条 条例第 32 条第 1 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲変更を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、前条第 3 項に準ずるものとする。

(一般廃棄物処理業の許可を要しない者)

第 14 条 条例第 31 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書に規定する規則で指定する者は、次のと

おりとする。

- (1) 市長の委託を受けて、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者
- (2) 一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者で、再生利用されることが確実であると市長が認め、市長が再生利用指定業として指定した者
(一般廃棄物処理業の許可の基準)

第15条 条例第31条第3項第3号の規定による、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に対する許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業

ア 施設に係る基準

- (ア) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (イ) 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

イ 申請者の能力に係る基準

- (ア) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (イ) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2) 一般廃棄物処分業

ア 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

(ア) 施設に係る基準

- ① 净化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。), 焼却施設その他の処理施設を有すること。
- ② その他的一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- ③ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(イ) 申請者の能力に係る基準

- ① 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ② 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

イ 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

(ア) 施設に係る基準

- ① 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- ② 海洋投入処分を業として行う場合には、一般廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

(イ) 申請者の能力に係る基準

- ① 一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ② 一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的

基礎を有すること。

(許可証)

第 16 条 市長は、第 12 条及び第 13 条の規定により、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又は事業の範囲変更の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可証を交付するものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第 7 号)
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可証(様式第 8 号)

2 許可業者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に許可証再交付申請書(様式第 9 号)を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業廃止等の変更届出)

第 17 条 許可業者は、その事実の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所等申請書記載事項に変更があった場合の届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書(様式第 10 号)により行うものとする。

- 2 許可業者は、前項の規定による届出(その事実の全部を廃止したときを除く。)により、許可証の記載事項について変更が生じたときは、当該許可証の書換え交付を申請することができる。
- 3 許可証の書換え交付を受けようとするものは、市長に許可証書換え交付申請書(様式第 10 号の 1 の 2)を提出しなければならない。この場合において、当該申請書に書換え前の許可証を添えなければならない。

(平 31 規則 30・一部改正)

(許可証の返還)

第 18 条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 条例第 34 条第 1 項の規定により許可を取り消されたとき。
- (2) 条例第 32 条第 1 項に規定する事業の範囲変更の許可を受けたとき。
- (3) 当該許可に係る事業の全部を廃止したとき。

(屋外堆積等の届出)

第 18 条の 2 条例第 41 条の 2 に規定する規則で定める規模以上の屋外堆積場とは、屋外堆積場(通路その他の屋外において不用品等の集荷、選別又は出荷の用に供する場所を含む。)が第 2 条の 3 に掲げる要件を満たすものをいう。

2 条例第 41 条の 2 の届出は、屋外堆積等届出書(様式第 10 号の 2 の 1)によるものとする。

(平 26 規則 14・追加)

(指導の基準)

第 18 条の 3 条例第 41 条の 3 の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 屋外堆積場の周囲に、関係者以外の者の屋外堆積場への立入りを防ぎ、かつ外部からの視界を遮るための高さ 2m 以上の囲い(堆積した不用品等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)を設けること。
- (2) 関係者が出入りを行うときのほかは屋外堆積場の出入口には施錠等を行い、関係者以外の者の立入りができないようにすること。ただし、出入口については、防犯等の安全管理上、外部からの視界を確保すること。

(3) 屋外堆積場の出入口及びその他の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した掲示板(縦及び横の長さが 60 センチメートル以上のものに限る。)を設置すること。

ア 屋外堆積事業者の氏名及び住所(法人又は団体の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び当該法人又は団体の所在地)

イ 屋外堆積事業者の連絡先(法人又は団体の場合にあっては、代表者の連絡先又は当該法人若しくは団体の連絡先)

ウ 屋外堆積場の名称

エ 堆積する不用品等の種類

オ 条例第 41 条の 2 の規定により届出をした年月日

(4) 堆積した不用品等の高さは、第 1 号の規定により設置した囲いの高さを超えないようにすること。

(5) 不用品等の落下、崩落、衝突等による騒音の発生を防止するため必要であるときは、遮へい物の設置その他の必要な措置を講じること。

(6) 次に掲げる事項のおそれがあると市長が認めた場合に、当該事項の防止のため必要な措置を講じること。

ア 不用品等の形状又は性質による不用品等の飛散

イ 屋外堆積等の作業による粉じん等の発生

(7) 事業排水が有害物質(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定するものをいう。), 油等を含む場合には、当該事業排水に係る不用品等が堆積された部分の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離施設その他の必要な設備を設けること。

(8) 地域住民等の環境保全に関する意見に配慮して屋外堆積等を行うこと。

(平 26 規則 14・追加)

(手数料の徴収方法)

第 19 条 手数料は、処理の申出のあった者から、その申出の際徴収する。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず隨時に徴収することができる。

(大型ごみの収集等の手数料)

第 19 条の 2 条例別表第 1 に規定する品目別に定める額は、別表第 1 及び別表第 2 に定めるところによる。

(平 22 規則 27・追加)

(大型ごみ処理券)

第 19 条の 3 条例第 35 条の 3 で規定する大型ごみ処理券(以下「大型ごみ処理券」という。)の様式は、様式第 10 号の 2 のとおりとする。

(平 22 規則 27・追加)

(大型ごみ処理券売りさばき人の指定)

第 19 条の 4 条例第 35 条の 4 第 2 項の規定により大型ごみ処理券売りさばき人(以下「処理券売りさばき人」という。)の指定を受けようとするものは、小松市大型ごみ処理券売りさばき人指定申請書(様式第 10 号の 3)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市区町村が発行する市区町村民税に関する納税証明書

- (2) 直近の財務諸表
 - (3) 大型ごみ処理券を売りさばく場所(以下「処理券販売所」という。)の地図
 - (4) 処理券販売所の外観の写真
- 3 前項の規定にかかわらず、処理券売りさばき人の指定を受けようとするものが小松市町内会名簿に登載されている町内会である場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 処理券販売所の地図
 - (2) 規約の写し
- 4 市長は第1項の規定による申請により処理券売りさばき人を指定したときは、小松市大型ごみ処理券売りさばき人指定通知書(様式第10号の4)により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 5 処理券売りさばき人の指定を受けたものは、処理券販売所の見やすい位置に所定の表札を掲げなければならない。

(平22規則27・追加)

(処理券売りさばき人の指定要件)

第19条の5 処理券売りさばき人の指定を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小松市内において店舗又はこれに類似する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業とするもの
 - (2) 経営の安定性及び継続性が認められるもの
 - (3) 処理券販売所又はこれに類似する施設が複数存在する場合は、本部等により業務の取りまとめが可能であるもの
 - (4) 防犯設備等により、大型ごみ処理券の保管を確実に行えるもの
 - (5) 市町村民税を滞納していないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、町内会その他市民の利便性の向上を図る上で市長が特に必要と認めたものについては、処理券売りさばき人の指定を受けることができるものとする。

(平22規則27・追加)

(処理券売りさばき人の氏名等の変更)

第19条の6 処理券売りさばき人は、第19条の4第4項に規定する指定通知書の記載事項に変更が生じたときは、小松市大型ごみ処理券売りさばき人変更届出書(様式第10号の5)を市長に提出しなければならない。

(平22規則27・追加)

(処理券売りさばき業務の廃止)

第19条の7 処理券売りさばき人が大型ごみ処理券の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに小松市大型ごみ処理券売りさばき業務廃止届出書(様式第10号の6)を市長に提出しなければならない。

(平22規則27・追加)

(指定の取消し)

第19条の8 市長は、処理券売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき

(2) 第 19 条の 5 第 1 項各号のいずれかに該当しなくなったとき(同条第 2 項の規定により指定を受けたものを除く。)

(3) 前条の規定により、小松市大型ごみ処理券売りさばき業務廃止届出書が提出されたとき

2 市長は、前項の規定により処理券売りさばき人の指定を取り消したときは、小松市大型ごみ処理券売りさばき人指定取消通知書(様式第 10 号の 7)により、その旨を処理券売りさばき人に通知するものとする。

(平 22 規則 27・追加)

(大型ごみ処理券の買い受け)

第 19 条の 9 処理券売りさばき人が大型ごみ処理券を買い受けようとするときは、小松市大型ごみ処理券買受申込書(様式第 10 号の 8)を市長に提出するとともに、所定の納付書にてその代金を支払わなければならない。

(平 22 規則 27・追加)

(大型ごみ処理券の取扱手数料)

第 19 条の 10 市長は、処理券売りさばき人が買い受けた大型ごみ処理券の代金の 100 分の 10 に相当する金額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する率を乗じて得た金額を加えた金額を大型ごみ処理券取扱手数料(以下「取扱手数料」という。)として、処理券売りさばき人に交付する。

2 前項の取扱手数料は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 164 条第 3 項の規定により、売りさばき代金に係る現金から繰り変えて支払うものとする。この場合において、その金額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 処理券売りさばき人が前条の規定に違反した場合は、市長は、第 1 項に規定する取扱手数料を減額し、又は交付しないこととができる。

(平 22 規則 27・追加、平 24 規則 61・一部改正)

(大型ごみ処理券の売りさばき)

第 19 条の 11 処理券売りさばき人は、大型ごみ処理券をその券面額で売りさばくものとし、汚損し、又は破損した大型ごみ処理券を売りさばいてはならない。

(平 22 規則 27・追加)

(大型ごみ処理券の交換)

第 19 条の 12 処理券売りさばき人は、その責めに帰すことのできない理由によって汚損し、又は破損した場合のみ大型ごみ処理券の交換を請求することができる。この場合、小松市大型ごみ処理券交換請求書(様式第 10 号の 9)に交換しようとする大型ごみ処理券を添えて、市長に提出しなければならない。

(平 22 規則 27・追加)

(大型ごみ処理券の返還による現金の還付)

第 19 条の 13 処理券売りさばき人が、条例第 35 条の 4 第 5 項ただし書きの規定により現金の還付を受けようとするときは、小松市大型ごみ処理券還付請求書(様式第 10 号の 10)に還付を受けようとする大型ごみ処理券を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第 19 条の 10 第 1 項の規定により、取扱手数料が交付されている時は、当該大型ごみ処理券の券面額からその取扱手数料に相当する額を差し引いた金額を還付するものとする。

(平 22 規則 27・追加)

(財務規則の適用)

第 19 条の 14 この規則に定めるもののほか、大型ごみ処理券に関する会計事務については、小松市財務規則(昭和 58 年小松市規則第 12 号)で定めるところによる。

(平 22 規則 27・追加)

(手数料の減免申請)

第 20 条 条例第 36 条の規定により、手数料の減免対象となる事由は次のとおりとする。

- (1) 天災、火災等の災害に伴うもの
 - (2) 町内会、婦人会等の公共的団体が行う環境美化活動に伴うもの
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(平 16 規則 20・旧第 21 条繰上)

(再生利用指定業者)

第 21 条 条例第 31 条第 1 項及び第 2 項に規定する、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者は、市長から再生利用指定業者(以下「指定業者」という。)の指定を受けなければならない。

- 2 指定業者の指定を受けようとする者は、再生利用指定業者指定申請書(様式第 12 号)により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき指定業者を指定したときは、指定を受けた者に対し、再生利用指定業者指定証(様式第 13 号)を交付するものとする。
- 4 指定業者の変更等の届け出は、第 13 条(事業の範囲変更)、第 16 条第 2 項(許可証の再交付)、第 17 条(廃止等)、第 18 条(許可証の返還)等の規定を準用するものとする。

(平 16 規則 20・旧第 22 条繰上)

(事前協議を要する開発事業)

第 22 条 条例第 42 条に規定する開発事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業
- (2) 土地区画整理事業法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が本市の一般廃棄物処理計画に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める事業

(平 16 規則 20・旧第 23 条繰上、平 22 規則 27・平 24 規則 61・一部改正)

(身分証明書)

第 23 条 条例第 44 条第 2 項に規定する身分証明書は、様式第 14 号のとおりとする。

(平 16 規則 20・旧第 24 条繰上、平 24 規則 61・一部改正)

(委任)

第 24 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平 16 規則 20・旧第 25 条繰上、平 26 規則 14・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の小松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によつて申請、届出、処分その他の行為で、この規則に相当規定があるものは、この規則の

相当規定によってした申請、届出、処分その他の行為とみなす。

- 3 当分の間、第8条第2項の規定にかかわらず、縦800ミリメートル以内、横650ミリメートル以内の透明又は半透明の袋を同項に規定する事業系指定袋の規格とみなす。

(平31規則30・追加)

附 則(平成10年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後的小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成12年規則第56号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第20号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第1号)抄

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成22年規則第27号)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3条の3の追加規定の適用については平成23年4月1日から施行する。

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成24年規則第61号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第12号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後的小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第19条の2の規定は、この規則の施行の日以後に個別収集される大型ごみの手数料につき適用するものとし、同日前に個別収集される大型ごみの手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においてもおこなうことができる。

附 則(平成30年規則第35号)

この規則は、小松市環境美化センター条例及び小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成 29 年小松市条例第 38 号)の施行の日(平成 30 年 7 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 31 年規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正前の小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定による家庭系指定袋は、この規則の施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

3 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

別表第 1(第 19 条の 2 関係)

(平 22 規則 27・追加、平 30 規則 25・令 5 規則 7・一部改正)

(4) 公害関係法令及び条例に基づく届出受理事務

①小松市公害防止条例に基づくもの

(届出先:環境推進課(小松市長あて))

届出の種類	内 容	届出部数	届出の期間
工場新(増)設届出書 動物飼育施設新(増)届出書	工場・飼育施設等を新設又は増設する場合	2部	工事開始日の60日前まで
ばい煙等の減少計画書 ・ばい煙の減少計画書 ・粉じん、ガス又は悪臭の減少計画 ・汚水、廃液の減少計画	公害防止のために必要と認める場合	2部	
事故発生届出書	事故により公害を発生させた場合	2部	直ちに
事故再発防止計画書	再発防止に関する計画	2部	速やかに
事故再発防止完了届	計画に係る措置を完了した場合	2部	完了の日から3日以内
産業廃棄物の処理等に係る報告書	必要と認める場合	2部	

②大気汚染防止法に基づくもの (届出先:南加賀保健福祉センター(石川県知事あて))

届出の種類	内 容	届出部数	届出の期限
ばい煙発生施設設置届出書	工場、事業場に施設を設置する場合	2部	工事着手予定の60日前まで
ばい煙発生施設使用届出書	現に工場、事業場に設置している施設が、該当施設になった場合	2部	該当施設となった日から30日以内
ばい煙発生施設構造等変更届出書	施設の構造、使用の方法等変更の場合	2部	工事着手予定日や変更する60日前まで
ばい煙発生施設氏名等変更届出書	氏名、住所又は工場名、事業場名、所在地の変更の場合	2部	変更があった日から30日以内
ばい煙発生施設使用廃止届出書	施設の使用を廃止する場合	2部	廃止した日から30日以内
ばい煙発生施設承継届出書	届出者の地位を承継する場合	2部	承継した日から30日以内
揮発性有機化合物排出施設設置届出書	工場、事業場に施設を設置する場合	2部	工事着手予定の60日前まで
揮発性有機化合物排出施設使用届出書	現に工場、事業場に設置している施設が、該当施設となった場合	2部	該当施設となった日から30日以内
揮発性有機化合物排出施設構造等変更届出書	施設の構造、使用の方法等変更の場合	2部	工事着手予定日や変更する60日前まで
揮発性有機化合物排出施設氏名等変更届出書	氏名、住所又は工場名、事業場名、所在地の変更の場合	2部	変更があった日から30日以内
揮発性有機化合物排出施設使用廃止届出書	施設の使用を廃止する場合	2部	廃止した日から30日以内

届出の種類	内 容	届出部数	届出の期限
揮発性有機化合物排出施設 承継届出書	届出者の地位を承継する場合	2部	承継した日から30日以内
一般粉じん発生施設設置届出書	工場、事業場に施設を設置する場合	2部	設置前
一般粉じん発生施設使用届出書	現に工場、事業場に設置している施設が、該当施設となった場合	2部	該当施設となった日から30日以内
一般粉じん発生施設構造等 変更届出書	施設の構造、使用の方法等変更の場合	2部	設置前
一般粉じん発生施設氏名等 変更届出書	氏名、住所又は工場名、事業場名、所在地の変更の場合	2部	変更があった日から30日以内
一般粉じん発生施設使用 廃止届出書	施設の使用を廃止する場合	2部	廃止した日から30日以内
一般粉じん発生施設承継届出書	届出者の地位を承継する場合	2部	承継の日から30日以内
特定粉じん排出等作業届出書	特定建築材が使用されている建築物、工作物を解体、改造、補修する場合	2部	作業開始の日14日前まで

(令和7年4月 石川県大気汚染防止のしおり参照)

③ダイオキシン類対策特別措置法に基づくもの

(届出先：南加賀保健福祉センター（石川県知事あて）)

届出の種類	内 容	届出部数	届出の期限
特定施設設置届出書	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	2部	工事着手予定日の60日前まで
特定施設使用届出書	現に工場、事業所に設置している施設が、特定施設となった場合	2部	当該施設となった日から30日以内
特定施設構造等変更届出書	施設の構造、使用の方法等を変更する場合	2部	工事着手予定日や変更する60日まで
特定施設氏名等変更届出書	氏名、住所又は、工場名、事業場名、所在地の変更の場合	2部	変更があった日から30日以内
特定施設使用廃止届出書	施設の使用を廃止する場合	2部	廃止した日から30日以内
特定施設承継届出書	届出者の地位を承継する場合	2部	承継した日から30日以内

(令和7年4月 石川県ダイオキシン類対策特別措置法のしおり参照)

④水質汚濁防止法に基づくもの (届出先：南加賀保健福祉センター（石川県知事あて）)

届出の種類	届出が必要なとき	届出部数	届出時期
特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 設置届出書	施設を設置しようとするとき	2部	工事着手の60日前まで
特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 使用届出書	法改正等で新たに施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置しているとき	2部	事由発生から30日以内

届出の種類	届出が必要なとき	届出部数	届出時期
特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 変更届出書	施設の構造、使用の方法等変更をしようとするとき	2部	工事着手の60日前まで
特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 氏名等変更届出書	氏名、名称及び住所、所在地等の変更があったとき	2部	事由発生から30日以内
特定施設使用廃止届出書	施設の使用を廃止したとき	2部	事由発生から30日以内
特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 承継届出書	譲受、借受、相続、合併、分割があったとき	2部	事由発生から30日以内

(令和7年5月 石川県水質汚濁防止(排水規制・構造基準等)のしおり参照)

⑤騒音規制法・振動規制法に基づくもの (届出先:環境推進課(小松市長あて))

届出の種類	内 容	届出部数	届出の期間
特定施設設置届出書	指定地域内で新たに特定施設を設置する場合	2部	設置(工事着工)の30日前まで
特定施設使用届出書	施設が特定施設となった場合	2部	特定施設となった日から30日以内
特定施設の種類ごとの数変更届出書 (騒音) 特定施設の種類及び能力ごとの数、 特定施設の使用の方法変更届出書 (振動)	特定施設の種類ごとの数等を変更する場合	2部	変更に係る工事開始日の30日前まで
騒音(振動)防止の方法変更届出書	騒音(振動)防止の方法を変更する場合	2部	変更に係る工事開始日の30日前まで
特定施設の氏名等変更届出書	氏名等(名称、住所、所在地)に変更があった場合	2部	変更の日から30日以内
特定施設使用全廃届出書	すべての特定施設の使用を廃止した場合	2部	廃止の日から30日以内
特定施設の承継届出書	届出者の地位を承継した場合	2部	承継の日から30日以内
特定建設作業実施届出書	指定地域内で特定建設作業を実施する場合	2部	特定建設作業開始日の7日前まで

⑥ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づくもの(届出先:環境推進課(石川県知事あて))

届出の種類	内 容	届出部数	届出の期間
地下水採取届出書	工業用水・建築物用水に供するため地下水を採取する場合	2部	採取開始前
地下水名変更等届出書	氏名若しくは名称又は住所に変更のあった場合	2部	変更の日から30日以内
地下水承継届出書	揚水設備を借受、譲受や採取者について相続又は合併があった場合	2部	承継の日から30日以内
揚水設備廃止等届出書	採取の廃止や動力によらなくなつた場合等	2部	廃止の日から30日以内

届出の種類	内 容	届出部数	届出の期間
水量測定器設置届出書	揚水設備の吐出口の断面積が 50 m ² を超える場合（水量測定器の設置が必要）	3 部	設置後速やかに
地下水採取量報告書	水量測定器設置者が報告	3 部	年度終了後 1 月以内
地下水使用合理化計画書	前年度の地下水採取量が 40 万 m ³ を超えた場合	3 部	年度終了後 1 月以内
変更報告書	届出揚水設備の吐出断面積を小さく変更した場合	2 部	変更後速やかに

(令和 7 年 4 月 石川県地下水採取規制のしおり参照)

⑦建設リサイクル法に基づくもの

(届出先: 建築住宅課 (小松市長あて))

届出の種類	内 容	届出部数	届出の期間
届出書	特定建設資材に係る対象建設工事を行う場合	1 部	工事着手の 7 日前まで

(5) 小松市環境審議会

①小松市環境審議会規則

平成 13 年 3 月 30 日
規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小松市環境基本条例(平成 13 年小松市条例第 9 号。以下「条例」という。)第 28 条の規定に基づき、小松市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会は、市長が召集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 審議会は、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、条例第 27 条に規定する専門委員及び審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、部会の会議その他の事務を処理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 部会は、部会長が必要に応じて召集する。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、主管部主管課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 小松市環境審議会規則(平成 5 年小松市規則第 55 号)は、廃止する。

3 小松市公害防止条例施行規則(昭和 46 年小松市規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に改める。

第 6 条中「条例第 17 条第 2 項」を「条例第 15 条第 2 項」に改める。

様式第 8 号中「第 17 条」を「第 15 条」に改める。

附 則(平成 18 年規則第 46 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 29 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 27 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

②令和7年度小松市環境審議会委員名簿

所 属	役 職	氏 名
一 号 委 員	一般社団法人 小松市医師会	副会長 勝木 保夫
	小松商工会議所	産業政策委員会委員長 田村 清克
	放送大学石川学習センター	所長 千木 昌人
	金沢大学 新学術創成研究機構	教授 児玉 昭雄
	環境カウンセラー	代表 森 光明
	小松市町内会連合会	副会長 北川 潔
	小松市農業協同組合	代表理事専務 松本 春男
	小松商工会議所女性会	会長 嵐 清美
	小松市校下女性協議会	会長 久保 由味子
	かが森林組合	代表理事組合長 片山 健二
	公益社団法人 小松青年会議所	理事長 山本 幸宗
	連合石川かが地域協議会	議長 安田 大輔
二 号 委 員	小松市廃棄物減量等推進員	代表 吉梅 恵子
	小松市立学校 P T A連合会	会長 田村 義彦
	石川県南加賀保健福祉センター	所長 沼田 直子
	小松市小学校校長会	稚松小学校校長 中辻 育代

(順不同) 令和8年1月7日現在

環境関係用語集

＜環境一般＞

No.	用語	説明
1	公害	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
2	アメニティ	私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚で、一般的には、環境の快適さや感じのよさを意味している。
3	環境基準	大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされているもので、行政上の目標であり、また、汚染の未然防止の指針となるものである。
4	環境影響評価 (アセスメント)	開発行為の実施に先だち、計画段階から、大気、水質、土壤、生態系の環境に与える影響を予測・評価し、さらに予防策や、代替案を比較検討することをいい、開発行為の環境に対する影響を事前に予知し、その悪影響を防止、制御することを目的として実施するものである。
5	公害防止協定	地方公共団体（住民）と企業との間で、公害防止のために必要な措置を取決める協定のことをいう。協定の内容は多様であるが、低硫黄重油の使用、集じん機、排煙脱硫装置などの設置、緊急時の措置、被害発生時の補償、立入調査の受認など総合的な公害対策を約する場合が多い。公害規制法の不備を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例による規制とならぶ有力な公害行政上の手段として広く利用されている。
6	生活排水	炊事、洗濯、入浴、し尿など人の生活に伴って公共水域に排出される水をいい、そのうちし尿を除いたものを生活雑排水という。平成2年6月に水質汚濁防止法が改正され生活排水対策の法制化が図られた。
7	用途地域	都市計画法に基づき、都市計画区域に定められる地域で、第1種・第2種低層住居専用、第1種・第2種中高層住居専用、第1種・第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業及び工業専用地域の12種類がある。用途地域内における建築物、工作物については建築基準法等により種々の制限が加えられている。なお、騒音・振動に係る規制基準は用途地域により基準値が区別して定められている。
8	ppm (Parts Per Million)	100万分の1を示す表示で、大気汚染や悪臭の汚染物の濃度を表示するのに使用する単位である。たとえば、1立方メートルの大気中に1立方センチメートルの物質が含まれている場合を1ppm含有しているという。
9	ppb (Parts Per Billion)	ppmの1000分の1、すなわち10億分の1を表す単位である。

〈大気関係〉

No.	用語	説明
1	ばい煙	物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、その他窒素酸化物など有害物質をいう。
2	ばい煙発生施設	工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出されるもののうちその施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものをいい、主にボイラーや焼却炉などがある。
3	粉じん発生施設	工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるものをいい、主に破碎機やベルトコンベアなどがある。
4	K値規制	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の濃度を規制するために、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるもので、いわゆる濃度規制といわれる方式である。
5	総量規制	前述の濃度規制に対する規制方式で、これはある地域において環境保全上許容できる汚染負荷量の総量をその地域の環境容量として設定し、その環境容量の範囲内で汚染物質の総排出量を各発生源に合理的に配分する規制方式である。
6	特定物質	物の科学的処理などに伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で、アンモニア、フッ化水素などの物質をいう。
7	硫黄酸化物 (SOx)	重油など硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄、三酸化硫黄などの総称である。無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる。
8	窒素酸化物 (NOx)	燃焼一般に伴って発生し、燃焼段階で燃料中の窒素が酸化されたり、空気中の窒素が酸化され生成される物質で、一酸化窒素、二酸化窒素などの総称である。発生源として自動車、ボイラーなど広範囲にわたっており、一酸化窒素は血液中のヘモグロビンと反応し血液毒であると同時に麻痺作用を呈する。二酸化窒素は肺深部及び肺毛細管まで侵入するため、肺に対する毒性が強い。
9	浮遊粒子状物質 (SPM)	発生源は土砂等の飛散、固体物質の破碎によるもの、又燃焼過程から出るものなど多種多様であるが、これらの微粒子の大きさが $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質と呼んでいる。比較的長期間大気中に滞留して呼吸器系深部にまで侵入し、肺胞に残留するなど悪影響を与える。
10	微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\text{ }\mu\text{m}$ ($=0.0025\text{ mm}$) 以下の微細な粒子の総称であり、主な発生源は、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生する施設を有する工場・事業所や自動車排気ガスである。PM2.5は、SPMに比べ粒径がより小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。
11	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物、炭化水素など強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾンである。人体には目やのどを刺激し、頭痛、中枢神経の障害があり、植物の葉を白く枯らせたりする影響もみられる。
12	一酸化炭素 (CO)	有機物の不完全燃焼の際発生する炭素の酸化物である。主に自動車排出ガス中に含まれ、無色無臭のガスで血液中のヘモグロビンと強く結合し、本来酸素と結合すべき血液の働きをなくし中枢神経障害を起こす。

No.	用語	説明
13	炭化水素 (HC)	塗料, 溶剤, 石油プラントなどから直接大気中に放出されている他, 自動車排ガス等に不完全燃焼物として含まれており, 炭素と水素からなる有機化合物の総称である。それ自体も有害ではあるが, 窒素酸化物とともに光化学オキシダントの有力な原因物質として注目されている。一般的に低分子量の炭化水素は比較的毒性は少ないが, 分子量が大きくなると麻痺性, 毒性が増加する。なかには, 発癌性のある物質も少なくない。
14	降下ばいじん	発生源は浮遊粒子状物質と同様であるが, 粒径が大きいものをいい, 大気中に滞留する時間が短く, 自重や雨などにより沈降しやすい物質の総称である。
15	光化学スモッグ	オキシダントを指標とした二次的な汚染状態で, 春から夏にかけ日射の強い気温の高い日や, 風速が弱く視程が悪い状態のとき出現しやすい。
16	酸性雨	大気中に排出された硫黄酸化物, 窒素酸化物などが空気中の水分あるいは雨と作用し, 雨水が酸性化されたもので, 通常 pH5.6 より低い場合をいう。欧米では, 森林被害や建造物の損傷などの被害が出ている。
17	二酸化鉛法 (PbO ₂ 法)	硫黄酸化物が二酸化鉛を反応して硫黄鉛を生成することを利用した測定方法であり, 二酸化鉛を塗布したものを円筒カバーの中に一定期間放置しておき, 生成した硫黄鉛より硫黄イオン量を測定する。
18	導電率法	空気を一定の流速で過酸化水素中に吸収反応させ, 空気中の硫黄酸化物を化合生成した硫酸の濃度により, 電気伝導度の変化を利用して硫黄酸化物の量を連続測定するもので, その結果は ppm で表わす。
19	中性ヨウ化カリウム法	オキシダントの測定に用いられる方法で, 緩衝液によって中性にしたヨウ化カリウム溶液に反応させヨウ素を遊離する方法である。遊離したヨウ素の吸光度を測定して定量する。
20	排煙脱硫	硫黄酸化物の排出を防止するため, 硫黄酸化物を排煙中から取り除く方法である。脱硫法は乾式法と湿式法に大別され, それぞれ長所短所を有するが, 現在火力発電所など大規模施設では湿式の方がよく導入されている。
21	逆転層	主として気温逆転層をいう。大気の温度は普通地表に近いほど高く, 上空ほど低い。しかし, その逆に地表付近の温度より高い温度の層が上空に出来ることがあり, その層を逆転層という。この層が出来ると地表付近の空気は停滞し, 大気の拡散力が弱まり, 空気中のばい煙や有毒ガスなどが低く漂い汚染がひどくなる。
22	テレメーターシステム	遠隔地の状態を自動的に測定し, その情報を電気信号に変えて送信する電気計器と, 送受信機の総称である。汚染監視のため, 測定局から自動測定されたデータが, 中央局に電話回線を通じて送られ, 常時その状況が把握できる仕組みである。
23	Nm ³ /時 (Nm ³ /h)	温度が零度であって, 圧力が 1 気圧の状態に換算した 1 時間当たりのガス量を表わす単位である。

<水質関係>

No.	用語	説明
1	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
2	一般項目 (生活環境項目)	水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準に定められている項目を指し、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数となっており、海域の場合は、pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）となっている。
3	健康項目	水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準として定められた項目で、すべての公共用水域に適用され、かつ、ただちに達成され維持されるよう努めるものとされている。従来シアン他8項目が定められていたが、平成5年3月に改正され、基準値の強化や、項目の追加などが行われた。
4	pH（水素イオン濃度）	水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標でpH7は中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。自然水のpHは6.5～8.5の範囲にある。
5	BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。
6	COD (化学的酸素要求量)	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど有機物による汚濁が大きい。
7	DO（溶存酸素）	水に溶けている酸素の量を示す。酸素の溶解量を左右するのは、水温、気圧、塩分などであるが、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素の量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。
8	SS（浮遊物質）	水中に浮遊している微細な固体物の量を表し、数値が高いほど汚濁している。一般河川では25mg/L以下が望ましい。
9	大腸菌	大腸菌の存在は、糞便の流入等を示すものであり、これが多ければ、赤痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。また、大腸菌が多いということは快適な生活環境といえないことから水質汚濁の指標とされている。
10	シアン(CN)	青酸カリで知られる有害な物質で、シアンが作用すると組織的窒息を起こして死亡する。通常は、数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。主な発生源は電気メッキ工場、製鉄所、化学工場など。
11	鉛(Pb)	大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが現れ激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な発生源は顔料、塗料化学工場、鉛蓄電池製造業など。
12	クロム(Cr)	クロムは耐食性、耐熱性に富みメッキやステンレス原料として用いられる重金属である。クロムの化合物には青紫色の「3価クロム」化合物と黄赤色を呈する「6価クロム」化合物とがある。6価クロムは毒性が強く、3価クロムは毒性が少ないとされている。

No.	用語	説明
13	カドミウム (Cd)	イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると、慢性中毒となり、腎尿細管の再吸収機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こす。主な発生源はメッキ工場、電子機器製造業など。
14	ヒ素 (As)	灰色で金属光沢があり、鷄冠石、石黄、硫化鉄鉱などに硫化物として含有されている。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素などの殺虫剤として農薬に用いられる。ヒ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。水道水、農業用水のヒ素許容量は0.05ppm以下と決められている。
15	総水銀 (T-Hg)	有機、無機、金属など、水銀全体の化合物のこと。
16	アルキル水銀	メチル水銀などの有機水銀で水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり知覚、聴力、言語障害、視野の狭さく、手足のまひなど中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。主な発生源は化学工場、乾電池製造業など。
17	有機リン	有機リン系化合物は、農薬のほか防炎剤などにも使用されているが、水質汚濁防止法で健康項目として取り上げている対象は農薬のうちでも特定物質に指定されているパラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトン。EPNの4種である。これらは浸透力が強く体内に取り込まれると、頭痛、目まい、手足のしびれなどの症状が出、ときには死を招く。基準値は「検出されないこと」となっているが、定量限界は0.1 mg/Lである。
18	PCB	不燃性で、化学的にも安定しており、熱安定性にもすぐれた物質で、その使用範囲は、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙など多方面である。カネミ油症事件の原因物質で新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となつたため、現在は製造禁止となっている。
19	トリクロロエチレン等有機塩素化合物	自然界には存在しない化学物質で、主に金属・機械・電子部品の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使用されている。その性状は揮発・不燃性の水に溶けにくい液体で、生物分解が困難である。
20	合成洗剤	動植物油脂や鉛油などを化学的に合成して得られる各種の洗剤で、石けん以外のものを一般に合成洗剤と呼んでいる。 石けんとは、天然の油脂を水酸化ナトリウムなどで煮て得た石けん素地に香料などを加えて乾燥成形したものである。洗濯用合成洗剤には、リンの含んだものと含まれていないものがあるが、最近琵琶湖などで富栄養化の問題が起こって以来、リンを含む合成洗剤は少なくなってきた。なお、石けんにはリンは含まれていない。
21	富栄養化	湖水中に溶解性栄養塩（窒素化合物、リン化合物等）が乏しく、生物生産の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩が多く生物生産性の高い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へと変化していく現象を富栄養化という。
22	75%値	河川や湖沼において、低水量以下または低水位以下などの異常な状態になることがあるため、BODやCODの環境基準の判定には年間の水質データをきれいな値から並べて75%の値を用いる。

<騒音・振動関係>

No.	用語	説明
1	特定建設作業	騒音規制法、振動規制法により規制の対象となる作業をいい、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、振動を発生するもので、政令で定められている。
2	騒音レベル	聴覚補正を行った音圧レベルのことをいい、単位はデシベルである。
3	振動レベル	感覚補正を行った振動加速度レベルのことをいい、単位はデシベルである。
4	等価騒音レベル	騒音の評価量の一つで、変動する騒音とエネルギー的に等しい、変動しない騒音のレベルで示すものである。 L_{Aeq} と表したりする。
5	中央値	全測定値を大小順に並べたとき、全個数の 50 パーセント目に相当する値が中央値であり、 L_{50} と表したりする。
6	暗騒音（暗振動）	ある音（振動）を対象として考える場合、その音（振動）がないときのその場所における騒音（振動）を対象の音（振動）に対している。
7	低周波空気振動	可聴周波数（人間が聴くことのできる音の周波数範囲をいい、普通 20 ~ 20,000Hz とされる）以下の音波をいう。「超低周波音」、「超低周波騒音」と同意語である。公害として問題となっている周波数領域は可聴音域を一部含んだ 1 ~ 50Hz 程度であり、波長が長いため障害物の影響を受けにくく空気中の減衰が少ないため、発生源が 100 ~ 2,000m 先であることも普通である。この音波の影響として、戸・障子のがたつきや気分のいらつき、頭痛吐き気などの物的、心理的、生理的苦情が発生する。

<悪臭関係>

No.	用語	説明
1	三点比較式臭袋法	無臭の空気を入れた 3 個 1 組のプラスチック袋の 1 個に問題となった源臭を注入、判定員が他の無臭の袋と区別できなくなるまで、原臭気を薄めていく、その”薄め倍数”を求める方法で、この”薄め倍数”が臭気濃度として表わされ、これを指数に変換したものが臭気指数である。この方法は、指定 12 物質が検出されない場合や、指定 12 物質が個々には規制値以下でも複数の低悪臭が重なって生ずる複合悪臭の場合などに有効である。
2	悪臭除去法	燃焼脱臭法、接触酸化触媒法、オゾンによる酸化法、酸・アルカリ洗浄法、イオン交換樹脂法、電極法、水洗法、吸着法などがある。これらは魚腸骨、鶏ふん、獣脂、肥料などの悪臭を除去するのに、多くの企業で実用されている。

<その他>

No.	用語	説明
1	環境ホルモン	生物の内分泌機能に影響を及ぼす化学物質。簡単に言うと、環境中に放出された化学物質が、体の中に入り我々がもつホルモンと同じような働きをしたり、ホルモンの働きをじゃましたりするもの。 現在、内分泌攪乱作用が疑われている化学物質は約70物質であるが、身の回りには約5万～8万種という多くの化学物質が存在しており、たまたま文献があったものが約70ということにすぎず、影響については未だ不明なものの方が多い。環境ホルモンは、多種類あり、影響を及ぼす機構・作用、体内蓄積度合い、分解されやすさ等は様々である。雄と雌で感受性に違いがあるものもある。また、細胞レベルで観測した現象と実際の人間への影響の関係、及び野生動物におこっている現象が同様に人間にもおこるかどうかについても不明確な部分がある。
2	ダイオキシン類	ダイオキシンは、ベトナム戦争の際にアメリカ軍が使用した枯葉剤に含まれていたことで世界的に知られることとなった。発生源としては、主に廃棄物焼却炉からと言われている。ダイオキシンは、一般的にダイオキシンの仲間も含めた物質を意味している。主な毒性として、発ガン性、内臓障害などが指摘されている。

令和7年度 小松市の環境

2026年2月発行

編集・発行 小松市 経済環境部 環境推進課

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91

TEL: 0761-24-8067 FAX: 0761-23-6404

E-mail: eco@city.komatsu.lg.jp

WEB サイト: <https://www.city.komatsu.lg.jp/>

表紙 “木場潟から望む白山”

本市は、北西部に日本海、東には靈峰白山を望み、風光明媚で豊かな自然に恵まれた環境を有しています。

特に木場潟公園の西園地から望む白山は絶景で、平成27年5月には、第66回全国植樹祭が開催されました。

こうした自然環境を次世代に引き継いでいくことは大変重要な責務です。

今後もこまつ環境パートナーシップをはじめとした、各団体と協働して「We enjoy ECO!!」を市民に呼びかけ、貴重な自然環境を次世代に引き継いでいきます。

